

# 人間的観点からの家政学・家庭科の分析

——中等教育における家庭科教育——

藤本 やす\* 宇高 京子\* 宮崎 照子\*

An Analysis of Domestic Science and Homemaking  
Viewed from Humanity.

—A Study of Homemaking Course by the Middle Grade Education—

Yasu FUJIMOTO. Kyoko UDAKA Teruko MIYAZAKI.

## 目 次

緒 言	18
I 戦前の中等教育における家庭科教育	18
A 女学校の発生	18
B 高等女学校の成立とその性格	20
1 明治時代	20
2 大正時代	23
3 昭和時代	24
C 青年学校の成立とその性格	25
II 戦後の中等教育における家庭科教育	26
A 漸定期の中等教育	26
B 新しい「家庭科」としての中等教育	27
1 新制中学校の変遷	27
(1) 「職業科」の一分科としての時期	28
(2) 「職業および家庭科」の時期	29
(3) 「職業・家庭科」の時期	30
(4) 「技術・家庭科」の時期	32
2 新制高等学校の変遷	35
(1) 自由選択の家庭科	37
(2) 履修が望ましいとされる家庭科	39
(3) 履習を原則とする家庭科	42
(4) 女子必修の家庭科	43
(5) 人間としての調和をのぞむ家庭科	43
結 語	44
参考資料	45
注・引用文献・参考文献	79

\*東京家政大学生生活科学研究所員

## 緒言

家庭科教育は、明治5年に「学制」が公布されて以来、その内容、名称についての変遷はあったが100余年の歴史をもっている。明治初期学校制度発足の当時、裁縫、家事が女子の課業とされてより、戦後6・3制に至るまで、家庭科は「女子修身」とともに一貫して「良妻賢母」をめざす「女子教育」の中心教科であった。この伝統は戦後の家庭科教育にも様々の影響を与えつづけてきた。これは本研究の第1集、第2集、第3集にそれぞれ国定家事教科書、国定裁縫教科書、初等教育における家庭科教育を通してすでに述べた通りである。しかし、戦後の新家庭科は「新教育指針」や「女子教育刷新要綱」に示された教育の民主化、女子教育の改革を中心に、民主的的家庭建設者の教育として発足した。だがこれは、福原美江氏が「家庭科の成立過程研究」で指摘しているように「教科組織の中で家庭科ほど教科理論の薄弱さを示した教科はなかった」という矛盾を成立過程のうちから内包していた。そのことは小、中、高の各学校段階別の家庭科の設置の方法にも現われている。今回は、戦前の女子中等教育と戦後の新しい家庭科の中等教育がどのようにしておこなわれてきたかをさぐり、その背景と、その中に生きる人間、即ち生徒、教師、家族、社会の人々が、いかに人間として人間らしく生きていたかを知ることから出発してゆく。そして本研究の究極の目的である「家政学のあり方について、新しい方向を模索するとともに、そのような家政学を実証的に構築する」<sup>1)</sup>という問題にとりくんでゆくための手がかりとするものである。

## I 戦前中等教育における家庭科教育

### A 女学校の発生

内外の情勢に伴い明治新政府は教育政策に力を入れ、全国民を対象とする教育制度を設け、明治5年8月「学制」を公布し、日本の近代学

校教育の基礎を築いた。学制発布と同時に太政官より「学制」制定の精神及び政府の教育に関する抱負の学事奨励に関する布告が出された。

(資料1)これによると「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめんことを期す」としてされており、全国くまなく旧弊を打破してすべての人々が学に従事するように勧告している。しかし、女子教育の根幹となる女学校・高等女学校の歴史については明治中期以後を待たなければならなかった。

従来の教育は男子を基準としてその設定が行なわれ、男子の学校の成立は平安時代にさかのぼるが女子の学校は江戸時代末期からと考えられる。封建社会においては庶民に至るまで儒学、ことに朱子学的儒教道徳教育を徹底させることを目的として郷学や私塾・寺小屋を奨励していたので全国的に数多く創られていた。郷学、私塾、寺小屋において女子も男子と共に勉学が可能であったが女子の就学率はほぼ男子の就学率の4分の1にすぎず、また地方によっては10分の1にも満たなかった。江戸末期から明治初年にかけて、藩学のなかには女子の入学を認める動きが見られるようになった。藩学そのものは士族の子弟に文武の道を教えるところであったから藩学の門戸は上級士族の男子に限られていた。女子教育の源流を探りその原点と考えられるのは、男子の職業教育に対して女子は自給自足をたてまえとする社会において技能習得が望まれていた。これにより主婦の仕事は衣・食のすべての領域にわたって高度の技術を持っていなければ家政のきりもりは困難であり、その技能は地域によって家ごとに個別化されているという特有の性質を持っていた。そこで見て習うということを通して習得するという特徴を持っていた。親から子へ、子から孫へ、また目上から目下へと見て習うということによって修得し、文字を媒介とする必要性を直接的に感ずることが少なかったから、主婦学を伝達するための学校を設立する必然性が乏しかった。学制発布以前の明治3年に Miss kider が横浜に女兒を対

象に英語塾（後のフェリス和英女学校）を開き英語を主とし他に毛糸編物、西洋刺繍などを教え始めた。明治4年12月に名古屋に女学校が開設され、また明治5年2月、東京に共立女学校設立を文部省が布達している。5月には京都府に新英学校（女学校）および女紅場（女子の手芸の教授施設）が開設された。

社会の趨勢に伴って明治4年12月に文部省は東京に官立女学校設立を決定し、翌明治5年2月に南校境内旧亀岡藩邸に開校した。しかしその規模が狭隘であったため、生徒の増加に伴って東京第四区二小区竹平町に校舎を新築して11月に移転し、「東京女学校」と称した。学校の体裁は尋常小学科に英語を加え、小学科は女教師、語学は外国女教師によって教授させた。学科目は国語・英学・手芸・雑工で修業年限を6カ年とし、外に予科を2年設け国語を課した。すなわち当時の東京女学校の程度は女子小学校育の域を出ていなかった。明治6年に教官7人、内1人米国人、生徒38人であった翌明治7年には生徒70人に達した。明治8年東京女学校においては教則を改め、その程度を中学の教科と等しくするように高め、小学校卒業の女子を教育し、年齢14歳以上17歳以下の生徒を入学させた。修業年限を6カ年とし、これを12級に分け各級6カ月とし、1日4時間半の課業とした。その学科目は読物（地理書・歴史・物理・修身学・養生書・経済書・化学・法律書・雑書）数学（算術・幾何）記簿法、習字、作文、英学、手芸、唱歌、体操であった。明治9年には生徒152人になったが西南戦争のために政府財政の緊縮の必要に迫られ、東京女学校は明治10年2月19日文部省布達第1号を以って廃止された。東京女子師範学校内に英学科を置き、旧東京女学校の生徒より数十人を入学許可する便宜処置をした。この英学科は明治11年に東京女子師範学校の別科として改められ、英学では読本・綴字・書取・習字・文法・作文・地理・歴史・修身を、国語では読本・作文・書取・習字・算術・地理・歴史・画学・裁縫・及物理・博物学・化学・代

数学・幾何学・漢籍書等を勉強していた。

当時生徒は38人であったがその後東京女子師範学校の予科に転じたり、退学をしたりして生徒数が減少したため学年末に別科が廃止された。ここに東京女学校は名実共に絶えることとなった。この間、教科目の中に裁縫が加えられ教授されていた。

当時官立女学校の他に明治5年京都に、同8年栃木・静岡・愛知・山梨・岐阜などの諸県で公立女学校が設置されている。当時の教育事情から学校制度の法規定にあいまいな点があり、公立女学校においてもそれぞれ個性的な学校作りをめざしていた。たとえば官立女学校の設立後、明治5年4月京都府立女学校が開設された。創立当初は新英学校及女紅場と称し、華族の女子に英語及び和洋女紅を授け、英人イーバンス夫妻を教師として、広く一般の人達にも入学を許可し、明治7年6月英女学校と改称し、明治8年2月、珠算・算術・習字を課業に加え、明治9年5月、単に女学校と称し、和漢学を兼ね教へ、女紅場は従前のままとし、別に小学裁縫及び諸礼拝教師並に各地の女紅教師を養成した。明治15年6月女紅場の名を廃し、単に女学校と称し、校制を改革し、普通科、師範科、手芸科の3科とし、手芸科の中に裁縫・刺繍・綴織・機織・押絵・剪糸・袋物・養蚕等の教科を分設し、漢書を省き、修身読書などの科目を重んじ、各科に適応する教規を選定した。この年普通科教員26人、生徒50人 卒業生6人 師範科生徒63人、手芸科教員8人 生徒180人であった。

岐阜県普通女学校は明治13年9月女子師範学校と合併して岐阜県女学校と改称し、その中を普通女学科と師範学科とに分けた。

明治13年6月徳島県では女子師範学校を廃止し、徳島中学附属女学校を置き、女子教育を奨励し生徒45人が入学した。明治14年6月徳島女学校と改称して生徒127人に達している。

当時設立された女学校の成立系譜は、ほぼ①官立の女学校 ②キリスト教条の女学校 ③私塾的女学校 ④その他の女学校の4通りが考

えられた。女子中等教育に関する学制について、これまで何等の規定をも設けて居らず、明治12年の教育令、明治13年の改正教育令、および明治18年の教育令においても女子中等教育に関する規定は記されていない。

中等教育については明治14年7月29日文部省布達第28号によって中学校教則大綱が出された。これによれば「中学校は高等の普通学科を授ける所で中人以上の業務に就くように、または高等学校に入学することを目的としての必須の学科を授けるものとする」と示し、これを初等及び高等の2等に分け、初等中学科では修身、和漢文、英語、算術、代数、幾何、地理、歴史、生物、動物、植物、物理、化学、経済、記簿、習字、図画及び唱歌、体操を課し、高等中学科は初等中学科の修身、和漢文、英語、記簿、図画及び唱歌、体操に三角法、金石、本邦法令を加え、さらに物理、化学が加えられた。高等中学科を卒業した者は大学科、高等専門学科を修めることが出来るが大学科を修めようとする者は外国語を必ず修めるよう要請している。この中学校の修業年限は初等科を4カ年、高等科を2カ年とし、通して6カ年と定められているが伸縮は可能で、1カ年を超えないように指示している。以上から中学校教則の大綱によれば中学校の目的は高等普通学科を授けて中流以上の職業人、または上級学校の進学者を教育することにあり、男子を対象としたものであった。明治15年7月10日東京女子師範学校予科を廃し、附属高等女学校を置くこととなった。女子の高等普通教育機関として高等女学校の名称の用いられた最初である。ここでは淑徳善良な婦女の育成を目的とした。明治16年8月文部郷の施行規則によれば修業年限を5カ年とし、下等科3カ年、上等科2カ年とし、小学校6カ年を卒業した者を入学させることとした。下等科の学科は修身、読書、作文、習字、算術、地理、本邦歴史、博物、物理、図画、裁縫、礼節、音楽、体操とし、上等科の学科は下等科の修身、読書、作文、習字、図画、裁縫、礼節、音楽、体操の他に化学、家

政を加えた。ここに初めて学科目として家政が取り上げられたことが注目される。また、女学校の発生を見たが制度的には進展を見なかったが、しかし女子中等教育への志向性をかいま見ることには出来る。

## B 高等女学校の成立とその性格

### 1 明治時代

女子の高等普通教育に関しては「学制」以来何の施行規定もないままに推移してきた。明治19年勅令第15号中学校令を明治24年12月24日第243号中学校令中改正において改正追加されたものは女子教育に関してであった。その第14条に「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ尋常中学校ノ種類トス。高等女学校ハ女子ニ須要ナル技芸専修ヲ設クルコトヲ得」<sup>2)</sup>と規定が設けられた。これによって高等女学校を尋常中学校と大体同一水準の女子高等普通教育機関として始めて制度化された。

明治28年1月29日文部省令第1号高等女学校規程としてその学科課程及びその他内容が定められた。これによると「第一条、高等女学校ノ学科目ハ修身、国語、外国語、歴史、地理、数学、理科、家事、裁縫、習字、図画、音楽、体操トス 又随意科目トシテ教育、漢文、手芸ノ一科目若クハ数科目ヲ加フルコトヲ得、外国語、図画、音楽ハ府県立学校ニ就キテハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ他ノ学校ニ就キテハ地方長官ノ許可ヲ受ケテ之ヲ欠クコトヲ得 又生徒ノ志望ニ依リ之ヲ課セサルコトヲ得 第二条 高等女学校ノ修業年限ハ六箇年トス 但土地ノ情況ニ依リ一箇年ヲ伸縮スルコトヲ得 第三条 高等女学校ノ第一年級ニ入ルヘキ者ハ修業年限四箇年ノ尋常小学校ノ卒業生若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者トス 第四条 入学生徒ノ資格ヲ高ムルニ從ヒ 第二条ノ修業年限ヲ三箇年マテニ短縮スルコトヲ得 第五条 教授日数ハ毎年大約四十週教授時数ハ毎週大約三十時トス 第六条 高等女学校ノ学科目ノ程度左ノ如シ」<sup>3)</sup>とあり、修身からその内容の程度を明示している。この

中、特に女子に関係のある科目を取り上げて記すと「家事 衣食住 家計簿記 家事衛生育児 其ノ他一家ノ整理経済等ニ関スル事項ヲ授ク 家事ヲ授クルニハ成ルヘク実習セシメ 務メテ 实用ニ適セシメンコトニ注意スヘシ 裁縫 運針法縫方繕方ヲ授ク 裁縫ヲ授クルニハ实用ヲ旨トシ其ノ技能ニ熟達セシムベシ 手芸 土地ノ情况ニ依リ女子ニ適切ナル手芸ヲ授ク」<sup>4)</sup> なお「第八条 中学校令第十四条第二項ニ依リ高等女学校ニ技芸専修科ヲ置クトキハ其ノ学科ハ第一条第一項ノ学科目中一科目若クハ数科目ヲ欠キ技芸ニ属スル某科目ヲ加フルモノトス 但修身、国語、裁縫ハ之ヲ欠クコトヲ得ス 第十一条 本令ニ依ラサル学校ハ高等女学校ト称スルコトヲ得ス」<sup>5)</sup>と、高等女学校規程は高等女学校の内容を定めた上、この令によらないものは高等女学校と称することが出来ないとしたので全国の高等女学校は皆此規程によって教則を改正した。ついで3月20日文部省は高等女学校規程に関する説明文を発した。この説明文を示せば次の通りである。「高等女学校ハ勅令(中学校令第十四条)ヲ以テ女子ニ須要ナル高等ノ普通教育ヲ施ス所ニシテ中学校ノ種類タルコトニ定メラレタレトモ爾来別段ノ規程ヲ定ムルコトナク自然ノ発達ニ任シテ今日ニ至レリ今ヤ高等小学校ヲ卒業シテ尚ホ高等ノ教育ヲ受ケンコトヲ希望スル女子年々其数ヲ増シ高等女学校ノ需要益多キヲ加ヘタレハ今ニ於テ之カ制度ヲ定ムルノ必要ヲ認メ本規程ヲ発セリ」<sup>6)</sup> 従来は一定の基準がなかったため自由に発展して来たが、ここに一つの型が出来上った。しかも高等女学校の程度はその入学資格や修業年限の関係から見て尋常中学校に比べて一段と低いものであった。学科目においては、家事と裁縫とを課し、裁縫は技能の熟達を旨とす技術教育への方向をとることとなった、資料2の学科目及び時間配当表に示しているように他の学科目より裁縫の毎週の時間数が多くなっている。家事は第5学年、第6学年にのみ毎週1時間おかれているにすぎない。明治28年の高等女学校の学科目を規程す

るにあたって实用面から日常生活において女子と裁縫は切りはなすことの出来ない世相であったと推測する。明治32年2月8日勅令第31号高等女学校令が公布された。高等女学校令によると「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」<sup>7)</sup>を目的として年齢12年以上で高等小学校第2学年修了後入学する4年制の学校であった。同令第二条に「北海道及府県ニ於テハ高等女学校ヲ設置スヘシ」<sup>8)</sup>と定めているのを受けて明治36年7月までに高等女学校の新設を各県で進め設置されて、女子教育は急速な発展をとげていった。

明治32年2月21日文部省令第7号は明治32年勅令第31号高等女学校令第12条により、学科及び其程度に関する規則が公布された。この規則中、家事については「衣食住 看護 育児 家計簿記 其他一家ノ整理・経済・衛生等ニ関スル事項ヲ授ク 家事ヲ授クルニハ成ルヘク実習セシメ務メテ实用ニ適セシメンコトニ注意スベシ」<sup>9)</sup>とあり、その内容は家庭生活の場のすべてにわたっている。裁縫については「運針法縫方裁方繕方ヲ授ク 裁縫ヲ授クルニハ实用ヲ旨トシ其技能ニ熟達セシムベシ」<sup>10)</sup>とあり、裁縫は衣生活の分野について技能の熟達を強調している。手芸は土地の情况により女子に適切な手芸を授くとのみある。ここに高等女学校の基礎が築かれた。

明治34年3月22日文部省令第4号高等女学校令施行規則 学科及び其程度中、現在の家庭科教育に関係ある家事について「家事ハ家事整理ニ必要ナル知識ヲ得シメ兼テ勤勉、節儉、秩序、周密、清潔ヲ尚フノ念ヲ養フヲ以テ要旨トス 家事ハ衣食住、看病、育児、家計簿記、其ノ他一家ノ整理、経済等ニ関スル事項ヲ授クヘシ」<sup>11)</sup>と、又「裁縫ハ裁縫ニ関スル知識技能ヲ得シメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス 裁縫ハ普通ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方及繕ヒ方ヲ授クヘシ」<sup>12)</sup>「手芸ハ女子ニ適切ナル手芸ヲ習ハシメ指手ノ動作ヲ巧緻ナラシメ兼テ勤勉ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス 手芸ハ編物、

組絲、囊物、刺繡、造花等土地ノ情況ニ適切ナルモノヲ授クヘシ」<sup>13)</sup>とそれぞれの学科目の要旨・内容を精細に記し指針としている。なお各学年における各学科目の毎週教授時数と家事・裁縫・手芸の時数は資料20を参照されたい。

明治36年3月9日文部省訓令第2号によって高等女学校教授要目の内容をくわしく示し、この要目実施に当って、訓育と高等普通教育の目的の達成、各学科目個有の目的を失わず相互の連絡を持ち、小学校の教科と関連して全体の統一をはかり、正確な理解と応用の徹底につとめること、教科書選択上の注意、公共施設の利用等、教授上必要とする注意事項等9項目にわたって指示している。(資料3—1)また各科目毎、学年毎にそれぞれの教授要目の内容を記載している。たとえば歴史においては日本歴史・東洋歴史・西洋歴史と区分し、地理は日本地理・外国地理に区分して教授内容を示し、家事、裁縫、手芸においても各学年毎に教授内容が明確に示された。(資料3—2)

明治32年高等女学校令が公布されて以来、女子教育に文部省が力を入れはじめた背景は日清戦争を契機として女子を国策の受けとめ手として、また内地雑居の実施にともない欧米の思想が国内に流布する予想への対応策として女性にも国民意識の教育が必要となったためである。さらに森有礼の「学校令」以後男子の場合、小学校、中学校、大学と学校制度が確立されているのに対し、女子の場合は小学校以後の学校制度が不明確であったため、ここに女子の中等教育を整備しなければならなかった。

高等女学校の教育目的は「高等女学校令」の生みの親である樺山資紀文相は高等女学校設置の目的を「建全ナル中等社会ハ独リ男子ノ教育ヲ以テ養成スヘキモノニアラス 賢母良妻ト相俟チテ善ク其家ヲ齊ヘ始テ以テ社会ノ福利ヲ増進スルコトヲ得ヘシ」<sup>14)</sup>と指摘している。社会的な仕事が男子の本分であるように、家庭を守るのが女子の職務であるから、女子の教育は良妻賢母の育成を目的としなければならないとい

う論旨である。樺山について文相に就任した菊地大麓は高等女学校振興にあたって「男女は互に相補助すべき者で、男子にはその本分があり、女子には女子の本分がある」とし、「一家の主婦となって良妻賢母たることが女子の天職であり、女子教育は主として此の天職を充たすために必要な教育を授くべきもの」と、良妻賢母を育成する場が高等女学校であると説明している。従って高等女学校は国民意識の育成に象徴される一般教養と他方においては妻や母となるための女子特有の教育という二面を備えていた。高等女学校は中等教育機関であり、当然進学者は数学、理科及び英語の知識が必要であった。そのため、これらが知的な女性の育成となり高等女学校設立当初の良妻賢母の養成が成功していないという非難をともなった。しかし一方では高等女学校の教育水準が中学校と比べてあまりに低すぎるという指摘もなされていたから、高等女学校の教材をこれ以上低くすることもできなかった。

このように進学対象か、良妻賢母型対象か、何れに目的を持つべきかの解決策として、文部省は明治41年5月13日文部省令第20号を以て高等女学校令施行規則中改正を行っている。この改正で「裁縫ノ毎週教授時数ハ6時以内増加スルコトヲ得」<sup>15)</sup>とあり、地域や学校差に応じて自主裁量による時間配当を認めることを示している。明治43年10月26日勅令第424号高等女学校令中改正では「高等女学校ニ於テハ主トシテ家政ニ関スル学科目ヲ修メントスル者ノ為メニ実科ヲ置キ実科ノミヲ置クコトヲ得、実科ノミヲ置ク高等女学校ノ名称ニハ実科ノ文字ヲ冠スヘシ、高等女学校ニ於テハ其ノ卒業生ニシテ某科目ヲ専攻セムトスル者ノ為ニ専攻科ヲ置クコトヲ得 但シ実科ニ関シテハ此ノ限ニ在ラス」<sup>16)</sup>とあり、明治43年10月27日文部省令第23号高等女学校令中改正に実科の毎週教授時数を修業年限により甲・乙・丙号表によって示した。(資料20)この実科を設置した理由の説明も同時に発せられた。(資料4)これによると女子の勉学

奨励のもとに家政に関する科目、特に裁縫に重点を置き実業に力を入れ、家庭と学校、地域と学校との関連のもとにその教育効果を挙げ、女子が家業を主んじ勤労を厭はない美風の養成をはかることを目的とした。この後、明治44年7月29日文部省令第12号を以て高等女学校及び実科高等女学校教授要目が定められた。この要目に準拠して適切な教授細目を作り内容を充実し、その学校教育の本旨を貫徹するようにと指示している。家事・裁縫についての教授内容は資料5を参照されたい。教授時数の差異により特に裁縫の要目が実科高等女学校に豊富に組み入れられている。殊に目を引くものにミシン使用法があり社会の要求にに応じている。実科高等女学校の性格はその設置理由に基づいて家事、裁縫に全時数の54%をふりあてており、修身や国語などを通じて、日本固有の家族制度を重点的に取り扱い、良妻賢母の実質的な担い手を育成するのが目的であった。実科高等女学校は各郡の中心地に設置されて、明治44年の276校が大正2年には802校、大正4年には1055校、生徒数2万人を数えるようになり、女子教育のなかで固有の存在を示した。このような実科高等女学校のはかに裁縫補習女学校や技芸女学校、裁縫塾などが存在していた。実科高等女学校は、上流階級向きの機能を担っている高等女学校と一般の人々が求めている技術の習得の出来る裁縫女学校との中間にあって良妻賢母主義の教育体制の中心的機能を持っていた。

## 2 大正時代

大正4年3月20日文部省令第6号を以て高等女学校令施行規則の改正が行われた。家事・裁縫の時数は明治34年の改正で示されたものより、高等女学校では何れも多くなっており、明治43年に示されたものより、実科高等女学校では減らされている。(資料20)寺内内閣によって設けられた臨時教育会議で、「女子教育ニ関シ改善ヲ施スヘキモノナキカ、若シ之アリトセハ其要点及方法如何」<sup>17)</sup>という内閣総理大臣の恣問に対して大正7年10月24日答申が行われ、女子

教育の改善の必要ありとして8項目があげられている。「一、女子教育ニ於テハ教育ニ関スル勅語ノ聖旨ヲ十分ニ体得セシメ殊ニ國体ノ觀念ヲ鞏固ニシ淑徳節操ヲ重ニスルノ精神ヲ涵養シ一層体育ヲ励ミ勤勞ヲ尚フノ氣風ヲ振作シ虚榮ヲ戒メ奢侈ヲ慎ミ以テ我家族制度ニ適スルノ素養ヲ俱フルニ主力ヲ注クコト 二、高等女学校ニ於テハ實際生活ニ適切ナル知識能力ノ養成ニ努メ且ツ經濟衛生ノ思想ヲ涵養シ特ニ家事ノ基礎タルヘキ理科ノ教授ニ一層重キヲ置クコト」<sup>18)</sup>等が記され、理科の教授に力を入れるように指示している。女子教育に関する件の答申理由書には「従来女子教育は主として家庭においての婦徳の養成に力を用いられて来たが国家觀念に対しての教育は十分ではなかつたとし、女子は忠良の国民であり、忠良の国民となるべき児童を育成する賢母であつて、家庭の主婦として、母としてその責務を果たすことの出来る人格を養成し、又家族制度に適應する素養を与えるようにすることが大切である。時代背景に伴つて近頃舅姑に対しての務を軽んじて貞烈の風が乱れている傾向にあるから淑徳節操を重んじ、舅姑に対し、夫に対し、女子としての本分を果たす為に遺憾のないようにしなければならぬとし、従来学校教育は形式に流れ徹底的ではなく、我国女子の通弊として經濟衛生の思想に乏しく、家政上知らず識らず不經濟のことを為して意とせざる風あり、又衣食住の事より子女の教育に至るまで實際衛生上甚だ無頓著な憾があるから教育上これらに留意し、殊に家事に関する事項は理科の応用に基くものがすくなくないのに、理科の知識に欠ける所があるため、家事上幾多の欠点があるという実情から理科の教授に一層の重きをおいて改善して改善して行くと共にさらに女子の節約貯蓄の思想を涵養するように努め社会の實際生活に適應させる必要がある」と、高等女学校における家事教育に示唆を与えている。

この答申にもとづいて、大正9年7月16日第199号高等女学校令中の改正が出され「高等女

学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トシ特ニ国民道德ノ養成ニカメ婦徳ノ涵養ニ留意スベキモノトス」<sup>19)</sup>とあり、婦徳の涵養を強調している。修業年限は明治32年高等女学校令制定の際は4カ年を本則とし、土地の状況により1カ年を伸縮することによって5カ年は3カ年のものを認めるようになった。

その後明治40年の改正で1カ年の伸縮を改めて1カ年を延長し修業年限は5カ年又は4カ年とし、土地の状況により3カ年とすることが出来るとした。この3年制高等女学校は、以前は尋常小学校卒業を入学資格としたが今回のものは高等小学校卒業を入学資格とするもので、その程度は高くなっている。又高等女学校に高等科・専攻科又は補習科を置くことが出来た。高等科は高度の高等普通教育をなし、専攻科は高等女学校の学科目のうち1科目又は数科目を専攻することが出来、修業年限は2カ年と定め、毎週の教授時数の総計は30時を超えないようにと指示している。この改正において明治34年3月高等女学校令施行規則 学科及びその程度中家事は「家事整理に…の知識」とある次に「技能」を加え、「授くべし」を「授け又実習を課すべし」と改め、手芸は「手芸に関する知識技能を得しめ併せて意匠を練り美感を養い節約利用の習慣を作り、刺繡、造花、袋物、編物等それぞれ適切なものを選択して授けるよう」指示している。答申により改正された結果、家事の科目の教育に根本的な検討が加えられ、家事と理科との結びつきによる家事の科学化が叫ばれ、この教育に特に力をそそいだ人は石沢吉磨、近藤耕蔵等である。

大正7年第一次大戦終了後、米価暴騰による米騒動が大正8年各地に勃発し、その派生的要因によって政府は家庭生活の建直しの解決策を精神指導の面に求め、生活改善運動への展開を新しい家事教育の中心問題としてとり上げていった。しかし家庭生活の根本問題である人間関係は封建的家族制度のもとに舅姑への仕方、養老、婢僕の取り締りなど中流家庭を中心とし

て、良妻賢母となるべき人の養育を目標としていた。人格の平等の上に立って生徒が家族の一員としてどのように協力するかの現代的考え方は見られなかった。なお家事教育と裁縫教育とは別個のものとして扱われ、これらに関連づけての本質的研究は行われていなかった。

大正から昭和にかけて旧道德の破壊と女性解放を主張する文芸雑誌「青鞥」が発刊され、フェミニズムの動きや民本主義を背景とした婦人解放論、そして女子高等教育問題などの新風を提起していた。しかし家族国家観のもとで良妻賢母として家を守る女性の育成をめざしていた高等女学校の体質は基本的には変らなかった。

### 3 昭和時代

大正7年の答申による大正9年の改正以来特別の変化もなく、昭和7年2月19日文部省令第5号高等女学校令施行規則中改正が行われた。「第一条第一項「修身」ノ下ニ「公民科」ヲ加ヘ第五項中「法制及経済」ヲ削ル」とあり、「第二条ノ二公民科ハ国民ノ政治生活、経済生活並ニ社会生活ヲ完ウスルニ足ルヘキ神徳ヲ涵養シ殊ニ遵法ノ精神ト共存共栄ノ本義トヲ會得セシメ公共ノ為ニ奉仕シ協同シテ事ニ当ルノ気風ヲ養ヒ以テ善良ナル立憲自治ノ民タルノ素地ヲ育成スルヲ以テ要旨トス。公民科ハ憲政自治ノ本義ヲ明ニシ日常生活ニ適切ナル法制上、経済上並ニ社会上ノ事項ヲ授クヘシ」<sup>20)</sup>と新しく公民科を加えたのである。公民科を加えた要旨と施行上特に注意を要する事項について、その大要を次のように示している。「時勢ノ進運ニ応シ男女ヲ問ハズ一般国民ニ公民的教養ヲ与フルノ必要ヲ認メ嚮ニ高等女学校ニ於テモ法制及経済ノ学科目ヲ課シ得ルコトト為シタルガ之ヲ実績ニ徴スル其ノ教授ガ概シテ法制及経済ノ専門的知識ヲ授クルニ傾キ且實際生活ニ適切ナラザル嫌アリシニ鑑ミ今回法制及経済ヲ廢シ新ニ公民科ヲ設ケテ其ノ趣旨ヲ明ニシ更ニ之ヲ必修セシムルコトトシ以テ公民的教養ノ徹底ヲ図ルコトトセリ」<sup>21)</sup>とあり、これによれば高等女学校で法制及び経済を学科目に入れるようにした

が専門的知識を授けることにかたより、実生活には適さなかったため、これを廃して公民科を設けた。公民科においては法制上、経済上及び社会上の事項に関して事実的説明をし、道義と関連づけるように、修身、国語、歴史、地理、家事等の諸学科目と連絡し、その効果をあげることに期待をかけた。特に女子の徳操を顧慮し女子の地位及びその任務に適応させることを求めた。その後少々の改正が行われたが特に記すほどのことはなかった。

昭和18年1月21日勅令第36号中等学校令により、中等学校を中学校、高等女学校、実業学校に分け、中学校は男子、高等女学校は女子とし、共に高等普通教育を行ない、実業学校では実業教育を行なうものとした。修業年限は4カ年と定め、高等女学校は土地の状況によって2カ年実業学校は男子3カ年、女子は3カ年とすることが出来た。中等学校で特別必要のあるときは夜間の授業を行なう課程が置かれた。高等女高校卒業後は高等科又は専攻科で、実業学校卒業後は専修科で、さらに高度の教育が受けられるように制定されていた。中等学校入学資格は昭和16年に改正された国民学校修了者である。この中等学校令は昭和18年4月1日より施行され、従来の中学校令、高等女学校令及び実業学校令は廃止されることとなった。教科書も中等教科書固定が行なわれ、戦時教材が折りこまれ戦時下の中等学校としての特質を持っていた。

昭和18年3月2日文部省令第3号高等女学校規程が新しく制定された。第2条に高等女学校において教科及び修練を課すべしとして基本教科・増課教科がある。基本教科は国民科、理数科、家政科、体錬科及芸能科、増課教科は家政科、実業科及外国語科と何れにも家政科の名称がある。第5条に「家政科ハ我ガ国ノ家ノ本義ヲ明ニシ皇国女子ノ任務ヲ自覚セシムルト共ニ家庭ニ於ケル実務ヲ習得セシメ勤務ノ習慣ヲ養ヒ主婦タリ母タリノ徳操ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス、家政科ハ之ヲ分チテ家政、育児、保健及被服ノ科目トス」<sup>22)</sup>とあり、家政科の志向が

明瞭に示されている。これに伴い家政科の教授要旨、家政科(家事)の教授事項、家政科家政・育児・保健・被服の教授方針、教授事項、教授上の注意及び増課教材等が詳細に明示されている。

これによると家政科(家事)では隣保共助、災害、防止及防空、国家と家庭生活、家政科家政では国家と家政(国運の発展と家政)、保健では救荒食品、団体炊事、炊き出し、救急処置の実際、被服では婦人標準服甲型・乙型の裁縫、男子国民服(中衣)の裁縫等が特に目につき当時の社会背景を表出している。(資料6)

### C 青年学校の成立とその性格

一般の多くの青年を対象にしていた青年学校は、昭和6年の満州事変以後昭和10年代に入って戦時色を強めるに従って、青年訓練所と実業補習学校とを総合して昭和10年4月1日青年学校制度が創設され、女子には家事及裁縫が訓練科目に加えられた。戦時下において特殊な任務を果たす青年学校は社会教育として取り扱われ、昭和14年4月から義務制となった。青年学校の教科として新しく「家事及裁縫科」の名称が用いられた。「家事及裁縫科」は家事及び裁縫に関する知識技能を修練し、堅実な家庭生活を営む能力を得ることを要旨とし、家事、裁縫及び手芸は土地の状況に応じて家庭生活の実際に適切な事項を学ばせ、趣味の向上。工夫力を練り節約利用、清潔、整頓等の習慣を養い、この科において特に実験実習を重んずるよう訓令が出されている。「家事及裁縫科」の家事科は理想を説き実際生活と遊離し、裁縫科は技術実習に終始する傾向にあり、家事科と裁縫科とを統合して一科目とし、原則として一人の教師がこれを担当し、実際生活に即して堅実な家庭生活を営む能力を啓培することを目標とした。「家事及裁縫科」の教授時数は職業科を含めて普通科各年80時、本科各年110時に規程されていた。昭和12年7月文部時報によれば職業科の普通科、本科共各年20時、家事及裁縫科の普通科各年60

時、本科各年90時であるが教授及び訓練時数の実情から普通科、本科共各年90時に定められた。家事及裁縫科の教授要目は青年学校の実情にあわせて定められた。(資料7)

昭和14年4月青年学校が義務制となるにおよんで昭和14年10月文部時報により青年学校教授及訓練要旨の実施に伴いその方針として各教科目を総合的なものとし、修身公民科、普通学科職業科、家庭科、教練科、体操科とあり、始めて家庭科の名称を見た。

家庭科は従来の家事及裁縫科を改称したもので、家事又は裁縫に偏重せず、家庭生活の管理経営には、我が国風を尊重し、一方従来の不合理な点を科学的合理的な生活に改める識見と能力を養育することに主眼が置かれていた。

戦時色が強まるにしたがって女子の役割も国家の緊急事態のもとで、国力の重要な担い手として男子と共通する部分の多い教育構想が打ちたてられた。しかし戦況の悪化に伴い女子教育の構想は実現されないまま敗戦を迎え、ここに高等女学校における女子教育の転換をむかえることとなる。すなわち良妻賢母を指導理念とした高等女学校教育は、封建的家族制度下において国家主義的な教育体制の中で育まれていった。

これが第二次大戦後の教育改革で教育の機会均等と教育内容の平等化に伴い高等教育における男女共学、女子大学の創設となり、中等教育では中学校と高等女学校の教育水準を同等にすることにより、性差を解消しながら一方学校制度では男女の分離を守る政策がとられた。その後アメリカ教育使節団の来日により昭和21年4月6・3・3制を基本とした民主教育の構想へと進展したため、高等女学校の解体を見ることとなった。

## II 戦後の中等教育における家庭科教育

第二次世界大戦後は占領下において教育改革が行なわれ、新学制が成立した。これにより、

我が国の中等教育史上例をみない画期的な改革が実施された。すなわち、終戦直後の中等諸学校は戦時中の学校をそのまま受け継いだものであり、中等学校としては中学校、高等女学校、実業学校があった。この他にほぼ同年齢層を対象とする青年学校があり、また国民学校高等科も中等学校の低学年と同年齢層を収容していた。これらの諸学校が戦後の新学制の実施に当たり新しく中学校及び高等学校として設置され、戦後の教育改革の基本構想を示した。しかし家庭科教科書は戦前のものを、間に合わせて修正した内容のパンフレット式教科書を使用して、まさに混迷と暗中模索ともいべき指導がなされていた。

昭和20年9月15日に出された「新日本建設の教育方針」に基いて、平和国家の建設と知徳の一般水準を高めることを中心にして教育が進められて、「授業開始」となり、更に昭和21年4月より、粗雑なパンフレット式、分冊式、折畳式の暫定教科書(家政全、中等家事一、二、中等被服、中等育児保健一、二)を使用していた(資料8)。新学制の実施を勧告したのは昭和21年来日した米国教育使節団であった。その勧告を受けて戦後の教育改革について審議するため、内閣に教育刷新委員会が設置された。教育刷新委員会は第一回建議において、6・3・3・4の新学校体系を提案した。政府はこれに基づいて法案を準備し、昭和22年2月「学校教育法」が公布され新学制が成立した。「学校教育法」により新制の中学校及び新制高等学校が成立し、中学校を義務教育として昭和22年度から、高等学校は昭和23年度から発足した。

### A 漸定期の中等教育

占領政策に基づいて戦時中の軍国主義的、超国家主義的教育を徹底的に排除し、占領下の教育改革の方向を明示したのはG・H・Qの指令であった。総司令部の指令は日本政府に対する絶対的命令であり、政府はこれを誠実に履行する義務があり、その実施は厳重な監督のもとにお

かれていた。教育については主として総司令部民間情報教育局（C・I・E）が占領政策の実施及び監督にあっていた。教育に関する指令のうち、特に重大な指令は占領初期に発せられた次の4つであり「教育に関する4大指令」と呼ばれた<sup>23)</sup>、①日本ノ教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件（昭和20年10月22日）②教員及び教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件（昭和20年10月30日）③国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ公布ノ廃止ニ関スル件（昭和20年12月15日）④修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件（昭和20年12月31日）上記①の指令は戦時中の軍国主義的教育を排除して日本教育を民主化するための基本方針を示した。②の指令は①の指令を受けて教員及び教育関係官の教職からの追放について具体的な手続き等を示した、また教職員の適格審査が行なわれ、不適格と判定された者は教職から追放された、③の指令は神道及び神社に関するものであるが、戦時中の教育基本理念と深い関連があり、その根本的改革を要求する性質のものであった。④の指令は軍国主義、超国家主義と深い関係をもつと認められた教科の授業の停止、その教科書の回収破棄を命じたものである。文部省は学校種別に停止すべき教科、科目を指示し、また関係教科書の回収を行なった。なお地理は昭和21年6月に、日本歴史は同年10月に授業を再開した。この時期の家庭科は、敗戦直後の占領政策と国民の側の教育民主化の要求と戦争後のインフレと物資の欠乏の中で、自給自足の国民生活という現実の中に置れていた。家庭科という教科の性格、位置づけともに確立されず結局妥協的な性格と矛盾をはらんだままで教育課程の中に位置づけられていった。

## B 新しい「家庭科」としての中等教育

新学制を実施するための準備は教育刷新委員会の建議以前から始められていた。文部省は、C・I・Eの示唆と指導のもとに昭和21年9月頃から新学制のための「学習指導要領」及び教科

書の作成に着手し、教育課程の編成等についても準備を進めていた。そして同年12月には6・3制の教育課程の大綱が発表された。新学制の実施が正式に昭和22年度からと決定されたのは同年2月であり、4月からの実施が目前に迫っており、時間的余裕がなかった。戦後教育の根本を指示する教育基本法や実際運営の詳細を規定した学校教育法が昭和22年3月公布され、同年4月には新学制の成立と前後して新しい教育課程の基準である学習指導要領一般編と各科編が発行された。この間の指導に当たったのはC・I・Eの家庭科担当者である。小学校の部はミス・ドゥヴァン Miss Douvan、高等学校の部はミス・ルイス Miss D. S. Louis、ミス・ウィリアムソン Miss M. Williamsonであった。中でもミス・ウィリアムソンは昭和24年夏、来日以後日本全国各地において指導者講習会や指導主事の教導に大きな貢献を残した。とにかく昭和22年度から新制中学校が発足した。その第1学年は国民学校初等科第6学年修了者、第2学年、第3学年は中等学校、国民学校高等科、青年学校普通科の第1、第2学年修了者によって各々編成した。昭和23年には新制高等学校が発足した。その第1学年には新制中学校第3学年修了者、第2、第3学年は各々旧制中学校第4、第5学年修了者によって編成された。以上のようにして新制の中学校及び高等学校がスタートしたが、しかし、新学制の実施は長い伝統をもつ学校制度の大改革を意味し、国民の意識や社会の実態との間の矛盾や摩擦も大きく、多くの困難に当面せざるを得なかった。

## 1 新制中学校の変遷

戦後新しく発足した新制中学校教育課程の変遷を主として学習指導要領からみると次のように区分することができる。

- (1) 「職業科」の一分科としての時期  
(昭和22年度)
- (2) 「職業および家庭科」の時期  
(昭和24年度)

(3) 「職業・家庭科」の時期  
(昭和26年度から昭和31年度)

- 1) 実生活に役立つ家庭科(昭和26年度)
- 2) 6群22分野と家庭科(昭和31年度)

(4) 「技術・家庭科」の時期  
(昭和33年度から現在まで)

- 1) 「男子向き」「女子向き」家庭科  
(昭和33年度)
- 2) 高度成長と家庭科(昭和44年度)
- 3) 家庭科における男女共修(昭和52年度)

(1) 「職業科」の一分科としての時期

中学校の教科課程の基準は文部省が C・I・C の指導のもとに作成した「学習指導要領一般編」(試案)(昭和22年3月)を資料9の通り示した。中学校の教科別年間時間数は次の通りである。

各学校がこれらを参考として地域の実情に即して自主的に教育課程を編成することが望まれていた。この教科課程の特色は生徒の自主的な判断で選択履修のできる科目を設けたことと、新教科として「社会科」「職業科」を設けたことである。

「学校教育法」中学校教育の目標の(二)には「社会に必要な職業について基礎的な知識と技能勤労を重んずる態度及び個性に応じて、将来の進路を選択する能力を養うこと」とある。従って、この目標の実現については実際教育の面からも当然にとりあげられねばならない課題であった。とくに当時、新制中学校の卒業生の7割以上が就職して生産労働に従事していたのであったから、職業科は社会科と共に、関心と期待が集った。これについては文部省刊「産業教育70年史」は「文部省には職業科のような教科を設置する確信のない段階で C・I・E の強い主張で、実業科の系譜につながる教科として「職業科」が設置された」と次のようにのべている。「職業科農業・工業・商業・水産は昭和20年8月終戦により、同年10月22日の総司令部の「日本教育制度ニ対スル管理政策」の指令に基き、

中学校の教科別年間時間数(昭和22和年)

学 年		7	8	9
教 科	国 語	175( 5)	175( 5)	175( 5)
	習 字	35( 1)	35( 1)	
	社 会	175( 5)	104( 4)	140( 4)
	必 国 史		35( 1)	70( 2)
	修 数 学	140( 4)	140( 4)	140( 4)
	理 科	140( 4)	140( 4)	140( 4)
	科 音 楽	70( 2)	70( 2)	70( 2)
	目 図 画 工 作	70( 2)	70( 2)	0( 72)
	体 育	105( 3)	105( 3)	105( 3)
	職 業 (農業, 商業, 水産, 工業, 家庭)	104( 4)	140( 4)	140( 4)
必修科目計	1050(30)	1050(30)	1050(30)	
選 外 国 語	35—140	35—100	35—140	
	(1—4)	(—4)	(—4)	
	習 字			35( 1)
	職 業	35—140	35—140	35—140
	(—4)	(—4)	(1—4)	
自 由 研 究	35—140	35—140	35—140	
	(1—4)	(1—4)	(1—4)	
	35—140	35—140	35—140	
選 択 科 目 計	(—4)	(1—4)	(1—4)	
総 計	1050—1190 (30—34)	1050—1190 (30—34)	1050—1190 (30—34)	

(註) 1. 「学習指導要領一般編」による。  
2. ( ) 内平均週当り時間数。

まず教科書の取扱いなどについて話し合いが進められ、21年度の教科書はさしあたり従来のものの中から占領目的に反する部分を削除して、何分冊かの仮とじのものを供給することになった。22年度からは本格的な新編集のものを使うように準備が進められていたが21年の秋頃から学制改革の話が持ち上がり、国民学校高等科用のものを編集するか6・3制の新制中学校を予想したものを編集するかということが問題になった。高等科には前から実業科という教科があって、その性格は、はっきりしていたが新制中学校となると、どういう教科ができるかまだわかっておらず、初め文部省と C・I・E とが新制中学校について非公式に打ち合わせた案には、必修として実業科にあたるものはなく単に選択として存在していた。やがて文部省と C・I・E とが各

各、正式な話し合いをする段階になり、まず文部省案をつくることになった。その時、実業科は選択必修にすべきであるという意見が通って必修になった。この正式話し合いのとき、アメリカ側から提示された案には実業科が必修になっていたことは注目すべき点であった。このようにして実業科は必修となったのであるが、その内部については、まだ十分に考えられていなかった。文部省案において農・工・商・水産の一科目あるいは教科目を選ぶのが当然であるように考えられていたし、C・I・E案においては、1年のとき、農・工・商・水産を一応、履修して、2年では、そのうちの一つを選ぶというような意向も含まれていた。しかし、それは強く主張されたわけではない。その後、この教科の名称が、実業科、職業指導科あるいは実務科がよいという意見もあったが「家庭」が含まれるようになったからという理由や、職業一般を教えるのだというような意見もあって、職業科となった。とにかく翌22年の4月までに「学習指導要領」という新しい性格のものを第1学年から第3学年までの教科内容を一度に作らねばならず、おいそれと新しい体系を創造し、これにまにあわせるというわけにはゆかなかった。当時、職業科と並んで新しい教科であるとされていた社会科が当初から新しい体系をつくりかけていたので、それと同じように職業科もユニークな一つの体系を作り上げるべきであるという声も多方面から高まっていた。しかし、職業科の内容は従来の実業科の内容であった農・工・商・水産のほか、それまでほとんど交渉をもたなかった「家庭」までが入りこんできていた。従来の実業科の内容であった農・工・商・水産にしても、これらは本来ひとりの生徒がいくつも合わせて学ぶように編成されたものではなくひとりの生徒は原則として、その中の一つを選んで学ぶことになっていたもので、それぞれの間の重複や間隙についてはほとんど考えられていなかった。職業科という教科の設定は学制改革に伴う教科課程追求の結果であって、ずっとあとの

ことである。こういう事情のもとにあったので抜本的な検討を加えている余裕がなかった。この教科の内容は具体的なものであるから、男子と女子、都市と農村の間には大きな開きがあるということは、当時も多くの人達の認めるところであったが時間的余裕がないことから、とりあえず、従来の国民学校高等科や旧制中学校でとられた方法、すなわち、農・工・商・水産・家庭の中から一科目または数科目を選ぶことにしたのである。<sup>24)</sup> 以上のように、職業科は教科としての独自性のないまま誕生した。実際に、現場の教育では進学希望者の多い学校では職業科の実践をほとんど無視したり、就業希望者の比較的多い学校では、施設設備ができないため、教科書と黒板によって実習指導する学校が多かったといわれる。

## (2) 「職業および家庭科」の時期

(昭和24年度)

これまでの職業科には、その性格上いろいろの立場が混在していたため、C・I・Eの絶えざる示唆と批判を受けた。これらが統一見解として、昭和24年5月文部省通達「新制中学校の教科と時間数の改正について」が出され、次のように指示された。この通達の主要な要旨は次の4点である。

①職業科のうちの農業・工業・商業・水産の各分科を一括して職業科とした。②この職業科と家庭科を並列して括弧でくくり、「職業家庭科」(職業科および家庭科)とした。③職業科と家庭科は本質的に相違点があることから、独立した2つの教科であるが実習の原則は「トライアウト」(啓発的経験・試行課程) tryoutとして共通であることなどから、「職業科および家庭科」という一教科とした。④「職業科および家庭科」は、男女いずれの生徒にも適切と思う單元について、男女生徒に学習させる。すなわち、女子にも職業を、男子にも家庭を適当な單元について学習させる。このようにして、家庭科は職業科から分離したのであるが、これら

については文部省の家庭科担当官や全国の家庭科担当教師と家庭科研究者のつよい要望によって実現したものであることは言うまでもない。しかし、この新生の教科は教育現場においては実施されることなく終わった。

### (3) 「職業・家庭科」の時期

#### 1) 生活に役立つ家庭科（昭和26年度）

昭和22年に発行した学習指導要領においては職業科の中に農業・工業・商業・水産および家庭という5つの科目を設け、各学校の男女生徒は、その1科目または数科目を決めて学習することにした。そうして、それぞれ独立の体系をもつ5種類の学習指導要領を作成し、さらに職業科、社会科その他特別教育活動にまでまたがる職業指導の学習指導要領も作成した。

しかし、実際には1つ1つの指導要領が、それぞれ独立の課程の性質をもっていたので、どれか1つを決めて、それを多少修正する程度で間に合う場合にはよかったが、1つの中へ、ほかの科目の要素を多分に取り入れたり、2つあるいはそれ以上の科目を合わせて1つの体系を新しく作るような場合には、とかく、農業、工業、商業、水産、家庭などの体系にとらわれて、地域社会の必要と学校や生徒の事情に適合する能率的な学習指導計画を立てることが困難であった。このような欠点を除くため、また、これを1つの教科としてまとめたものにするために、新しい立場に立って、中学校の教育課程の全体の中におけるこの教科の位置をはっきりさせる必要があった。そこで、この学習指導要領は昭和22年度に発行した数冊からなる職業科の学習指導要領の全面改訂がおこなわれた（資料10）この中で、中学校教育の目標と教育課程全体とを勘案して、この教科の性格と目標とを明らかにした。①中学校における職業・家庭科は実生活に役立つ仕事を中心として、家庭生活、職業生活に対する理解を深め、実生活の充実発展を目ざして学習するものである。②職業・家庭科の仕事は啓発的経験の意義をもつとともに、実

生活に役立つ知識、技能を養うものである。③職業・家庭科の教育内容は地域社会の必要と学校や生徒の事情によって特色を持つものである。以上が「職業・家庭科」の性格の要点であるが、いずれにしても「実生活に役立つ仕事を学習すること」を中心概念として性格づけられ、この教科内容は次の「四類十二項」によって示された。

第一類：栽培・飼育・漁・食品加工，第二類：手技工作・機械操作・製図，第三類：文書事務・経営記帳，第四類：調理・衛生保育，である。また中学校の教科時間配当の例を下記に示した。

中学校の教科時間配当の例（昭和26年改訂）

学 年		教 科		
		1	2	3
必修教科	国語	175～280	175～280	140～210
	社会	140～210	140～280	175～315
	数学	140～175	105～175	105～175
	理科	105～175	140～175	140～175
	音楽	70～105	70～105	70～105
	図画工作	70～105	70～105	70～105
	保健体育	105～175	105～175	105～175
	職業・家庭	105～140	105～140	105～140
小 計		910～1015	910～1015	910～1015
選択教科	外国語	140～210	140～210	140～210
	職業・家庭	105～140	105～140	105～140
	その他の教科	35～210	35～210	35～210
特別教育活動		70～175	70～175	70～175

これによると「自由研究」が「特別教育活動」となり「体育」が「保健体育」に改められた。しかし全般的に昭和22年度の不備を補ったもので基本方針を変更したものではなかった。しかし「職業・家庭科」の実施の結果については色々な批判が出た。その代表的なものとして①トライアウト（啓発的経験）の意義を強調し、生徒の適正発見を主眼としたため、社会的技術の基礎として価値のない仕事が採択された。<sup>25)</sup> ある学校では「職業・家庭科」の毎週五時間を、農業・工業・商業・家庭・職業指導の各一時間ずつに分けて、五人の専門の先生が指導している。

これは「職業・家庭科」の趣旨に最も忠実であるかのように見えて、最も邪道におちいった実践の事例である。<sup>26)</sup> ③都市向きと農村向きの教科書が編集され、地域社会に結びつくことを強調したため、地域社会に存在する前近代的、非私学的な内容がもられた。④単元の仕事が多岐多様にわたり、技術教育に必要な組織的、系統的な学習が妨げられ、技術教育としての基本的作業能力の習得がおろそかになった。

これまでの「職業・家庭科」に対する批判すなわち学習指導要領の問題点については、中央産業教育審議会の第1次、第2次の答申にもとづいて新しい目標が指示され、内容は6群22分野52項目の複雑な組織となった。

## 2) 6群22分野と家庭科(昭和31年度)

この中学校学習指導要領職業・家庭科編は、「中学校学習指導要領職業・家庭科編(昭和26年改訂版)」を改訂したものである(資料11)これは、中学校職業・家庭科の指導を計画し、実施する場合の基準を示すものであって、昭和32年度の第1学年から、学年を追って実施されるものである。このたびの改訂において特に意を用いたのは、次の諸点である。①内容を厳選して、基礎的なものが身につくようにしたこと。②内容の組織を改めて、指導計画を立てやすくしたこと。③全国の男女生徒が共通に学習する内容とその時間とを明確にしたこと。④指導計画の学年別基準を廃して弾力性を増したこと。等である。今回の「中学校職業・家庭科の改訂について」は文部省初等中等教育局職業教育課長、浦谷吉雄は次のように記している。<sup>27)</sup>「今日におけるわが国社会の求める人間像育成の観点から、中学校における職業、家庭科教育の果す役割が極めて重要であることは、つとに認められているところであるが、一面においてこの教科の成立が日なお浅いものがあるだけに、その育成には必ずしも容易でないものがあるのは当然であろう。ことに一般国民が長年にわたってなされてきた普通教育に関する観念と、今日の中学校教育のえがく中等普通教育との間には、

まだまだ相当の距離も存在し、この観念のずれが、本教科の教育使命に認識不足を来し、ともすると批判的な向きえ一般社会に皆無とは言えないのも現状である。本教科が登場した昭和22年以来の足どりをみても、この教科の到達目標においては、ほぼ一貫性をもって進展してきたものと考えるのであるが、その間の事情には、曲折のあったこともまた事実である。また、この教科をめぐる関係者の見解についてみても、各人各様の論議があって、時として、この教科の性格が混沌としてその行くところに多大の不安動揺をもたらしたことさえあったのである。文部省は各方面の有力な意見を尊重し、この教科の健全な発達のために、鋭意研究を続けてきたが、去る28年3月9日には周知のとおり中央産業教育審議会が「中学校職業・家庭科について」なる第2次建議を提出されたのも、本教科の重要性にかんがみ、その改善の方向を示されたものとして意義深いものがあつたのである。本省はこれら第1次、第2次の建議についてその趣意を極力尊重すべく、この案を中心に慎重審議を続行すると共に、一方教材等調査研究会小委員会を設け、各方面の権威に委嘱し学習指導要領(職業・家庭科編)改訂案作成に関する調査、研究を開始したのである。その後同研究会における幾度かの審議を経、昨年10月21日には文初職408号、文部省初等中等教育局長名により、その第1回中間発表として都道府県教育委員会等に通知を發したものが「中学校学習指導要領職業・家庭科編の改訂について」である。これが「中学校職業・家庭科の改訂要綱(案)」とよばれるものの公表であつた。この要綱は「職業・家庭科」の性格、目標、教育内容、教育計画の基準の4部から成立して今後正式に改訂される場合の骨子を示すものといふことができるのであつた」と、当時の「職業・家庭科」の6群学習のいきさつを述べている。これらは昭和32年度版「学習指導要領職業・家庭科編」は昭和31年6月に公布され実施期間はわずかに3年間にすぎなかつた。すなわち、昭和32

年には「技術・家庭科」の指導要領が発表され、昭和35年から移行措置が始まっている。

中学校授業時数の配当（昭和33年改訂）

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
必修 教科	国 語	175(5)	140(4)	175(5)
	社 会	140(4)	175(5)	140(4)
	数 学	140(4)	140(4)	105(3)
	理 科	140(4)	140(4)	140(4)
	音 楽	70(2)	70(2)	35(1)
	美 術	70(2)	35(1)	35(1)
	保 健 体 育	105(3)	105(3)	105(3)
	技 術・家 庭	105(3)	105(3)	105(3)
選 択 教 科	外 国 語	105(3)	105(3)	105(3)
	農 業	70(2)	70(2)	70(2)
	工 業	70(2)	70(2)	70(2)
	商 業	70(2)	70(2)	70(2)
	水 産	70(2)	70(2)	70(2)
	家 庭	70(2)	70(2)	70(2)
	数 学			70(2)
	音 楽	35(1)	35(1)	35(1)
	美 術	35(1)	35(1)	35(1)
		道 徳	35(1)	35(1)
	特別教育活動	35(1)	35(1)	35(1)

#### (4) 技術・家庭科の時期

##### 1) 「男子向」「女子向き」と家庭科

(昭和33年度)

中学校の教育課程に基本的な改訂が加えられたのは昭和33年の「学習指導要領」の改訂によってであった(資料12)。この改訂に先立って昭和33年3月、文部大臣から教育課程審議会に「小学校・中学校の教育課程の改善について」諮問した。この諮問に際して文部省は我が国の民族の独立と国家の繁栄を確保するために小・中学校の教育をいかに改善すべきかという立場から教育課程の改訂に取り組むことを明らかにし、特に①道徳教育の徹底、②基礎学力の充実③科学技術教育の向上の3点を主眼とし、中学校ではこれに加えて④職業陶冶の強化を考慮する方針を示した。この方針にそって教育課程審議会の審議が行われ、昭和33年3月に「小学校、中学校教育課程の改善」に関する答申が行われた。この答申を受けて、同年10月に中学校の「学習指導要領」が改訂され、この新教育課程は昭和37年度から実施された。その中学校授業時数の配当表を次に示した。

教科の名称が「職業・家庭科」から「技術・家庭科」に改められたことは普通教育の一環として技術教育が認められたという前進的な一面を持ってはいたが職業生活一般について広い視野から編成してきた従来の農・工・商・水産・家庭の産業区分から商と水産を切り捨てて工業を中心に農業の一部を加えて「男子向き」としたことからも明らかのように、まさに「技術革新」に沿い経済再編成の方向に従った改訂であった。「女子向き」の内容は新たに「工的内容」が加えられた。農業領域は排除し、衣食住の領域も衣生活ではなく被服製作、食生活でなく調理に限定し、住居領域は削除されて家庭工作として木材工作を残すだけとなった。また、保育領域は衣食住の総合学習(男子の総合学習に見合う)

として位置づくように変わった。さらに「女子向き」の内容として「男子向き」と共通の「工的内容」が加えられたのに反して「男子向き」の中から家庭の内容が除かれた。このように男女による内容編成の区別は「生徒の現在及び将来の生活が男女によって異なる点を考慮して」の視点から行ったものであることは明記されている通りであるが「生活が異なることと、受ける内容が異なることが直結する」根拠については「考慮して」とあるだけで、どのような教育的配慮があったのかを知ることはできない。しかし、目標の文脈からみると「生活に必要」という実用的配慮からのようで、男子は職業、女子は家庭という役割分担を生徒の将来にわたって予測し、その生活に役立つことをふまえた内容編成というのが実態で、その生徒の発達に応じた内容編成になっていないという根本的な矛盾を持っていた。追いつき追いこさねばならない生活革新の要請にこたえるためには「すぐに間

に合う知識、技能を」という資本主義の要求が汲み取れる。切り捨てられた大部分が社会的・経済的領域や分野であることをみても社会科学的に生活をとらえることを軽んじ、理科的・技術的観点での内容に限定しようとした。たとえば、女子向き内容は生活革新の中で登場してきた新しい家庭用機器や加工食品、調理用品を使いこなし、無駄な時間や労力を省いて余暇を生み出し快適で文化的生活を旨として編成されている。これらの目標を達成すべく行われた「技術・家庭科」の教育効果は男女の役割分業意識を助長、固定することを助けると同時に家電資本や食品加工資本の国内市場を拡大し、安上りの労働力を提供する役も果たした。その結果、家庭生活の近代化の画一化を大きく促進した。

## 2) 高度成長と家庭科（昭和44年）

昭和30年代後半より40年代前半にかけて、アメリカのベトナム侵略をきっかけとして日本の経界済が対米従属をテコとして、企業の戦争負担はますますエスカレートしてゆき、昭和41年10月にはベトナム反戦ストがうたわれる程であった。同年11月には日米共同声明の中で産、軍、学の協同がうたわれた。軍需景気の中で経済の高度成長が進み、昭和44年には日本のG・N・Pは世界第2位に達する驚異的な発展をとげた。しかし、こうした繁栄のうらで国民生活をめぐる矛盾もまた激化していった。この時期は教育の問題が経済、労働婦人、児童、国民生活等の諸政策とかかわって多方面からの関心を集めた時期でもあった。例えば昭和38年経済審議会答申は「経済発展における人的能力開発の課題と対策」の表題からも明らかなように経済発展の立場に立った人づくり構想であった。総理大臣の諮問を受けて発足した家庭生活問題審議会は、40年から3年間にわたって審議した結果を43年3月に答申した。その内容は「個人主義的風潮、秩序の動揺、老親扶養の軽視、無自覚な結婚や出産、生活管理や生活設計の不充分さ、家庭生活への評価の後退など」を家庭生活の問題としてとらえ、解決の課題を示している。また、昭

和41年11月婦人少年問題審議会は「中高年齢婦人の労働力有効活用に関する建議」を提出した。要約すると「家事、育児責任はあくまで婦人に求めながら、しかも余暇を活用して就労できる条件を整えること」と具体策を挙げて述べている。このように昭和年代に入ると年々、国際国内情勢の矛盾が激化し子供の心身の歪がみも加速的に進み、教育問題に対する関心が急激にたかまってきた。

昭和40年に発足した教課審への諮問に際して、当時の中村文相が「人間形成のうえから教育課程全体として統一と調和がはかられているかどうか検討する必要がある」また「知識、技能の習得という面のみならず道徳の涵養、情操教育の陶冶、健康の増進、体力の育成などの面が学校教育に欠けているものがないかどうか反省の必要がある」「国民的自覚をもち、みずからの責務や使命を勇気をもって遂行する国民の育成が肝要である」とあいさつしていることから、当時の状況がうかがえる。しかし、昭和42年の小学校、43年の中学校、44年の高等学校の「教育課程の改善について」の答申内容はこのように子供たちを歪ませている根源にメスを加えるというよりは、むしろ道徳主義、国家主義の立場を強め矛盾を糊塗しようとする方針のものであった。要するに能力、進路、特性に応じて多様な教育コースに振り分けることをさらに進め、時代の進展に見合う教育内容に改めた、躰や道徳教育によって現状適応の人間形成をはかるという基本理念で貫かれたものであった。43年6月の教課審答申「中学校教育課程の改善について」から今回改訂の中学校学習指導要領の第2章、各教科第8節技術家庭の各学年の目標及び内容について資料13に示した。また、教科別年間標準授業時数を次に示した。

技術・家庭科の改善についても、具体的、詳細な方針が述べられた。①目標を「生活に必要な基礎的技術」を「実践的学習を中心」に進めるというこの教科の性格が、正確に把握できるように表現している。特に技術の習得を通して

中学校の教科別年間標準授業時数  
(昭和44年改訂)

学 年		学 年		
		1	2	3
必修 教科	国 語	175	175	175
	社 会	140	140	175
	数 学	140	140	140
	理 科	140	140	140
	音 楽	70	70	35
	美 術	70	70	35
	保 健 体 育	125	125	123
	技 術・家 庭	105	105	105
	道 徳	35	35	35
	特 別 活 動	50	50	50
選 択 教 科 等	140	140	140	
総授業時数		1,190	1,190	1,155

生活を豊かにするためのくふう、創造の能力や実践の態度を養うという点を配慮する。②男、女二系列はひきつぐ。③項目の整理と精選、系統化をはかる。④実態や必要に応じた強力性を認める。⑤他教科、小学校との関連をはかる等をあげている。

昭和44年中学校技術・家庭科学習指導要領(女子向き)で改訂された主な点は、①技術・家庭科の総合的な目標を一本にしぼって、批判の多かった「近代技術に関する理解」を削除した。②領域をもとにもどして、被服、食物、住居、家庭機械、保育、家庭電機とし、製作や工作を削除した。③各領域の内容を、設計、材料、用具、測定、安全、消費知識、技術と生活との関係の7つに区分し、「男子向き」「女子向き」ともにこの区分に従って内容を整理した。④内容の範囲と程度を明示し、標準時間数や実習例を示すことをやめた。⑤第3学年で取り扱う領域の一部に自由裁量を認めた。⑥他教科との重複をさけた等である。

本来異なる二系列の領域を一教科に編成しようとする無理と、それを男女別に分離する無理と、目標を一本化しようとする無理とが重なり合い両者の結合をはかればはかるほど矛盾が拡大している。例えば、食物領域で〇〇がわかること、

××ができること、と列举し、「整理」していけばゆくほど、食生活は空中分解し、現実性を失っている。現実の生活の実体は、むしろ諸要素が総合されて現象するものだからである。また、羅列的な知識や技能を習得することの教育的意味は何かという疑問である。学習指導要領のように家事処理技能をまんべんなく習うことで、何でもできる便利な子供は育つが生活に対する総合的な認識や衣食住についての原理、原則をとらえる力が育つであろうかという疑問である。

以上、40年代の家庭科教育について社会情勢を入れながらみてきたが教育に対する国家統制の強まりを改めて思い知らされた。しかし、こうした圧力が強まれば強まる程、国民側の反作用も大きく、教育問題は40年代の政治争点の一つになっていた。また、自主的な教育研究や運動も発展し、日教組教研の家庭科研究、実践の成果も次第に蓄積され、全国規模の民間教育研究団体である産業教育研究連盟が発展し、41年には家庭科教育者連盟が発足した。46年には大学家庭科教育研究会が組織された国の家庭科教育に対し真に国民や子供の立場に立つ家庭科教育を創造しようとする運動も高まってきた。国民の側に立った家庭科教育を実践しようとする時、学習指導要領の家庭科とは対決せざるを得なかった。

### 3) 家庭科における男女共修の急速な進展

(昭和52年)

昭和30年代後半以降、高度経済成長の政策のもとで「能力主義教育」がおし進められ、経済界が必要とする人間づくりを続けてきたが、このような教育政策も昭和40年代に入ると、その教育の歪みが現われ始め特に40年代後半になると顕著となり「授業についてゆけない子、わからない子、学校ぎらいの子、体力のない子、非行に走る子、精神的肉体的な病気の子」、また、自殺などが目に見えて増加し、「教育の荒廃、落ちこぼれ、受験地獄」等という言葉が日常語化していった。この中で国民の教育への関心が

強まり、批判は行政と教師の双方に向けられた。子供達の人間的成長を願う教師達の自主的、主体的教育研究、実践も急速に進められたが、やはり、これまでの教育を手直しする必要に迫られた。

教育課程審議会は48年11月教育課程改善についての諮問に基づき審議を開始し、51年12月に「ゆとりある、しかも充実した教育」を目指した「審議のまとめ」を答申した。そして、52年7月には、その「まとめ」に基づき改訂学習指導要領を公布した（資料14参照）。「ゆとりと充実」をめざす新学習指導要領が小学校では実施1年目、中学校は56年度から完全実施を迎えるが「小中高の教育を一貫的にとらえ、その内容を精選してゆとりある。しかも充実した学校生活を可能にする」教育課程の実現をめざし、教科の時間数を削減し、それで生れた時間を各学校の実態に即して、給食時間や休み時間の増加にあてるほか、例えば体力の増進のための活動や教育相談に関する活動等に充てるとしている。下記に教科別年間標準授業時数を示した。

また、1単位時間の授業時数を50分とし、従来より5分ずつ延長し、批判の声が高かった授業での詰め込みを解消するねらいも盛り込まれていた。

以上のような教育状況下で、家庭科の流れを追ってみると特記すべきことは家庭科の男女共学（共修）の運動、実践の広まりと深まりである。あくまでも性別役割分業にこだわり続け、女子必修を保持しようとする人達との対立でもある。子供が自立できるようにすることは教育の最低の仕事であろう。自立とは、精神的、経済的、生活的自立を意味するが生活的自立に最も直接的にかかわる教科は家庭科であると考えられる。複雑、多様化する生活問題に対処する能力を育てるには、小学校家庭科での2年間のみでは不十分で、どうしても中学校、高等学校での共修が必要であると思われる。

## 2 新制高等学校の変遷

高等学校の家庭科は小・中学校のように義務制ではないので、その目標・性格・内容等について

中学校の教科別年間標準授業時数（昭和52年改訂）

区 分	必修教科の授業時数								道徳の授業時数	特別活動の授業時数	選り択る教科等に充	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭				
第1学年	175	140	105	105	70	70	105	70	35	70	105	1,050
第2学年	140	140	140	105	70	70	105	70	35	70	105	1,050
第3学年	140	105	140	140	35	35	105	105	35	70	140	1,050

### 備考

- この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
- 選択教科等に充てる授業時数は、1以上の選択教科に充てるほか、特別活動の授業時数等の増加に充てることができる。
- 選択教科の授業時数については、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭は、それぞれ第3学年において35を標準とする。外国語は、各学年において105を標準とし、中学校学習指導要領で定めるその他特に必要な教科は、各学年において35を標準とする。

極端な変革はみられない。ただその履修の型が時期によって変化があり、これは教育制度の改革と対応している。即ち昭和22年に小学校と中学校が、昭和23年に高等学校が、そして昭和24年に大学が発足している。新制高等学校は1年の準備期間を置いて、昭和23年度から実施された。高等学校はおおむね旧制の中学校が転換して発足したが、その際、学区制、男女共学制、総合制の三原則が方針とれさせている。高等学校の教育課程の特色は選択教科制と単位制で、これにより生徒の進路の多様性と個人の特性に応じている。また教育内容により普通課程と職業課程とがあり、前述の三原則により、独立の職業高校が減少している。新学制による中等教育の前期3年が義務制の中学校と

高等学校の教科・科目・授業時間数および単位数（昭和26年度）

教科	科目	総時間数(単位数)	教科	科目	総時間数(単位数)
国語	国語(甲)	315(9)	家庭	家庭経理	70(2) 140(4)
	国語(乙)	70(2) 210(6)		食物	175(5) 350(10)
	漢文	70(2) 210(6)		被服	175(5) 350(10)
社会	一般社会	175(5)	外国語		175(5) 525(15)
	日本史	175(5)	農業	総合農業	400(12)~1,200(36)
	世界史	175(5)		耕種	70(2)~700(20)
	人文地理	175(5)		(以下略)	
	時事問題	175(5)			
数学	一般数学	175(5)	工業	機械実習	350(10)~1,295(37)
	解析(1)	175(5)		電算実習	350(10)~1,295(37)
	幾何	175(5)		(以下略)	
	解析(2)	175(5)			
理科	物理	175(5)	商業	文書実務	70(2)~175(5)
	化学	175(5)		珠算および商業計算	70(2)~210(6)
	生物学	175(5)		(以下略)	
	地学	175(5)			
保健体育	保健体育	315(9) 385(11)	水産	水産一般	105(3)~350(15)
				水産生物	140(4)~525(15)
芸能	音楽	70(2) 210(6)	家庭技芸	保育	210(6)~525(15)
	図画	70(2) 210(6)		保育実習	260(6)~700(20)
	書道	70(2) 210(6)		(以下略)	
	工作	70(2) 210(6)			
家庭	一般家庭	245(7) 490(14)	その他特に		
	家族	70(2)	必要な教科		
	保育	70(2) 140(4)			

なり、後期3年が単一の高等学校となり、教育の機会均等をめざす新学制の理念が制度化された。

高等学校の教育の目的が「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育および専門教育を施すこと」と規定され、その目的の実現のために、①中学校における教育の成果を、さらに発展・拡充させて、国家および社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと、②社会において果さなければならない使命の自覚に基き、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。③社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努め

ること。があげられている。

教育の形態により、全日制、定時制、通信制の課程に分かれ、その内容により普通教育を主とするもの、専門教育を主とするものに分かれ、家庭科はそのいずれにも含まれている。

教育課程の基準は昭和22年の学習指導要領の一般編の補遺として示された通達「新制高等学校の教科課程に関する件」によってはじめてその基準が定められ、後に昭和23年10月の通達、および24年6月の通達で改正され、さらに昭和26年にその内容が補足修正され「学習指導要領一般編」（試案）に含まれることとなった。

この一般編による高等学校の教科及び科目の種類と時間数は表の通りである。

新制高等学校における家庭科教育についてはその教育課程の改正にもとづいて、以下の5期に分けられる。

- (1) 自由選択の家庭科。昭和24年(24~30年度)
- (2) 履修が望ましいとされる家庭科。昭和31年(31~37年度)
- (3) 履修を原則とする家庭科。昭和35年(38~47年度)
- (4) 女子必修の家庭科。昭和45年(48~56年度)
- (5) 人間としての調和を望む家庭科。昭和53年(57年度~)

以下、この区分によって述べる。

#### (1) 自由選択の家庭科 (昭和24年)

昭和24年度から家庭科は選択教科の一つとして実施され、個人の尊重、教育の機会均等、男女共学などを基本にし、「学習指導要領・家庭科編」に先だって、昭和24年4月30日発行の「新制高等学校の教科課程の解説」の中に示されている。「新制高等学校は、幸福な家庭生活を招来するような経験を与えなければならない」とされ、これを担当する教科は「家庭科」と「実業科」とくに「家庭科」とであると解説している。そして以下のように述べられている。

「…家庭科では、栄養、献立、衣服、家庭經理、住居經理、保育、家庭衛生、家庭看護についての生活経験が取り扱われるし、実学では、家屋の維持修理、家具および設備についての指導が行われる、これらの経験はできるだけ男女生徒をいっしょにしてやらせるのがよい。ある教科おそらく社会や家庭の教科では、男女生徒がいっしょに家族の人々に対する奉仕、子どもの個性に対する家族の影響、性格陶冶に対する家族の重要な役割および家族を民主主義的な結合体とすることの可能性を学習することが大切である。だれもが力を合わせて、正しい家族生活を営んでいくために相互扶助という基礎の上に家族を構成するにはどうするとよいかということ、妻、母が家族の外に興味を満たすものをもつことの必要および家族としての余暇の使い方など、

家族生活の問題も、男女生徒がいっしょに討論し、家庭と家具の計画、家族の収入の予算、家族の支出に対する収入の関係および買物など、家族生活の経済的な面の研究も、男女生徒がともにしなければならない」つまり、ここでは、封建的男女観とは別に単なる技能科ではない男女共修の教科と考えられてはいるが、単に共に学ぶことであって、C・I・Eの指導の限界もあり、「家庭」が戦後の混乱の状態よりぬけられない時代なので、「男女の本質的平等」がどこまで考えられていたかは疑問であった。

家事の大部分を負担するのは女子であり、女子が適しているといわれている。男子は協力という程度の参加で、家庭のことを知っておく必要があるという意味の共修である。男子も女子も生活者として、家族の一員として生活を理解し、生産技術を習得させるということではなかったようである。これまでの家族制度にかわって民主的な家族ということが家事の分担の男女分業とまでは変えられなかったためである。

昭和24年8月発行の「高等学校指導要領・家庭科編」には、その「まえがき」の中に「この教科の最終目的は、家庭生活の理解と価値認識が養われ、その結果、人々がますますよい家庭人となり、社会人となることであろう。これは男女にひとしく必要なことであるが、特に女子はその将来の生活の要求にもとづき、いっそう深い理解と能力を身につける必要があるので、家庭生活の一般に関する学習を、少なくとも14単位必修させることが望ましい」とある。

また、その頃ひらかれた中等教育研究集会(新潟)において、ウィリアムソン女史は「女子の職業教育はどんなものが適しているか考えてから取り入れる。女の子の一生を通じての仕事は家庭である」と前おきして、飼育栽培では家庭菜園を取り扱い、家族の栄養をおぎなうための鶏や山羊を飼うことを教え、事務では家計簿のことを、製図では洋服の型紙づくりに役立つことをすすめている。つまり、女子に対する職業教育とは家庭生活の中だけにとりこまれていて、

女子も社会産業に参加するものとしての職業教育は考えられていない。

このように理念の上からも高等学校の男女共修は、はじめから矛盾をふくみ、理解もされず、その上この新しい家庭科を担当した指導者が、今迄は家事、裁縫を担当していた教師で、急に切りかえ、急転換を迫られていたし、教師数の不足も手伝って、新理念が実際の授業に移されたかどうか疑問であった。

このことは当時の毎日新聞の世論調査に、全国4757名のうち、男女不平等の廃止についての賛成者は64.5%（男54.7%、女74.4%）であり、反対は31.8%であったことでもわかる。また、男女共学に関する8,000名の校長・教員、PTA会長、市町村長、父母を対象にした調査では、同教室で同科目を履修させる完全な男女共学についての賛成者は60.4%、全く反対者は8%で、女学校や中学校を男女共学にすることにも父兄の反対がかなりあったと言われる。これらの状況から判断すると、高等学校の男女共修が、そうすんなりと受け入れられたとは思われない。また男子の家庭科選択の希望を調査した結果では、44.1%あり、希望しないものは55.8%であったのに、いざ実施してみると実際の選択者はたったの2名であったという実例さえあり、選択しにくいカリキュラム上の問題も多くみられた。その上教師にとっての問題は、男子ばかりでなく女子の履修者も少いことであった。さきの中等教育研究集会でも、施設設備の充実、現職教育の要望と並んで、家庭科の選択が少いこと、校長、父母などの家庭科に対する認識不足等が問題となっており、その打開策についても論じられていた。

また昭和26年8月～12月に家政教育社が行った全国28高校の調査による家庭科の履修状況及び、昭和27年7月、公立全日制高校普通課程の223校の調査による履修状況は次の通りであった。（文部広報72号、1954年1月13日）

科目名	昭和26年8月 28校(12,309名)	昭和27年7月 223校
一般家庭 " I II	24.4% 20.4	26.0 15.0
被 服	(-)11.8 (-)7.0	19.5
食 物	(-)10.7 (-)3.7	14.5
家 族	1.8	1.5
保 育	(-)3.6 (-)0.8	3.1
家庭経理	(-)3.2 (-)0.7	1.1

◎ 昭和27年7月他教科の履修状況

英語 83.6 人文地理 16.9 国語 67.4  
 解析(1)38.0 漢文 35.1 解析(2)20.3 書道  
 31.8 幾可 21.7 音楽 23.0 一般数学 65  
 図画 17.4 生物 32.5 工作 3.8 化学  
 25.9 時事問題 9.9 物理 15.2 世界史  
 23.2 地学 6.0 日本史 20.6

昭和28年、保育、家族、家庭経理などの科目を設けていない学校が91.1%、女子で家庭科を履修している者が、全女生徒のうち25%であった。昭和52年4月、奈良女子大入学生400人について調査したものでは、家庭科を全く履修していないものが65%であった。

さらに文部省は、家庭科を選択教科とすると同時に「家庭科は人間生活に直接関係が深く、また最も重要な家庭生活を対象として学習するのであるから、一・二学年においては一般教養として、ぜひ「一般家庭」を選択するようにさせたい」と要望している。

普通一般に家庭科といっているが、その内容は7科目に分かれている。食物、被服、家族、家庭経理、衛生、住居、保育であった。その指導目標および、各科の内容は資料15の通りである。また、履修のさせ方は次の表のようであった。

また「職業科としての家庭芸芸」を新教科として設定している。

これは、新制高等学校の第三目標に「新制高等

	学 年	1 学期	2 学期	3 学期	履修単位
一般家庭	1年又は2年	被 服	経 理	家 族	7
	2年又は3年	食 物	保 育・ 衛 生	住 居	7
自由選択	2 年	被服(5)	食物(5)	保育(2)	
	3 年	被服(5) 経理(4)	食物(5) 家族(2)	保育(2)	

- 注意 1. 一般家庭は7～14単位, 1, 2年に課するのが本体である。
2. 特別の事情ある場合は, 3年に1般家庭7単位を課することができる。
3. 一般家庭7単位のうち5単位は学校の授業として, 2単位はホームプロジェクトとする。

学校は適切な職業上の指導を行い, 職業について十分知悉させ, 職業選択の援助を与え, 指導の結果選んだ職業について特別の教育をしてやり, 卒業後も絶えず注意して指導をやらなければならぬ」と指示しているところからきている。これにより商業教育のようなある特定の職業教育を必要とする女子に対して, 男子と同様に教育の便宜をはかることが必要であることが明らかであるのに, 当時は, 女子の職業教育は家庭外における社会的分業としての職業ではなく, 「女性の天職としての職業」すなわち「主婦業」を指しているようであった。

「家庭技芸」教育の目標を「新制高等学校家庭技芸教育は, 生徒をして家庭技芸に関する職業に従事するのに必要な実際の知識技能を身につけさせること」とし, その範囲は「保育, 栄養, 被服, 手芸その他の活動が含まれる」としている。

その他, 新しい家庭科教育の特色として「ホームプロジェクト」と「家庭クラブ」があった新しい家庭科から将来の民主社会・民主的家庭建設者を作るための画期的なものであった。昭和24年7月から昭和26年6月まで, C・I・Eのウィリアムソン女史により「家庭クラブ」創設, 昭和28年全国家庭クラブ連盟が結成されて, 第1回総会を東京で開催したあと, 全国各地で年

ごとに開かれ「新しい家庭科」の意義をたかめている。第1回総会の中国地区代表「ホームプロジェクト・台所の改善」, 四国地区代表「クラブ活動」などが発表されていた。

昭和38年の第11回大会には, 東北地区代表「アイロン台の一工夫」, 中国地区代表「よいおやつを農村へ」などがある。

昭和40年, 第13回大会には九州地区代表「母のための衣生活の工夫」, 北海道地区代表「明るい生活は健康から」などのすぐれた研究発表が行なわれている。これらをもみても, 「家庭クラブ」をとおしての新しい家庭科建設のとりくみや努力がみられる。

## (2) 履修が望ましいとされる家庭科

(昭和31年)

昭和31年4月からは, 高等学校教育課程の改訂に伴って, 学習指導も改訂されている。

その改訂の要点は, その「まえがき」にあるように, 第1に従来の「家庭」と「家庭技芸」の二教科であったのを「家庭」の一教科にまとめ, 選択することができるようになっている。第2には「一般家庭」という科目の名称が「家庭一般」と改められたことである。

これは「一般家庭」というと一般の家庭という言葉と誤ってとられることがあるので適切な名称でないからという理由であった。

第3には, 全日制の高等学校普通科のすべての女子に「家庭一般」4単位を履修することが望ましいと規定されたことである。

その家庭科の目標, 組織および家庭科の各科目の目標は資料16の通りである。

この時期に家庭科の選択・必修をめぐる是非論がおこってきている。

戦後, 「女子にも男子と同じ教育を」という建前で, 新制高等学校教育が出発したので, 男女共学の高等学校が多くなり, 家庭科は自由選択科目となった。そのため「大学進学に不必要である」「内容が実生活からかけはなれている」などの理由から, 女子生徒で家庭科を選択する

ものが非常に減少する傾向になり、このように教育に対して反省と批判が加えられた。

文部省の「教科課程審議会」の中に「家庭科に関する特別委員会」が設けられて、高等学校家庭科の必修・選択について討論が重ねられている。「女子だけの必修にしないで、男子向きの内容を検討する、知的教養に偏しないよう、生活を科学的に処理する能力を養う教科を考える」などである。この結果家庭科の批判がなされている。その問題点は、

①「その理論的根拠が貧弱で学科としての価値に乏しい」という点から家庭科は日常家庭でくり返されている常識的なものが多く、社会科や生物、物理、化学、保健などの除かれた部分をよせ集めたもので独自性がない。つまり一教科として成立する根拠がない。というのである。

この批判に対し、家庭科は理論的基礎を確立する必要があり、家庭科は人間の生命尊重を根本において培う生活の研究、特に家庭生活の科学化、合理化をとおして近代生活を建設し、地域社会の生活の向上に資するということ、つまり、家庭科は民主化、近代化を基底にしてすすめられるもので、立派な使命と目的を持っていることを知らせなければならない。

②家庭科は技術や応用の教科であって、英、数、国、漢のような基礎的な教科がしっかりしていれば、必要なときはいつでもできる。だから家庭科に精力を浪費することはない。という考え方で家庭科を第二義的、余技的教科とみていることである。

③教師の問題で、家庭科の先生は古い、勉強していない。技術はできても教師としての教養に欠けるとか、反対に教師としては立派だが、技術が貧弱だとかという批判がある。これはごく一部の事例とは思えるが、新しい意味の家庭科の担当となれば、そうとう社会科学的基礎と背景を必要とし、その方面の知識、技能を積み重ねば役立たないであろう。

④施設が全体的にすこぶる貧弱である。新しい家庭科では、本と講義だけでは身についた知識

や技術は得られない。少くとも学校に一つ、モデルハウスを作り、近代生活様式をとり入れて、生活訓練をさせるだけの施設を整えたいものである。スクールプロジェクト・ホームプロジェクトを盛んにして、技術や知識を普遍化し、一般の生活レベルをあげることに役立たしめるべきである。

これらの問題点や批判を十分考えながら、教育制度の上でも家庭科もしくは生活科としてはっきり打ち出し、必修として最少4単位、できれば6単位は男女ともに履修することが望ましく、女子だけの家庭科には反対、魅力のある学科にしてゆこうという声がかんであった。また全国高等学校長協会家庭科部会の見解として「高等学校家庭科教育の振興方策について」（中央産業教育審議会建議・昭和37年12月12日）。

- ①一般教養としての家庭科の充実改善をはかること。
- ②専門職業教育としての家庭科教育の充実改善をはかること。
- ③家庭に関する学科の規模・配置及び設置形態の適正化—単独制の高等学校の設置の促進と一統合制の学校における家庭に関する学科の適正規模の確保
- ④施設・設備の整備充実
- ⑤教育養成の改善と教員の現職教育等の充実等が挙げられている。

一般教養としての家庭科教育の充実については、普通科の場合でも進学しない者には、家庭に関する科目を15単位程度履修させ、進学する女子生徒には少くも家庭一般4単位のほか、保育に関する科目等を履修させるよう配慮することが望ましい、とされている。

全国家庭科教育協会の要望としては、改正高等学校教育課程の実施案を作成するにあたり「芸術・家庭・職業」のうちから6単位履修するにもかかわらず、他の入試に関係ある教科を含めたり、「女子には家庭科4単位を履修させることが望ましい」とあるのを、施設・設備・教員など充分あるのに単位をへらしたりする学

校のある現状をみて、

- ①施設・設備や教員の関係上、即時実施困難な場合を除いては、女子家庭科4単位を履修させること。
- ②個人差に応じ家庭一般以外にも、家庭科を履修しうるようにすること。
- ③職業課程および定時制課程の女子においても、前項を実施すること。
- ④家庭科教員の身分を現状より不利にしないこと。

などを大会を開いて決議して、文部省や各教育委員会に運動していた。

高等学校現場担当者の見解も二つに分れている。①男女平等・男女の機会均等に対する解釈や考え方の相違。②男女共学の推進を妨げないための技術的操作に対する考え方。③自由選択制は形式のみであって、実は特定の教科を学習しなくては大学入試に不利であるという点。④教育の目標を理解していても学校評価を大学の入学率におき、人間形成を軽んずる社会通念では、教師の指導も偏ってしまう現状である等と述べて必修に賛成するものがいた。

これに対し、必修反対には、①家庭科自体の問題として古くからの家事科のままの上すべりの安易さや単なる技術教育から根本的に脱皮していないこと。大学進学についての影響から、進学率の低下が問題にされていること。③家庭科を履修することが望ましいという処置のとられた蔭には、家庭科選択の生徒が次第に減少していく結果、家庭科教師の生活権の問題がからんでいるための必修や、高校長協会がふるき高等女学校教育への郷愁でおし進めようとしているところから、必修制に反対している。

また、普通科女子高校生徒の意見としても、ある学校新聞部でアンケートをとった結果、450名中必修反対が78%、賛成16%、家庭科廃止3%、どうでもよい6%であった。その意見として「家庭科の存在そのものを否定するものではないが、良妻賢母的な教育を受けるよりも先に社会に出てからでは、なかなか得られない

基礎的な知識を高校時代に身につけておきたい」といっている。

男子系の「普通高校」における家庭科の実情は当初と事情がかわり、漸次女子の入学者が減少してきた。これは全国的現象であり、そこでは初から女子は家庭科を学ぼうと思って入学していないこと、男子と共に進学の目的を果そうとしていること、又、家庭科をとりた女子がいても、教科の組合せ上家庭科をすてて、理科、社会、数学をとった方が進学にも就職にも好都合であることなどがあげられている。

この中で、ある都立高校では昭和29年より男女共学家庭科必修の仮決定をして、実施にうつし、各方面に大きな波紋をなげかけたことがあった。この校長の見解は、「家庭は社会の一単位であり、家庭の民主化なくして社会の民主化はなく、家庭生活の進歩向上がなくして社会文化の向上もありえない、新しい家庭科は、過去の封建性を打破し、従来の家事裁縫の域を脱皮して、新しい構想のもとに、将来の家庭建設者を育成すべく、広い視野に立って、これを検討し、理想を実現しようとするものである……特に高校時代は男性として女性としての自覚を持つ時期であること、青年期の特質として、現実を自由な角度から批判・検討し、あるべき家庭生活への理想像を描きながら、現実と理想のギャップを素直に認識することができる時代にある等の理由から、はじめて男女共学の家庭科1年生に2単位を実施してきた」とし、その家庭科を学習した男子生徒の感想には、「ホームプロジェクトをすると、自然に家の悪いところとか改善することなど探すようになり、そして家を合理的、経済的にたのしく、夫婦げんかのない円満な家庭生活をすることによって、将来への参考となり、たいへんよい」とか「自分の家庭に対する目が違ってくると同時に、家族の一員であるところに自分が、大切な立場におかれていることを知った。高校生になる前の自分は、家族の人と完全に孤立していたようだ」と述べている。

このように全日制の普通課程においては「家庭一般」を女子の教養として履修させるようにし、さらに生徒の特性、進路に応じて、広くあるいは深く履修することができるように工夫されていて、家庭科の各科目の性格・目標・内容がいつそう明らかになってきていた。

### (3) 履修を原則とする家庭科 (昭和35年)

昭和35年度改訂教育課程における家庭科は、「高等学校学習指導要領」により、昭和38年4月入学の第1学年から実施され、昭和40年度から全面的に実施されている。

この教育課程は、昭和34年7月28日文部省初等中等教育局第495号で「教育課程審議会」に諮問された「高等学校教育課程の改善」について、昭和35年3月31日の答申によって成立したものである。

この答申の基本方針は「家庭科については、その内容を再検討するとともに、女子には原則として、家庭科を履修させるものとする」とある、また、教科等に関する事項で「家庭は⑦女子の特性にかんがみ、家庭生活の改善向上に資する基礎的能力を養うため、「家庭」をすべての女子に原則として履修させるものとする。④「家庭一般」においては、その内容が多岐にわたることを避けて、基本的事項を精選するとともに、それを科学的、合理的に取り扱い、また、地域の実情に応じて適切な教育ができるように考慮すること、⑤「家庭一般」の内容は、家庭経営・食物・保育および被服とし、家庭経営については、食物・保育・被服と有機的な一体として取り扱うことが望ましいこと。⑥「家庭一般」以外の家庭科の科目については、現行の科目が細分化しすぎているきらいも認められるので、再検討すること。」とあり教科・科目等の単位数では、「家庭」女子については「家庭一般」2ないし4単位を履修させることが望ましい。とある。

昭和35年「改訂教育課程」における高等学校家庭科の要点は、資料17の「家庭の目標」を参照

されたい。

普通科の生徒に履修させる場合、女子については「家庭一般」4単位、ただし特別の事情ある場合には、2単位まで減ずることができる。職業教育を主とする学科の生徒に履修させる場合は、女子については「家庭一般」2ないし4単位を履修させることが望ましいとされている。

家庭科の科目は、①家庭一般、②被服Ⅰ、③被服Ⅱ、④食物Ⅰ、⑤食物Ⅱ、⑥保育、⑦家庭経営、⑧被服材料、⑨被服経理、⑩意匠、⑪被服製作、⑫手芸、⑬栄養、⑭食品、⑮食品衛生、⑯食物経理、⑰献立調理、⑱大量炊事、⑲小児保健、⑳児童心理、㉑児童福祉、㉒保育原理、㉓保育技術、等となっている。つまり、家庭一般(1科目)、被服関係(6科目)、食物関係(8科目)、保育関係(6科目)、家庭経営(1科目)、手芸(1科目)となり、住居、家族関係、家庭経済は、これまでのように独立した科目でなく、他の科目の中で取扱われるようになった。

昭和35年度から家庭科技術検定を全国的に実施している。これは、家庭科の衰退を救う対策の一つで家庭科の技術検定として、商業課程における珠算・タイプ・計算実務・簿記の技術検定と、農業課程における耕作・測量の技術検定とか、いずれも社会的評価がみとめられていた。家庭科教育の振興をはかり、家庭科技術の向上を考え、また職業人としての一助ともなっている。これにより検定をうけた生徒は、自分の実力がわかり、常に正確に仕事をするようになった。また、学習意欲も旺盛になり、計画的、合理的に作業をする態度も養われた。一方、検定を実施した先生は、生徒の実力がわかり、中学校教育に対する刺激にもなる。施設・設備が充実する。他校の先生との交流の機会となる等の利点があるといっている。

技術検定反対の立場では、技術教育偏重の感を与えて昔の家事裁縫にもどる誤解を抱かせるとか、検定の内容が手工的技能を中心としているので、生徒の創意工夫をはばみ考え方を固定し

てしまうなどの批判がある。しかし、家庭科の広範囲のものに比べて一部の技術面だけを検定しているのが全国的にみて延びなやみ、漸減の傾向になってきた。

#### (4) 女子必修の家庭科 (昭和45年)

昭和45年に高等学校学習指導要領が改訂され、実施は昭和48年4月からであるが、それによると教育課程の編成は学科が多様化しており、これは進学率の上昇に対応してとられた政策といわれている。昭和43年当時文部省の高等学校教育課長であった石川二郎は「現在においても後期中等教育段階の約 $\frac{3}{4}$ が高等学校に入学しているという時の高等学校は、今や後期中等教育段階の同年齢層の何割かの選ばれた者の教育機関でなく、その年齢層の絶対的多数の教育をする教育機関となっている」と書いている。一方、技術革新の結果、高等学校の新卒者の就業する職種に大きな変化が生れ、この社会的役割の変化に対応して高等学校の教育内容が変化せざるを得ない結果となっている。

また、ベビーブームに生れた高校生が高校に入学するにつれて、普通科を中心とする大学受験の深刻さから、生徒の学力の低下が目目されると共に、高校生の無気力・無関心・無感動あるいは無責任といういわゆる三無主義がいわれていた頃で、高校生の意識が受験体制下で高校教育についての関心がたかまりつつあった。

昭和44年頃から「高校生活に何を期待するか」をテーマとして学園祭でとりあげる働きもみられ、「教科の授業に対して」よりも「友だちとのふれあい」を求め、「先生とのふれあい」は少ないが、もっと親しくしてほしいと内心思っているものが多いのもあげられ、高校生の意識の変化がみられた。

高校紛争も昭和43年の大学紛争の中で刺激をうけた一部の高校生の行動に端を発しており、学校封鎖が行われたりした。これから、高校生活や授業への関心がたかまり、ホームルームや生徒総会・学生集会などが行われ、社会の関心

を集めた時期でもあった。

高等学校学習指導要領によると、教育課程の編成は普通科と、専門教育を主とする学科とに分れ、そのいずれもが「家庭一般」はすべての女子に履修させるものとし、その単位数は4単位を下らないようにすること、が示されている。

家庭科の目標及び家庭一般の目標、その内容は資料18の通りである。

教科内容は①家族と家庭経営、②家族の生活時間と労力、③家庭の経済生活、④食生活の経営、⑤衣生活の経営、⑥住生活の経営、⑦乳幼児の保育等である。その指導計画は家庭に関する科目を履修させる最初の学年において履修させるものとし、2個学年に分割して履修させるときは、継続して履修させる必要がある。さらに家庭生活の充実向上には、全般にわたる指導がなされ、ホームプロジェクトや学校家庭クラブの活動を活用して学習効果をあげるようにと、その内容の取扱いも示している。

#### (5) 人間としての調和をのぞむ家庭科

(昭和53年)

昭和53年改訂の高等学校学習指導要領案によると、実施は昭和57年4月からであるが、教育課程編成の一般方針によると、「学校においては、……生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色及び生徒の能力・適性・進路を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする」とされ、各教科の科目及び特別活動においてそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うことがあげられている。

地域や学校の実態に応じて、勤労にかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、働くことや創造することの喜びを体得させるとともに望ましい勤労観や職業観の育成につとめることがあげられている。

単位は家庭一般として4単位で1時間50分で35時間の授業を1単位として標準とするが、その内容、単位も家庭科の目標に基づいて、学校の設

置者の定めるところでよいとされている。

普通科における「家庭一般」も専門教育を主とする「家庭一般」もともに、「すべての女子に履修させるものとし、その単位数は、4単位を下らないようにすること」と履修が定められている。また、指導にあたっては、ホームプロジェクト（家庭実習）並びに学校家庭クラブ活動を活用して、学習の効果を上げるようにすることが望ましいこと。この場合授業時数の2/10以内をこれに充てることができる。と示されている。

「家庭」の目標は資料19の通りである。

教科は、①家庭一般、②被服、③食物、④保育、⑤家庭経営、⑥被服製作、⑦被服材料、⑧被服管理、⑨服飾デザイン、⑩手芸、⑪調理、⑫栄養、⑬食品、⑭食品衛生、⑮公衆衛生、⑯保育原理・技術、⑰小児保健、⑱児童心理、⑲児童福祉に分れている。

その指導計画と内容の取扱いでは、家庭の総授業数の10分の5以上を実験・実習に充てること。男子が選択して履修する場合は「特に必要がある場合には、教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、内容に関する事項について、基礎的・基本的事項に重点をおく……」に特に配慮して適切な指導をする。「家庭経営・住居」の指導に実践活動や宿泊実習、「調理」に集団給食、校内実習及び工場、病院などにおける現場実習を。「保育原理・技術」では保育関係の施設においての現場実習を行うことが望ましいと示されている。

昭和57年度から実施にそなえて準備の段階であるが、この指導要領案を具体化して教科書の改訂もされている。この改訂は、昭和40年代の「多様化」に対して再検討の方向を打ち出している。さらに職業学科での資格の取得、技能、技術検定の問題や、職業学科からの大学への進学などについても新しい問題を提起している。

教育課程が「人間としての調和のとれた発達」「国家および社会の有為な形成者としての必要な資質の育成」をめざして、弾力的な編成

をし必修科目を削減している。その中で家庭科のあり方が問われている。家庭生活そのものが人間として調和のとれた生活にと望まれ、その一員としての自覚を願って教科を編成している。また、学力の低下が問題となった高等学校では小、中学校時代から低い学力で入学してきている生徒に対して、学力問題は一層深刻で、昭和50年の秋から暮にかけての国立教育研究所と、国民教育研究所の調査がそれを具体的に示している。

同時に家庭内暴力、学内暴力をはじめ、怠学、シンナー遊び、万引、売春なども指摘されている。その非行が番長組織や暴走族などのグループ化していること、また高校生の自殺などが問題になっているが、その原因は最近の社会問題の影響や家庭環境、友人関係などによるものも多く、学力の低下、授業についてゆけない、なんの為に学校にゆくのか分らない等、勉学にかかわるものも多いとみられている。

そこで学力問題への取り組み、教育内容の改善がなされ、高校生が意欲をもって学習できるようにと進められてきたのであるが、これは更に小学校から中学校、高等学校まで一貫した教育課程を作りあげることが課題となっている。新制高等学校も30年の歴史の積み重ねと、発展があり、現在ほとんどすべての者が高校で学ぶようになっている現在、これからの高等学校教育の充実への努力がなされてゆくべきである。

## 結 語

中等教育における家庭科教育は、人間形成という基礎課程の上にならって、どのように人間生活を高度化し、核家族として夫・妻・子供を中心とした家庭生活の中で人生や労働に対する独立した人間の生き方をどのように教えてゆくかという問題意識から出発している。

第二次世界大戦により、その前と後とは一画の線によって戦前と戦後と呼び、その教育方針が封建思想から民主主義の思想へと180度の転換をむかえることとなった。しかし、明治・大

正時代の女子教育を主軸としているために「女子は家庭に入って、裁縫・家事・育児に、男子は外で仕事・職業」という固定的な考え方から脱けきれなかった。

即ち戦前の中等教育は封建的家族制度のもとに良妻賢母の育成に終始していた。

戦後の中等教育は、教育の民主化や女子教育改革の流れの中で、民主的家庭建設者の教育として基礎づけられていた。特に家庭科は「技能教科ではない、女子教科ではない、家事・裁縫の合科ではない」という三否定に立って築かれようとしていた。更にその教科理論の薄弱さから、諸種の矛盾を内包したままで、小・中・高の各学校の種別ごとに家庭科の成立をみたのである。すなわち、小学校は男女共学でプラクティカルアーツ（実践的技術教育）として、中学校は職業教育の中にホームメーカー・エデュケーション（家庭建設教育）として、高等学校では選択教科として、それぞれ取り扱いの上のズレのあるままに出発した。

そして昭和30年代の朝鮮動乱の特需、未曾有の高度経済成長等により産業界の要請もあり、家庭科は科学技術教育にと進んできた。これが、民主的家庭建設者としての男女共修から「男子は技術、女子は家庭」という方向にうつる契機になったのである。これが更に進んで、「女性は家庭を守るべきもので、職業をもったとしても、それは家計の補助程度」という概念を生み「男子には生活能力をつけなければ、将来の平等や役割分業の考え直しはできない」という労働に対する観念が明らかにされてきた。

次いで労働は権利であるとうたう婦人差別撤廃条約の「労働権」の考え方が浸透しはじめることにより、家庭科における女子教育の内容が変革してきた。即ち、社会機構の中で、家庭生活をふまえた上での労働参加にまで進行してきたのである。

今後の研究課題としては、上述の中等教育の主旨が高等教育にどうひきつがれてゆくのかを追跡し、制度上の位置づけ、指導目標、指導内

容がどのように生かされて家庭科の高等教育が構築されていくのか、家庭科が家政学へと発展する中で「人間そのものが如何に実在しうるのか」を探ってゆきたいと考えている。

#### 参考資料

- |    |     |                                   |
|----|-----|-----------------------------------|
| 資料 | 1   | 学事奨励に関する被仰出書                      |
|    | 2   | 高等女学校規程による学科目及び時間配当（明治28年）        |
|    | 3-1 | 高等女学校教授要目本要目実施上の注意（明治36年）         |
|    | 3-2 | 高等女学校教授要目（明治36年）                  |
|    | 4   | 高等女学校実科設置理由の説明（明治43年）             |
|    | 5   | 高等女学校及び実科高等女学校教授要目（明治44年）         |
|    | 6   | 高等女校教科及修練指導要目（昭和18年）              |
|    | 7   | 青年学校教授及訓練要目（昭和12年）                |
|    | 8   | 暫定教科書（家政全，中等家事一，二，中等被服，中等育児保健一，二） |
|    | 9   | 「学習指導要領」職業指導編（試案）（昭和20年）          |
|    | 10  | 「中学校学習指導要領」職業・家庭科編（試案）（昭和26年）     |
|    | 11  | 「中学校学習指導要領」職業・家庭科編（昭和31年）         |
|    | 12  | 「中学校学習指導要領」技術・家庭科（昭和33年）          |
|    | 13  | 「中学校学習指導要領」技術・家庭科（昭和44年）          |
|    | 14  | 「中学校学習指導要領」技術・家庭科（昭和52年）          |
|    | 15  | 昭和24年学習指導要領 家庭科編 高等学校用（試案）        |
|    | 16  | 昭和31年高等学校学習指導要領 家庭科編              |
|    | 17  | 昭和34年高等学校学習指導要領                   |
|    | 18  | 昭和45年高等学校学習指導要領                   |
|    | 19  | 昭和53年高等学校学習指導要領                   |
|    | 20  | 中等教育における家庭科教育制度一覧                 |

参 考 資 料

資料 1 (本文 p.18)

明治5年8月2日 太政官布告 第214号

「学事奨励に関する被仰出書」

人々自ら其身を立て其産を始め其業を昌にして以て其生を遂ぐるゆゑんものは他なし。身を修め智を開き才芸を長ずるによるなり。而て其身を修め智を開き才芸を長ずるは学にあらずれば能はず、是れ学校の設あるゆゑんにして、日用常行言語書算を初め士官農商百工技芸及び法律政治天文医療等に至る迄凡人の営むところの事学あらざるはなし。人能く其才のあるところに依り勉勵して之に従事し、しかし後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べし、されば学問は身を立るの財本ともいうべきものにして人たるもの誰か学ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪の徒の如きは畢竟不学よりしてかかる過ちを生ずるなり。従来学校の設ありてより年を歴ること久しといへども或は其道を得ざるよりして人其向を誤り学問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至っては之を度外におき学問の何物たるを弁せず。又士人以上の稀に学ぶものも動もすれば国家の為にす唱へ身を立るの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の徒に陥り其論高尚に似たりといへども之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず。是すなわち沿襲の習弊にして文明善ねからず。才芸の長ぜずして貧乏破産喪家の徒多きゆゑなり、是故に人たるものは学ばずんばあるべからず。之を学ぶに宜しく其旨を誤るべからず。之に依て今般文部省に於て学制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき、自今以後一般の人民華士族農工商及婦女子必ず皆に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す。人の父兄たるも宜しく此意を体認し、其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり。高上の学に至ては其人の材能に任かすといへども幼童の子弟は男女の別なく小学に徒事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事。

但従来沿襲の弊学問は士人以上の事とし國家の為にす唱ふるを以て学費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し之を給するに非されば学ばざる事と思ひ

一生を自棄するもの少からず。是皆惑へるの甚しきもの也。自今以後此等の弊を改め一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず学に従事せしむべき様心得べき事。

資料 3—1 (本文 p.22)

明治36年3月9日 高等女学校教授要目

文部省訓令第2号

本要目実施上ノ注意

1. 高等女学校ニ於ケル教授ハ常ニ訓育ト相待テ高等普通教育ノ目的ヲ達センコトヲ期スヘシ
2. 教授ハ各学科目固有ノ目的ヲ失ハサルト同時ニ相互ノ連絡ヲ保チ且小学校ノ教科ト關聯シテ全体ノ統一ヲ図ルヘシ
3. 教授ハ漫ニ繁多ノ事項ニ涉リ又ハ形式ニ流ルルコトナク生徒ヲシテ正確ニ理會シ応用自在ナランメンコトヲ期スヘシ
4. 学科目ノ性質上止ムヲ得サルモノノ外ハ教科書ヲ用ヒテ之ヲ教授スヘシ教科書ハ常ニ之ヲ活用センコトニ留意シ之カ為ニ箝束セラレザランコトヲカムヘシ  
教科書ハ其ノ選択ヲ慎ミ濫ニ之ヲ変更スルコトアルヘカラス
5. 教授ハ学年ノ始ニ精クシテ其ノ終ニ粗ナルカ如キ弊ニ陥ラザランコトヲ要ス
6. 生徒ノ自修ヲ要スル学科目ニ就キテハ予メ其ノ時間ノ標準ヲ定メ自修ヲシテ1・2ノ学科ニ偏シ若ハ過度ニ陥ルノ弊ナカラシムヘシ
7. 修業年限ヲ伸縮シタル場合ニ於テハ適宜本要目ヲ斟酌スヘシ
8. 教授用備品ハ教授上差支ナキ限必シモ正式精緻ノモノタルコトヲ要セス成ルヘク日用品ヲ利用シ又ハ教員自ラ製作シテ之ニ充テンコトヲカムヘシ  
諸学科目ニ通スル備品ハ教授上差支ナキ限成ルヘク之ヲ兼用スヘシ必シモ各別ニ之ヲ備フルコトヲ要セス
9. 学校所在地ニ図書館、博物館、工場、試験場等ノ設アルトキハ之ヲ利用スルコトヲ怠ルベカラス

藤本・宇高・宮崎：人間的観点からの家政学・家庭科の分析

資料 2 (本文 p.21)

明治28年1月29日文部省令第1号高等女学校規程による学科目及び時間配当

(△印ハ朱書)

学科目	学年											
	毎週 時数	第一学年	毎週 時数	第二学年	毎週 時数	第三学年	毎週 時数	第四学年	毎週 時数	第五学年	毎週 時数	第六学年
修身	2	人倫道德ノ要旨作法	2	同	1	同	1	同	1	同	1	同
国語	5	講読作文	5	同	4	同	4	同	4	同	4	同
△外国語	△3	△読方 △訳解 △習字	△3	△同 △書取 △会話	△3	△同 △作文	△3	△同 (習字ヲ除ク) △文法	△4	△同	△4	△同
歴史					2	本邦歴史	2	同	1	外国歴史	1	同
地理					1	本邦地理	2	同	1	地文大要 外国地理	1	同
数学	2	筆算 整数ノ加減 乗除	2	筆算 整数分数 小数ノ加減 乗除	2	筆算 同比例	2	筆算 比例	2	筆算 百分算		
	1	珠算 加減乗除	1	同	1	同					1	練習
理科	1	天然物及 現象	1	同	2	植動物物	2	動植物物	2	物理化学	2	同 生理及衛生
家事									1	衣食住 家事衛生	1	家計簿記 育児
裁縫	5	運針法方	5	縫方	5	同裁方	5	同裁方	5	同	5	同
習字	2	楷書	2	楷行書	2	行書	2	仮名交書	2	同	2	同
△図画	△2	△自在画	△2	△同	△2	△同	△2	同	△2	同	△2	同
△音楽	△2	△単音唱歌	△2	△同	△2	△同	△2	同	△2	△同 △複音唱歌	△2	△同
体操	3	普通体操 遊戯	3	同	3	同	3	同	2	同	2	同
合計	21 △7		21 △7		23 △7		23 △7		21 △8		21 △8	

資料 3—2 (本文 p. 22)

ト

衣食住

衣服

材料ノ選択 調製, 保存, 洗濯

食物

成分, 性質 常用食品 (米, 麦, 粟, 飯, 麵麩)

家事

第三学年

毎週二時

緒論

家事ニ於ケル女子ノ職分 善良ナル家風ヲ作ルコ

麵類、麸、大豆、豆腐、味噌、醤油、小豆、菓子、果実、野菜、魚、鳥、卵、牛豚肉、乳、油、食塩等）嗜好品、飲料水、浄水法、水ニ依ル病毒伝播、献立、食器、庖廚具、割烹、其ノ実習（煮物、焼物、蒸物、汁物、漬物、生物）貯蔵  
住居

選択、土地、家屋、方向、採光、暖房、換気、室房ノ配置、裝飾、門塙、庭園、井、掃除、保存、家具、什器

第四学年 毎週二時

養老及育児

養老

衣食住ノ注意 起居ノ介抱 精神ノ保養

育児

哺乳 生齒 食物 衣服 居所 沐浴 運動  
睡眠 疾病 言語 動作 談話 遊戯 玩具、就学

看病、伝染病ノ予防

衣食住ノ注意 介抱 薬用 危篤ノ場合 救急療法 伝染病及其ノ予防 清潔方法 消毒方法

整理及経済

主婦ノ心得 勤勉、節儉、秩序、予見、周密、清潔 婢僕ノ選ヒ方、扱ヒ方、仕事ノ配当、給料 家産 収支予算 必要ナル費用、冗費貯蓄 保険 家計簿記 出納ノ科目、記入ノ方法、帳簿ノ整理

教授上ノ注意

一 家事ヲ授クルニハ理論ニ偏セス實際ニ適切ナラシメンコトヲ旨トシ他ノ学科目ニ於テ生徒ノ学習シタル事項ハ成ルヘク之ヲ利用センコトヲ力ムヘシ

二 割烹ノ実習ハ第三学年ニ於テ凡十回之ヲ課スルヲ常例トスレトモ便宜第四学年ニ涉リ之ヲ課スルモ妨ナン

三 家計簿記ハ日用ニ適切ナル事件ニ依リテ練習セシムヘシ

四 教授用備品ハ凡次ノ例ニ依ルヘシ

衛生試験表類 衣服地質標本 衣服洗濯用器具及藥品 保存用藥品 割烹実習用器具 食品標本防腐剤 防臭剤 家屋図 体温器 灌腸器 吸入器 繻帶材料 救急函 消毒用器具及藥品 哺乳器 牛乳煮沸器 其ノ他看護用器具

裁縫 第一学年 毎週四時

運針 素縫、本縫

本裁男女単衣 部分縫、裁チ方、積リ方、寸法、標附ケ方、縫ヒ方順序、仕立方

本裁女裕 部分縫、裏ノ裁チ方、積リ方、標附ケ方、縫ヒ方順序、仕立方

本裁女綿入 部分縫、標附ケ方、綿ノ入レ方、縫ヒ方順序、仕立方

子供帯仕立方

繕ヒ方 綿布

服地 名称、地質、染色、柄合、丈、幅等

第二学年 毎週四時

運針 前学年ニ準ス

本裁男裕 部分縫、裏ノ裁チ方、縫ヒ方順序、仕立方

本裁男綿入仕立方ノ解説

洗濯張り物ノ仕方

腹合帯仕立方

片面物三ツ身裁チ方及中幅大幅物ニテ小裁中裁本裁ノ裁チ方積リ方ノ解説

小裁又ハ中裁綿入仕立方

本裁女綿入羽織、本裁男裕羽織 部分縫、裁チ方、積リ方、方法、標附ケ方、縫ヒ方順序、仕立方

本裁男綿入羽織仕立方ノ解説

筒袖及袖無綿入羽織 裁チ方、寸法、標附ケ方、縫ヒ方順序、仕立方

繕ヒ方 絹布、毛布

服地 前学年ニ準ス

第三学年 毎週四時

本裁男単羽織 部分縫、裁チ方、積リ方、標附ケ方、縫ヒ方順序、仕立方

西洋前掛 部分縫、裁チ方、縫ヒ方順序、仕立方  
女袴 裁チ方、積リ方、縫ヒ合セ方、襲取り方、寸法、標附ケ方、縫ヒ方順序、仕立方、小裁中裁女袴ノ裁チ方、積リ方、寸法ノ解説

小裁中裁羽織 裁チ方、積リ方、寸法、標附ケ方、縫ヒ方順序ノ解説

小裁中裁本裁被布 裁チ方、積リ方、寸法、標附ケ方、縫ヒ方順序、小裁綿入被布ノ仕立方附飾紐ノ結ヒ方

片面物及中幅大幅物ニテ羽織被布ノ裁チ方ノ解説  
被布合羽 裁チ方、積リ方、寸法、標附ケ方、縫ヒ方順序、仕立方

みしん，用法

第四学年

毎週四時

しゃつ，ずぼん下 裁チ方，積リ方，縫ヒ方順序，仕立方

男袴 裁チ方，積リ方，縫ヒ合せ方，襷取り方，腰立糸掛ノ順序，寸法，標附ケ方，縫ヒ方順序，仕立方，小裁中裁男袴ノ裁チ方，積リ方，寸法ノ解説

足袋，子供腹掛，股引ノ類 裁チ方，縫ヒ方順序，仕立方

丸帯仕立方 男帯仕立方ノ解説

小袖仕立方

夜具 裁チ方，積リ方，寸法，綿ノ分量，標附ケ方，縫ヒ方順序，雛形ニテノ仕立方

みしんノ用法

手芸ヲ加フル為ニ教授時數ヲ減スルトキハ前記ノ事項ヲ斟酌シテ之ヲ授クヘシ

教授上ノ注意

一 裁縫ヲ授クルニハ土地ノ情況ニ適応センコトヲ旨トシ必シモ此ノ要目ノ順序ニ依ルコトヲ要セス

二 他ノ学科目特ニ数学ニ於テ生徒ノ学習シタル事項ハ成ルヘク裁縫教授ニ資センコトヲカムヘシ

三 材料ノ品質ハ第一学年及第二学年ニ於テハ専ラ綿布類ヲ用ヒシムヘシ

四 模範トナルヘキ実物雛形等ヲ示シテ其ノ要点ヲ説キ生徒技能ノ発達ヲ助クヘシ

五 教授用備品ハ凡次ノ例ニ依ルヘシ

衣服名称図 裁チ方図 標附ケ方図 衣服又ハ其ノ雛形 衣服ノ部分又ハ雛形 服地標本，糸標本，鏡，其ノ台 火熨斗，其ノ台 裁板，裁庖刀，定規 霧吹盤 圧板，張板，簾 鯨尺 鉄 綿延みしん等

手芸 第二学年以上 毎週二時

手業ハ編物，組糸，囊物，刺繡，造花等ノ中ニ就キ一種又ハ數種ヲ授クヘシ其ノ事項凡次ノ如シ

編物

毛糸，綿糸，絹糸，麻糸等ヲ用ヒ手袋，足袋，帽子，襟巻，巾著，繻袴，髪飾等ニ就キ種々ノ編ミ方ヲ授ケ又便宜ノ方法ニ依リ材料ノ性質，図案，色ノ配合ヲ授クヘシ

組糸

綿糸，絹糸，毛糸，麻糸等ヲ用ヒ打紐，羽織紐，

帶留，髪飾其ノ他裝飾品等ニ就キ種々ノ組ミ方ヲ授ケ又便宜ノ方法ニ依リ材料ノ性質及色ノ配合ヲ授クヘシ

囊物

綿布，絹布，毛布，麻布，皮革，合羽紙等ヲ用ヒテ紙入煙草入等ノ作り方ヲ授ケ又便宜ノ方法ニ依リ材料ノ性質及図案ヲ授クヘシ

刺繡

綿糸等ヲ用ヒ襟，服紗，囊物地，服地，髪飾其ノ他裝飾品等ニ就キ種々ノ繡ヒ方ヲ授ケ又便宜ノ方法ニ依リ材料ノ性質，図案，色ノ配合，糸ノ染メ方ヲ授クヘシ

造花

紙，綿布，絹布，羽毛等ヲ用ヒ花簪，草木花卉ノ模造品，室内裝飾品等ニ就キ其ノ作り方ヲ授ケ又便宜ノ方法ニ依リ花葉ノ構造，材料ノ性質及染メ方，図案，色ノ配合，用具ノ取扱方ヲ授クヘシ

其ノ他ノ枝芸ニ関シテハ別ニ其ノ目ヲ拳ケスト雖土地ノ情況ニ応シテ便宜之ヲ定ムヘシ

教授上ノ注意

一 生徒ノ選択スヘキ芸ノ種類ハ成ルヘク多岐ニ互ラスシテ其ノ技芸ニ熟練センメンコトヲ期スヘシ

二 実習製品ハ成ルヘク用途アルモノヲ選ビ材料ヲ徒費セサランコトニ注意スヘシ

三 染メ方ハ坊間ニ於テ得難キ色ヲ染メ出サシメンコトヲ主トシ簡易ナル方法ニ依リテ之ヲ授クヘシ

四 図案ヲ授クルニハ単ニ之ヲ説示スルコトニ止メス成ルヘク生徒ヲシテ之ヲ実習セシムヘシ

五 教授用備品ハ凡次ノ例ニ依ルヘシ

材料標本 作り方ヲ示ス標本 色ノ配合ヲ示ス標本 図案標本 作り方用器具等 刺繡造花ニ関シテハ凡次ノ備品ヲ加フヘシ 染料標本 材料ノ染メ方ヲ示ス標本 染メ方用器具 花葉ノ大模型 写生用植物

資料 4 (本文 p. 22)

明治43年10月27日 文部省訓令第23号  
 高等女学校実科設置理由の説明

近時女子教育ノ進歩ニ伴ヒ実科の各種学校ノ設置ヲ企画スルモノ漸ク多キヲ加ヘントス然ルニ都市町村等ノ如キ公共団体ニ於テハ之ヲ設置セントスルニ何等規定ノ抛ルヘキモノナクシテ不便ヲ感スルコト尠シトセス而シテ従来高等女学校ニ於テハ土地ノ情况ニ応シテ其ノ学科課程ニ斟酌ヲ加フルノ余地ヲ存セサルニアラスト雖主トシテ家政ニ関スル科目ヲ修メントスル者ニ対シテ未タ適切ナラサルノ憾アリ是レ今回ノ改正ニ於テ高等女学校ニ実科ヲ置クコトヲ得シメ其ノ学科課程ニ於テ特ニ裁縫ニ重キヲ置キ実業ヲ加ヘ且ツ土地ノ情况ニ応シ学科目及其ノ毎週教授時数ヲ変更スルコトヲ得シメ又選科生ヲ置キテ事情己ム能ハサル者ノ為簡易学修ノ途ヲ開キタル所以ナリ故ニ改正令ヲ実施スルニ当リテハ学科目其程度ノ選定宜シキヲ得務メテ土地ノ情况ニ適応セシメント期セラルヘシ且ツ夫レ女子ノ教育ハ特ニ学校ト家庭ト相俟チテ始メテ其ノ訓育ノ効果ヲ完ウシ得ヘキモノニシテ女子ヲシテ修学ノ為遠ク父母ノ膝下ヲ離レシムルカ如キハ訓育上頗ル考慮ヲ要スル所ナリト是レ従来ノ高等女学校ノ外ニ一般公共団体ヲシテ単独ニ実科高等女学校ヲ設置シ又ハ之ヲ高等小学校ニ併設スルヲ得シメ以テ其ノ設置ヲ簡易ニシ地方ノ女子ヲシテ成ルヘク其ノ地方ニ於テ必要ノ教育ヲ受クルノ便ヲ得シメ学校ト家庭トヲ密接ナラシメントスル所以ナリ然レトモ之カ為ニ濫設ノ弊ニ陥ルカ如キハ改正ノ本旨ニアラサルコト言フ俟タサル所ナルカ故ニ之ヲ設置スルニ方リテハ須ク地方経済ノ情况ト教員供給ノ如何トニ鑑ミ施設其ノ宜シキヲ失ハサランメコトヲ注意セラルヘシ又新ニ実業ノ学科目ヲ設ケタルハ実業ノ趣味ヲ涵養スルト共ニ女子ヲシテ家業ヲ重シシ勤勞ヲ厭ハサルノ美風ヲ失ハサランメ質素勤勉ノ気風ヲ養成セシメ中産ノ家庭ニ生産シタル女子ニシテ其ノ主婦タルコトヲ得サルカ如キノ時弊ニ匡救セントスルニ因ル唯姑ク之ヲ缺クコトヲ得ルコトヲ規定シタルハ畢竟教員ヲ得ルノ困難ト地方経済ノ如何ヲ顧慮シタルニ因ルモノナルカ故ニ其ノ設置ハ成ルヘク之ヲ奨励セラルヘシ

資料 5 (本文 p. 23)

明治44年7月29日 文部省訓令第125号  
 高等女学校及び実科高等女学校教授要目

高等女学校  
 家事  
 第三学年 毎週二時  
 家内ノ整理  
 住居ノ修理・保存 掃除 室内ノ設備 衣服什器ノ選択・保存及其ノ整頓 裝飾 戸締 火ノ用心等  
 家事衛生  
 採光 換気 排水 洗濯 清潔法等  
 飲食物ノ調整  
 日常食品 嗜好食品 飲料水 飲料 調理 献立 貯蔵等  
 調理ニ関聯シテ食品・庖厨具及燃料ニ関スル事項ヲ授クヘシ  
 実習  
 洗濯 張物 シミヌキ 掃除 磨キ物 飲食物ノ調理等  
 第四学年 毎週二時  
 育児  
 懐妊中ノ心得 出産 嬰兒ノ取扱方 哺乳 離乳後ノ食物 小児ノ衣服 運動 睡眠 疾病 言語動作 遊戲 玩具 躰方 就学 学校ト家庭トノ関係等  
 教育ヲ授クル場合ニハ言語以下ヲ省ク  
 養老及看病  
 衣食住ノ注意 介抱 薬用 危篤者ノ取扱 応急手当 伝染病及其ノ予防 消毒法  
 家事経済  
 家計簿記  
 実習  
 前学年ニ準シ更ニ応急手当ヲ加フ  
 修業年限五箇年ノモノニ在リテハ第四学年ニ於テ家内ノ整理・家事衛生ヲ授ケ其ノ実習トシテハ洗濯・張物・シミヌキ・掃除及磨キ物ヲ為サシメ第五学年ニ於テ飲食物ノ調理・育児・養老及看病・家事経済・家計簿記ヲ授ケ其ノ実習トシテハ飲食物ノ調理・応急手当等ヲ為サシムヘシ  
 第一学年 毎週四時

基礎的技術ノ練習

運針法 糸ノ結ヒ方・留メ方・継キ方 縫ヒ合セ方 簾掛ケ方 縮ケ方等

各種繻袴ノ裁チ方練習

一ツ身単衣 四ツ身単衣 三ツ身給 一ツ身綿入綿布ノ繕ヒ方

第二学年 毎週四時

本裁男女単衣 本裁女袴 本裁男袴 本裁女綿入  
本裁男綿入ノ説明 片面物及中幅・大幅物ニテ小裁・中裁・本裁ノ裁チ方・積リ方

第三学年 毎週四時

女袴 小裁・中裁女袴ノ説明 本裁女綿入羽織 本裁男綿入羽織ノ説明 本裁男袴羽織 小裁・中裁羽織ノ説明 小裁・中裁・本裁被布 中一枚仕上ケ片面物及中幅・大幅物ニテ羽織・被布ノ裁チ方・積リ方 腹合セ帯

第四学年 毎週四時

絹布単衣 毛織単衣ノ説明 絹布・毛織ノ繕ヒ方 男袴 小裁・中裁男袴ノ説明 本裁男単羽織 丸帯・男帯 中一筋仕上ケ 本裁女小袖 本裁女小袖重ネ物ノ説明 シャツ・づぼん下 足袋・涎掛ノ類 修業年限五箇年ノモノニ在リテハ本要目第四ノ教授事項ニ長繻袴・股引・夜著(雛形)・蒲団(雛形)等ヲ加ヘ適宜ノヲ第四学年・第五学年ノ二学年ニ配当シ又本要目中説明ニ止メタルモノニ就キテ実習セシムヘシ

実科高等女学校

家事

修業年限四箇年ノモノ

第三学年及第四学年 毎週三時

高等女学校第三学年及第四学年ニ準シ実習ノ度数ヲ増スヘシ

修業年限三箇年ノモノ

第二学年及第三学年 毎週三時

高等女学校第三学年及第四学年ニ準シ実習ノ度数ヲ増スヘシ

修業年限二箇年ノモノ

第一学年及第二学年 毎週三時

高等女学校第三学年及第四学年ニ準シ実習ノ度数ヲ増スヘシ

注意

一 家事ヲ授クルニハ其ノ地方實際ノ事情ニ適切ナ

ラシメンコトニ注意スヘシ

二 家事ヲ授クルニハ理論ニ偏スルコトナク成ルヘク実習ヲ多カラシムヘシ

三 他ノ学科目ニ於テ授ケタル事項ハ力メテ之ヲ家事ノ實際ニ応用スルノ法ヲ知ラシムヘシ

四 土地ノ情況ニ依リ便宜蔬菜ノ栽培ヲ為サシムルモ可ナリ

裁縫

本要目中単ニ衣類ノ名称ノミヲ掲クルモノハ仕上ケニ至ル迄生徒ヲシテ実習セシメ「説明」ノ二字ヲ加フルモノハ必要ナル事項ノ説明ニ止メテ實地ノ仕立ヲ省クヘシ

修業年限四箇年ノモノ

第一学年 毎週十四時

基礎的技術ノ練習

運針法 糸ノ結ヒ方・留メ方・継キ方 縫ヒ合セ方 簾掛ケ方 縮ケ方等

小裁・中裁繻袴 本裁男女襦袴 一ツ身単衣 三ツ身単衣 四ツ身単衣 一ツ身給 三ツ身給 四ツ身給 一ツ身綿入 三ツ身綿入 四ツ身綿入 本裁女単衣 本裁男単衣

第二学年 毎週十四時

前衿裁袴 本裁女袴 本裁男袴 本裁女綿入 本裁男綿入

片面物及中幅・大幅物ニテ小裁・中裁・本裁ノ裁チ方・積リ方ノ説明

長繻袴 一ツ身袖無綿入羽織 四ツ身綿入羽織 本裁女綿入羽織 本裁男綿入羽織 本裁男袴羽織 片面物及中幅・大幅物ニテ羽織ノ裁チ方・積リ方 手提袋ノ類 子供腹掛 涎掛 女袴 小裁・中裁女袴

第三学年 毎週十八時

絹布男袴 小裁・中裁絹布男袴 絹布女単衣 絹布ノ繕ヒ方 一ツ身袖無被布 四ツ身被布 本裁被布

片面物及中幅・大幅物ニテ被布ノ裁チ方・積リ方 被布合羽 腹合セ帯 みしん使用方 西洋涎掛・西洋前掛各種 シャツ類 づぼん下類 毛織単衣 毛織ノ繕ヒ方 絹布本裁女袴 絹布本裁男袴 絹布本裁男袴羽織 絹布本裁男綿入羽織

第四学年 毎週十八時

絹布本裁男単羽織 絹布本裁女単羽織 絹布本裁女袴羽織 絹布本裁女綿入羽織 本裁女小袖一重

本裁男小袖一重 本裁単衣重(雛形) 比翼(雛形)  
 絹布本裁男袴 丸帯 男帯 男股引 女股引  
 足袋 女児洋服ノ下著類 簡易ナル小児洋服  
 小児帽子類 夜著(雛形) 蒲団(雛形) 蚊帳  
 ノ説明

修業年限三箇年ノモノ

第一学年 毎週十四時  
 第二学年 毎週十八時  
 第三学年 毎週十八時

修業年限四箇年ノモノ, 第二学年・第三学年・第四学年ニ準シ適宜同第一学年ノ教授事項ヲ加ヘ授クヘシ

修業年限二箇年ノモノ

第一学年 毎週十八時  
 第二学年 毎週十八時

修業年限四箇年ノモノ, 第三学年・第四学年ニ準シ適宜同第一学年・第二学年ノ教授事項ヲ加ヘ授クヘシ

注意

- 一 本要目ニ示シタル事項ハ土地ノ情況ニ依リテ取捨選択ヲ加ヘ力メテ実用ニ適切ナラシムル様教授スヘシ
- 二 本要目中説明ニ止ムルモノ又ハ特別ナル練習ヲ課スルモノ, 外ハ通常裁チ方・積リ方・寸法・標付ケ方・縫ヒ方順序ヲ授ケテ仕上ケシムルニアレトモ其ノ物ノ性質ニ随ヒ便宜或ル事項ヲ加ヘ若ハ之ヲ省クヘシ例ヘハ帯ニ於テハ裁チ方・積リ方ヲ省キ袴ニ於テハ寸法割出シ方・襲取り方等ヲ加フルカ如シ
- 三 新ニ授クルモノニテ其ノ縫ヒ方緊要ナル部分ニ就キテハ特ニ部分縫ヲ課スヘシ例ヘハ袂ノ丸メ方・裋縫ヒ方等ノ如シ
- 四 本要目中「説明」トシテ掲ケタルモノハ材料ノ性質ニ依リテハ教師ヨリ説明ヲ興フルコトナク既授事項ノ応用トシテ生徒ニ自ラ考案セシムヘシ
- 五 模範トナルヘキ実物・雛形等ヲ示シテ其ノ要点ヲ説キ生徒技能ノ発達ヲ助クヘシ
- 六 実習ノ際家事科・図画科ト聯絡ヲ保テテ便宜衣服ノ目的・服地ノ種類・其ノ鑑別法・色ノ配合・染色・洗濯等衣服ニ関シテ注意スヘキ事項ヲ授クヘシ
- 七 高等女学校ニ於テハ土地ノ情況ニ依リみしんノ使用法ヲ授クヘシ
- 八 曲尺ヲ用フル地方ニ依リテハ殊更ニ釐尺ニ改ム

ルコトヲ要セス

## 資料 6 (本文 p.25)

文部省訓令第3号 高等女学校教科教授及修練指導要目

昭和18年3月2日

### 教授要旨

家政科ハ我が国ノ家ノ本義ヲ明ニシ皇国女子ノ任務ヲ自覚セシムルト共ニ家庭ニ於ケル実務ヲ習得セシメ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ主婦タリ母タルノ徳操ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス

家政科家政ハ我が国ノ家ノ本義ヲ明ニシ女子ノ任務ヲ自覚セシムルト共ニ一家運営ノ大要ニ付テ習得セシメ勤務ノ習慣ヲ養ヒ婦徳ヲ涵養スルモノトス

家政科家政ハ家庭ニ於ケル女子ノ任務, 祭事・敬老, 住居及燃料, 家庭ノ經濟, 子女ノ教育等ニ付テ授クベシ

家政科育児ハ乳児保育ノ国家的ニ重要ナル所以ヲ明ニシ家庭ニ於ケル保育ノ大要ニ付テ習得セシメ母性愛ヲ長シ婦徳ヲ涵養スルモノトス

家政科育児ハ育児ト母, 乳幼児心身ノ発達ト其ノ保育, 乳幼児ノ主ナル疾病ト其ノ予防及手当, 母子ノ看護等ニ付テ授クベシ

家政科保健ハ国民保健ノ重要性ヲ明ニシ家庭ニ於ケル保健ノ大要ニ付テ習得セシメ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ婦徳ヲ涵養スルモノトス

家政科保健ハ国民保健ト家庭生活, 食物・栄養ト其ノ調理, 疾病ト其ノ予防, 家庭看護及救急処置等ニ付テ授クベシ

家政科被服ハ国民生活ニ於ケル被服ノ意義ヲ明ニシ通常ノ被服ノ裁縫及整理ニ習熟セシメ節約利用ノ習慣ヲ養ヒ婦徳ヲ涵養スルモノトス

家政科被服ハ被服ノ使命, 被服材料, 被服ノ裁縫及編物, 被服整理等ニ付テ授クベシ

### 教授方針

・我が国ノ家ノ本義ヲ明ニシ主婦タリ母タルノ任務ヲ自覚セシメ家ヲ齊ヘテ国ニ報ユルノ精神ヲ涵養スベシ

・国民ノ精神生活ト保健並ニ國ノ經濟ニ於ケル家庭

ノ重要性ニ付テ知ランメ国民的自覚ヲ深カラシムベシ

- 実習ヲ重ンジ実地ノ体験ニ即シテ学習セシム研究工夫ノ態度ヲ養ヒ勤務ノ習慣ヲ育成スベシ
- 日常生活ヲ科学的経済的ニ処理スルノ能ヲ得シメ家庭生活ノ改善ニ資セシムベシ
- 他教科及修練特ニ国民科・理数科トノ関係ニ留意スルト共ニ家政科各科目ノ一体的関係ニ意ヲ用ヒ本教科ノ趣旨達成ヲ期スベシ

毎週授業時数配当

修業年限四年ノモノ（資料20）

修業年限二年ノモノ（資料20）

夜間ニ於テ授業ヲ行フモノ（資料20）

低学年ニ在リテハ家事手伝者トシテノ生徒日常生活体験ニ即シテ家政・育児・保健等ノ家事教材ヲ未分化的ニ取扱ヒ家政ニ対スル基礎的理會ヲ得シメ漸次学年ノ進ムニ随ヒ将来主婦タリ母タルニ須要ナル教材ヲ精選シ之ヲ科ヲ科目ニ分チテ系統的ニ取扱ヒ家政ノ実務ニ関スル修練ヲ積マシメ最後ニ之等ノ全体ヲ総合シテ我が国ノ家庭ニ於ケル女子ノ任務ヲ自覚セシメ齊家報國ノ信念ニ培フモノトス

家政科（家事）

教授事項

修業年限四年ノモノ

第一学年六十八時（毎週二時）

- 1 我が国ノ家ト女子  
(1)我が国ノ家ノ美風 (2)家事ト其ノ手伝
- 2 祭事及行事ト其ノ手伝  
(1)国家的・郷土的行事ト家庭生活 (2)家ノ祭事ト其ノ手伝
- 3 敬老ト仕ヘ方
- 4 弟妹ノ世話  
(1)乳幼児ノ守ノ仕方 (2)良キ習慣ノ躰ケ方 (3)幼児ノ遊バセ方
- 5 家ノ清掃ト整理  
(1)掃除用具ト掃除ノ仕方 (2)物品ノ整理 (3)畳・建具・什器等ノ手入
- 6 食事ト其ノ手伝  
(1)食事ノ目的 (2)食事ノ心得 (3)食事ノ手伝
- 7 調理用具ト其ノ扱ヒ方
- 8 基本調理実習（其ノ一）  
(1)味ノ附ケ方 (2)調理ノ仕方 (3)食品ノ栄養価値
- 9 日常ノ経済

(1)物資ノ尊重 (2)消費ノ節約 (3)時間ノ活用

10 一家団楽

11 隣保共助

第二学年六十八時（毎週二時）

1 家族ノ健康

(1)健康ノ増進ト家庭生活 (2)疾病ト其ノ手当

2 生活ノ様式ト住居

3 住居ノ住ヒ方

(1)部屋ノ使ヒ方（台所・居間其ノ他） (2)季節ト

住ヒ方 (3)災害防止及防空 (4)家屋ノ手入保存

(5)家屋ノ周囲ト其ノ利用

4 住居ト水

5 夏ノ衛生

6 食物ト栄養

(1)栄養素 (2)發育ト食物 (3)体温ト食物 (4)作業ト食物

7 食品ノ調理

(1)調理ト栄養 (2)調理ト風味

8 基本調理実習（其ノ二）

(1)調理ノ仕方 (2)食品ノ栄養価値

9 燃料

(1)家庭生活ト燃料 (2)燃焼用具 (3)燃料ノ使ヒ方

10 家事ト能率

11 国家ト家庭生活

教授上ノ注意

- 家庭ニ於ケル家事手伝者トシテノ生徒ノ実生活ニ適切ナル指導ヲ為シ家政科学習ニ対スル興味ヲ喚起シ日常進ンデ之ヲ実践スルノ態度ヲ養フベシ
- 家政ノ実務ニ関スル基本的事項ヲ選ビ生徒日常生活体験ニ即シテ学習セシメ高学年ニ於ケル学習ノ基礎タラシムベシ
- 基本調理実習ニ在リテハ調理法ト関係セシメテ食品ノ栄養価値ニ付授クベシ
- 実験実習ヲ重ンジ具体的操作ヲ中心トシテ有効ナル指導ヲ為スベシ
- 教材ハ土地ノ事情ニ応ジテ適切ナルモノヲ選ビ教育ノ効果ヲ挙グルニカムベシ
- 高学年ニ於ケル教材トノ関係ニ留意シ当該科目ノ教授方針・教授事項及教授上ノ注意ヲ参照シテ指導ノ適切ヲ期スベシ

家政科家政

教授方針

- 我が国ノ家ノ本義ヲ明ニシ主婦タリ母タルノ任務

東京家政大学生活科学研究報告第4集

ヲ自覚セシメ家ヲ齊ヘテ国ニ報ユルノ精神ヲ振作  
スベシ

- 家庭ガ国民精神涵養ノ場タル所以ニ付テ知ラシメ  
我ガ国家庭ノ美風ヲ尊重スルノ態度ヲ養フベシ
- 家庭ノ経済ヲ国ノ経済規正ニ即応セシメ国運ノ進  
展ニ貢献スルノ信念ニ培フベシ
- 家庭ニ於ケル日常生活ノ改善ヲ指導シ堅実ナル国  
民生活ノ創造ニ資セシムベシ
- 実習ヲ重ンジ実地ノ体験ニ即シテ学習セシメ研究  
工夫ノ態度ヲ養ヒ勤勞ノ習慣ヲ育成スベシ

教授事項

修業年限四年ノモノ

第四学年四十時

(第一及第二学期毎週一時)  
(第三学期 毎週二時)

- 国家ト家政
  - (1)我が国ノ家ノ本義ト家政 (2)国運ノ発達ト家政
- 2 主婦ノ任務
- 3 家庭ニ於ケル子女ノ教育
- 4 家庭教育ト母
- 5 幼児期ニ於ケル家庭教育
- 6 児童期ニ於ケル家庭教育
- 7 家庭教育ノ要諦
- 8 家庭ノ経済ト国ノ経済
- 9 日常生活ニ於ケル物ノ経済
  - (1)日用品ノ配給ト消費ノ節約 (2)物資ノ尊重ト其  
ノ活用
- 10 一家ノ収入ト支出
- 11 予算生活
  - (1)一家ノ生活標準 (2)予算ト決算
- 12 簡易ナル家計簿記
- 13 国民生活ト貯蓄及保険
- 14 家庭生活ノ充実ト改善
  - (1)家風ノ発揚 (2)衣食住其ノ他日常生活ノ改善
  - (3)生活ノ計画ト其ノ実践
- 15 一家ノ和合ト隣保ノ共助
- 16 主婦タルノ修養
  - 修業年限二年ノモノ
  - 第一学年第一学期ニ十四時(毎週二時)
  - 1 我が国ノ家ト女子 2 祭事 3 敬老
  - 4 住居ト其ノ住ヒ方 5 住居ノ清掃ト整理
  - 6 住居ト保健 7 住居ト災害防止及防空
  - 8 住居ノ手入保存 9 家庭生活ト燃料 10

燃料用具 11 燃料ノ使ヒ方 12 家事ト能率  
第二学年四十時

(第一及第二学期毎週一時)  
(第三学期 毎週二時)

- 1 国家ト家政 2 主婦ノ任務 3 家庭ニ  
於ケル女ノ教育 4 家庭教育ト母 5 幼児  
期ニ於ケル家庭教育 6 児童期ニ於ケル家庭  
教育 7 家庭教育ノ要諦 8 家庭ノ経済ト国  
ノ経済 9 日常生活ニ於ケル物ノ経済 (1)  
日用品ノ配給ト消費ノ節約 (2)物ノ尊重ト其ノ活用
- 10 一家ノ収入ト支出 11 予算生活 (1)一家  
ノ生活標準 (2)予算ト決算 12 簡易ナル家計簿  
記 13 国民生活ト貯蓄及保険 14 家庭生活  
ノ充実ト改善 (1)家風ノ発揚 (2)衣食住其ノ他日  
常生活ノ改善 (3)生活ノ計画ト其ノ実践 15 一  
家ノ和合ト隣保ノ共助 16 主婦タルノ修業夜間  
ニ於テ授業ヲ行フモノ

第一学年第一学期二十六時(毎週二時)

- 1 我が国ノ家ト女子 2 祭事 3 敬老
- 4 住居ト其ノ住ヒ方 5 住居ノ清掃ト整理
- 6 住居ト保健 7 住居ト災害防止及防空
- 8 住居ノ手入保有 9 家庭生活ト燃料 10  
燃焼用具 11 家事ト能率

第三学年第二及第三学期四十時

(毎週二時)

- 1 国家ト家政 2 主婦ノ任務 3 家庭ニ  
於ケル子女ノ教育 4 家庭教育ト母 5 幼  
児期ニ於ケル家庭教育 6 児童期ニ於ケル家庭  
教育 7 家庭教育ノ要諦 8 家庭ノ経済ト  
国ノ経済 9 日常生活ニ於ケル物ノ経済 (1)  
日用品ノ配給ト消費ノ節約 (2)物ノ尊重ト其ノ活用
- 10 一家ノ収入ト支出 11 予算生活 (1)一家  
ノ生活標準 (2)予算ト決算 12 簡易ナル家計簿  
記 13 国民生活ト貯蓄及保険 14 家庭生活  
ノ充実ト改善 (1)家風ノ発揚 (2)衣食住其ノ他日  
常生活ノ改善 (3)生活ノ計画ト其ノ実践
- 15 一家ノ和合ト隣保ノ共助 16 主婦タルノ修  
養

教授上ノ注意

- 我が国ノ家ノ本義ニ即シテ家庭ニ於ケル女子ノ任  
務ヲ明ニシ我ガ国家庭ノ伝統的美風ヲ尊重スルノ  
精神ヲ養フベシ
- 日常生活ノ實際ニ即シテ国家ト家政トノ不離一体

藤本・宇高・宮崎：人間的観点からの家政学・家庭科の分析

ノ関係ヲ理會セシメ家庭ニ於ケル女子ノ任務ノ重要性ニ対スル自覺ヲ深カラシムベシ

- ・教材ヲ地方ニ於ケル国民生活ノ實際ニ採リ具体ニ即シテ適切ナル指導ヲ為スベシ
  - ・學習事項ハカメテ之ヲ日常ノ生活ニ活用セシメ家庭生活ノ改善ニ資セシムベシ
  - ・幼稚園、常設又ハ季節ノ保育所等ト係絡シテ幼児保育ノ實際ヲ見學実習セシムベシ
  - ・寮其ノ他適當ナル施設ヲ利用シテ家政ノ綜合実習ヲ為サシメ家庭生活ニ須要ナル基礎的訓練ヲ施スベシ
  - ・低学年ニ於ケル家政教材トノ關係ニ留意シテ一貫セル統一の取扱ヲ為シ指導ノ適切ヲ期スベシ
- 家政科保育
- ・教授方針乳幼児保育ノ国家的意義ヲ明ニシテ家庭ニ於ケル保育ノ大切ナル所以ヲ理會セシメ母タルノ責務ヲ自覺セシムベシ
  - ・乳幼児ノ身體的・精神的發達ト其ノ保育ノ方法トニ付テ習得セシメ育兒ノ要諦ヲ体得セシムベシ
  - ・乳幼児保育ノ全般ニ亘リテ特ニ母ノ地位ノ重要ナルヲ知ラシメ母性愛ヲ長養スベシ
  - ・実習ヲ重シク具体ノ體驗ニ即シテ學習セシメ研究工夫ノ態度ヲ養ヒ勤勞ノ習慣ヲ育成スベシ

教授事項

修業年限四年ノモノ

第三学年第三学期十六時 (毎週二時)

第四学年 二十三年 (毎週一時)

育兒実習(凡六日)

- 1 乳幼児保育ノ国家的重要性
- 2 育兒ト母
- 3 乳幼児心身ノ發達 (1)發育ノ段階 (2)身體ノ發育 (3)運動及感覺ノ發達 (4)精神ノ發達
- 4 乳幼児ノ生理的特徴 (1)皮膚ノハタラキ (2)循環・呼吸・消化ト便 (3)体温ト其ノ調節 (4)神經ト睡眠 (5)内分泌
- 5 健康兒ノ特徴
- 6 乳幼児ノ榮養 (1)母乳榮養 (2)補助榮養 (3)離乳ト離乳食 (4)幼児食
- 7 乳幼児ノ保育 (1)保護ト鍛練 (2)身體ノ清潔ト入浴・被服 (3)日光・空氣、部屋ノ清潔 (4)遊ビト玩具 (5)良キ習慣ノ躰
- 8 乳幼児ノ主ナル疾病ト其ノ予防 (1)疾病ノ原因 (2)消化器ノ疾病 (3)呼吸器ノ疾病 (4)伝染病ト寄生虫病
- 9 病兒ノ看護
- 10 出産ト其ノ心得 (1)妊娠中ノ心得 (2)出産前後ノ心得
- 11 母子養護ト其ノ施設
- 12 育兒実習ノ要領 (1)心身發育ノ程

- 度ニ付テノ觀察及実習 (2)榮養・被服・部屋等ニ付テノ觀察及実習 (3)躰ト鍛練トニ付テノ觀察及実習
- (4)乳幼児ノ扱ヒ方ノ実習 (5)病兒及其ノ看護法ニ付テノ觀察及実習

修業年限二年ノモノ

第二学年四十時

(第一及第二学期毎週一時)  
(第三学期 毎週二時)

育兒実習(凡六日)

- 1 乳幼児保育ノ国家的重要性
- 2 育兒ト母
- 3 乳幼児心身ノ發育 (1)發育ノ段階 (2)身體ノ發育 (2)運動及感覺ノ發達 (4)精神ノ發達
- 4 乳幼児ノ生理的特徴 (1)皮膚ノハタラキ (2)循環・呼吸、消化ト便 (3)体温ト其ノ調節 (4)神經ト睡眠 (5)内分泌
- 5 健康兒ノ特徴
- 6 乳幼児ノ榮養 (1)母乳榮養 (2)補助榮養 (3)離乳ト離乳食 (4)幼児食
- 7 乳幼児ノ保育 (1)保護ト鍛練 (2)身體ノ清潔ト入浴・被服 (3)日光・空氣、部屋ノ清潔 (4)遊ビト玩具 (5)良キ習慣ノ躰
- 8 乳幼児ノ主ナル疾病ト其ノ予防 (1)疾病ノ原因 (2)消化器ノ疾病 (3)呼吸器ノ疾病 (4)伝染病ト寄生虫病
- 9 病氣ノ看護
- 10 出産ト其ノ心得 (1)妊娠中ノ心得 (2)出産前後ノ心得
- 11 母子養護ト其ノ施設
- 12 育兒実習ノ要領 (1)心身發育ノ程度ニ付テノ觀察及実習 (2)榮養・被服・部屋等ニ付テノ觀察及実習 (3)躰ト鍛練トニ付テノ觀察及実習 (4)乳幼児ノ扱ヒ方ノ実習 (5)病兒及其ノ看護法ニ付テノ觀察及実習

夜間ニ於テ授業ヲ行フモノ

第二学年第三学期四十時 (毎週一時)

第三学年

育兒実習(若干日)

- 1 乳幼児保育ノ国家的重要性
- 2 育兒ト母
- 3 乳幼児心身ノ發育 (1)發育ノ段階 (2)身體ノ發育 (3)運動及感覺ノ發達 (4)精神ノ發達
- 4 乳幼児ノ生理的特徴 (1)皮膚ノハタラキ (2)循環・呼吸、消化ト便 (3)体温ト其ノ調節 (4)神經ト睡眠 (5)内分泌
- 5 健康兒ノ特徴
- 6 乳幼児ノ榮養 (1)母乳榮養 (2)補助榮養 (3)離乳ト離乳食 (4)幼児食
- 7 乳幼児ノ保育 (1)保護ト鍛練 (2)身體ノ清潔ト入浴・被服 (3)日光・空氣、部屋ノ清潔 (4)遊ビト玩具 (5)良キ習慣ノ躰
- 8 乳幼児ノ主ナル疾病ト其ノ予防 (1)疾病ノ原因 (2)消

化器ノ疾病 (3)呼吸器ノ疾病 (4)伝染病ト寄生虫病  
 9 病児ノ看護 10 出産ト其ノ心得 (1)妊娠  
 中ノ心得 (2)出産前後ノ心得 11 母子養護ト其  
 ノ施設 12 育児実習ノ要領  
 教授上ノ注意

- ・我が国ニ於ケル人口問題ト育児ノ現状トニ即シテ  
 乳幼児保育ノ国家ノ重要性ヲ明ニシ母タルノ責務  
 ニ対スル自覚ヲ深カラシムベシ
- ・乳幼児保育ノ全般ニ亘リテ特ニ己レヲ忘レテ愛児  
 ノ為ニ尽ス母ノ真摯ナル努力ノ極メテ大切ナル所  
 以ヲ理會センメ我が国伝統ノ母性愛ノ長養ニカム  
 ベシ
- ・郷土ニ於ケル乳幼児保育ノ実情ヲ反省センメ之ガ  
 改善ニ付適切ナル指導ヲ為スベシ
- ・家庭ニ於ケル実地ノ体験ヲ基礎トシ実験実習ヲ重  
 ンジテ教授ノ効果ヲ挙グルニカムベシ
- ・常設若ハ季節ノ保育施設、乳児院・病院等ト係絡  
 シ其ノ他乳幼児ノ健康相談・体力検査等ノ機会ヲ  
 利用シ又ハ乳幼児ノ家庭ヲ訪問スル等適当ナル方  
 法ヲ講ジテ育児ノ実習ヲ為サシメ保育ノ實際ニ慣  
 レシムベシ
- ・低学年ニ於ケル育児教材トノ関係ニ留意シテ一貫  
 セル統一相取扱ヲ為シ指導ノ適切ヲ期スベシ

家政科保健

教授方針

- ・国民保健ノ重要性ヲ明ニシ家庭ニ於ケル保健ノ大  
 切ナル所以ヲ知ラシメ主婦タルノ責務ヲ自覚セン  
 ムベシ
- ・国民保健ニ於ケル栄養ノ意義ヲ詳ニシテ日常ノ食  
 物ニ関スル理會ヲ深メ之ガ調理ニ慣レシムベシ
- ・食物ノ調理ト相俟テテ日常生活ノ衛生ヲ指導シ家  
 庭ニ於ケル保健ノ全キヲ期セシムベシ
- ・実習ヲ重ンジ実地ノ体験ニ即シテ学習センメ研究  
 工夫ノ態度ヲ養ヒ勤勞ノ習慣ヲ育成スベシ

教授事項

修業年限四年ノモノ

(第一及第二学期毎週四時)  
 (第三学期 毎週二時)

其ノ一

- 1 国民保健ノ重要性 (1)国民保健ト国力 (2)国  
 民保健ノ実状 2 国民保健ト家庭生活 (1)環  
 境ト保健 (2)衣食住ト保健 (3)職業ト保健 (4)日常  
 ノ保健生活 3 主ナル疾病ト其ノ予防 (1)健

康ト疾病 (2)疾病ノ原因 (3)主ナル疾病ト其ノ予防  
 4 伝染病ト其ノ予防 (1)各種伝染病ト其ノ予防  
 (2)消毒法 5 家庭看護 (1)看護ノ心得 (2)看  
 護法ノ實際 (3)老人食 6 救急処置 (1)救急  
 処置ノ心得 (2)救急処置ノ實際 7 家庭ニ常備  
 スベキ医療材料 8 保健施設ノ見学・実習

其ノ二

- 1 食品ノ栄養価値ト其ノ調理 (1)植物性食品 (2)  
 動物性食品 (3)加工食品 (4)救荒食品 2 食品  
 及食物ノ貯蔵 (1)乾燥 (2)塩蔵 (3)漬物 (4)佃ヒ  
 方 3 団体炊事・炊キ出シ増課教材

三十二時又ハ六十四時

(毎週一時又ハ二時)

- 1 食品ノ栄養価値ト其ノ調理 (1)日常食 (2)病  
 人食 2 食品及食物ノ貯蔵 3 其ノ他

第四学年五十六時

(第一及第二学期毎週二時)  
 (第三学期 毎週一時)

- 1 国民保健ト食需量 2 食品ノ選択 3  
 献立ノ作り方 4 日常食ト其ノ調理 (1)保健  
 食 (2)弁当・間食 (3)児童食 (4)老人食 5 慶  
 弔時ノ献立ト其ノ調理 6 食品及食物ノ貯蔵  
 (1)乾燥 (2)塩蔵・漬物 (3)佃ヒ方 (4)鹽詰其ノ他  
 7 団体炊事・炊キ出シ 8 食糧ト国民生活  
 増課教材

三十二時又ハ六十四時

(毎週一時又ハ二時)

- 1 日常食ノ調理 (1)保健食 (2)乳幼児食 2  
 慶弔時ノ献立ト其ノ調理 3 郷土食ト其ノ調理  
 4 其ノ他

夜間ニ於テ授業ヲ行フモノ

第一学年百十二時

(第二及第三学期毎週二時)

- 1 国民保健ノ重要性 (1)国民保健ト国力 (2)国  
 民保健ノ現状 2 国民保健ト家庭生活 (1)環  
 境ト保健 (2)衣食住ト保健 (3)職業ト保健 (4)日常  
 ノ保健生活 3 主ナル疾病ト其ノ予防 (1)健  
 康ト疾病 (2)疾病ノ原因 (3)主ナル疾病ト其ノ予防  
 4 伝染病ト其ノ予防 (1)各種伝染病ト其ノ予防  
 (2)消毒法 5 家庭看護 (1)看護ノ心得 (2)看  
 護法ノ實際 (3)老人食 6 救急処置 (1)救急  
 処置ノ心得 (2)救急処置ノ實際 7 家庭ニ常  
 備スベキ医療材料 8 保健施設ノ見学・実習

第二学年八十八時

(第一及第二学期毎週三時  
第三学期 毎週二時)

- 1 食物ト栄養 (1)栄養素 (2)発育ト食物 (3)体温ト食物 (4)作業ト食物 2 基本調理実習
- 3 食品ノ栄養価値ト其ノ調理 (1)植物性食品 (2)動物性食品 (3)加工食品 (4)救荒食品 4 食品及食物ノ貯蔵 (1)乾燥 (2)塩蔵 (3)漬物 (4)佃ヒ方 5 団体炊事・炊キ出シ

増課教材

三十二時又ハ六十四時

(毎週一時又ハ二時)

- 1 食品ノ栄養価値ト其ノ調理 (1)日常食 (2)病人食 2 食品及食物ノ貯蔵 3 其ノ他

第三学年第一学年二十四時

(毎週二時)

- 1 国民保健ト食需量 2 食品ノ選択 3 献立ノ作り方 4 日常食ト其ノ調理 (1)保健食 (2)弁当・間食 (3)児童食 (4)老人食 5 慶弔時ノ献立ト其ノ調理 6 食品及食物ノ貯蔵 (1)乾燥 (2)塩蔵・漬物 (3)佃ヒ方 (4)壘詰其ノ他 7 団体炊事・炊キ出シ 8 食糧ト国民生活

増課教材

三十二時又ハ六十四時

(毎週一時又ハ二時)

- 1 日常食ノ調理 (1)保健食 (2)幼児食 2 慶弔時ノ献立ト其ノ調理 3 郷土食ト其ノ調理 4 其ノ他

教授上ノ注意

- ・国民保健ガ国力ノ源泉タル所以ヲ明ニシ其ノ重要性ニ対スル認識ヲ深メ家庭ニ於ケル保健生活ノ大切ナル所以ヲ自覚セシムベシ
- ・食品ト其ノ調理ニ関シテハ食品ノ栄養価値ト調理ノ方法トヲ分離シテ扱フコトナク常ニ一体的ニ関係セシメテ授クベシ

第一及第二学年ニ在リテハ基本調理ノ実習ヲ主トシテ之ニ伴フ食品ノ栄養価値ニ付テ知ラシメ第三学年ニ在リテハ食品ノ栄養価値、材料ノ取合セ等ニ関スル理會ヲ主トシテ其ノ調理ヲ実習セシメ更ニ第四学年ニ在リテハ既習事項ヲ総括シテ日常食ノ献立ト調理トニ付授クベシ

之ガ授業ノ實際ニ当リテハ日用食品ニ付基礎的理會ヲ得シムルヲ旨トシ予メ其ノ土地ニ於テ得ラル

- ル食品ノ種類ヲ調査シテ全学年ニ於ケル実習教材ノ系統的配列ヲ計画シ指導ニ遺漏ナキヲ期スベシ
- ・家庭トノ関係ヲ緊密ニシ家庭ニ於ケル日常ノ実践ヲ指導ノ上ニ活用スルノ工夫ヲ為スベシ
- ・学校ニ於ケル養護施設ヲ利用シ其ノ他適当ナル社会保健施設ト係絡シテ衛生ニ関スル見学・実習ヲ為サシムベシ
- ・実習ニ於ケル躰ニ留意シ勤勞・節約利用ノ習慣ヲ養ヒ婦徳ノ涵養ニカムベシ
- ・実務ノ修練ト相俟チテ科学的ノ考察処理ヲ指導シ研究工夫ノ態度ヲ養フベシ
- ・低学年ニ於ケル保健教材トノ関係ニ留意シテ一貫セル統一的取扱ヲ為シ指導ノ適切ヲ期スベシ

家政科被服

教授方針

- ・国民生活ニ於ケル被服ノ意義ヲ明ニシ被服ニ対スル正シキ生活態度ヲ養ヒ服装ノ改善ニ資セシムベシ
- ・国民經濟ニ於ケル被服ノ地位ニ付テ知ラシメ質実ヲ尚ビ更生利用ニカムルノ風ヲ育成スベシ
- ・基礎的修練ヲ重ンジテ日常ノ被服ノ裁縫及整理ニ習熟セシメ勤務ノ習慣ヲ養フベシ
- ・被服ノ裁縫及整理ヲ一体トシテ取扱ヒ被服ニ対スル正シキ理會ヲ得シメ工夫創作ノ力ヲ啓培スベシ

教授事項

修業年限四年ノモノ

第一学年百十六時 (毎週四時)

- 1 日常生活ト被服 2 平常着及附属品ノ手入ト繕ヒ方 3 平常着ノ全洗ヒ 木綿・「スフ」・麻類 (手伸・敷伸仕上) 4 手縫及「ミシン」縫ノ基本練習 5 制服 (夏上衣)ノ裁縫 6 運動服 (上衣・中穿)ノ裁縫 7 下着類 (下穿・中着)ノ裁縫 8 作業服 (下衣)ノ裁縫 9 婦人標準服乙型ノ裁縫 10 子供用足袋類ノ編方

増課教材

三十四時乃至百二時

(毎週一時乃至三時)

- 1 「ミシン」附属具ノ練習 2 前掛・割烹着類ノ裁縫 3 下着ノ裁縫 4 婦人標準服乙型ノ下着ノ裁縫 5 幼児用下穿類ノ編方 6 「セーター」類ノ編方

第二学年百三十六時

(毎週四時)

東京家政大学生活科学研究所研究報告第4集

1 平常着及附属品ノ手入ト繕ヒ方 2 平常着ノ解洗 木綿・人絹・絹・毛・交織物類(板張・「アイロン」仕上) 3 編物類ノ洗濯(湯伸仕上) 4 洗濯一般ノ注意 主ナル洗濯剤, 洗濯用水ト洗濯用具, 洗濯物ノ分類ト準備, 洗ヒ方ノ選択, 水濯・脱水・乾燥・仕上 5 帯(半巾帯又ハ名古屋帯)ノ裁縫 6 大裁単長着(女物)ノ裁縫 7 単長着ノ裁縫 8 大裁袷羽織(女物)ノ裁縫 9 乳幼児被服ノ裁縫又ハ編方  
増課教材

三十四時乃至百二時

(毎週一時乃至三時)

1 運動服(上衣)ノ裁縫 2 帯ノ裁縫 3 単長着ノ裁縫 4 袷羽織ノ裁縫 5 乳幼児被服ノ裁縫 6 靴下ノ編方

第三学年百二十八時 (毎週四時)

1 被服ノ性能 2 被服材料 被服ノ調製材料, 被服用主要纖維, 糸・織物, 纖維ノ鑑別 3 被服生活ノ計画 4 男児服ノ裁縫 5 平常着ノ裁縫 6 外被類ノ裁縫 7 袷羽織ノ裁縫 8 袷長着ノ裁縫  
増課教材

三十二時乃至百二十八時

(毎週一時乃至四時)

1 婦人標準服甲型応用ノ裁縫 2 雨着類ノ裁縫 3 袴ノ裁縫 4 防寒用被服ノ裁縫 5 子守半纏ノ裁縫 6 座蒲団ノ裁縫 7 男子国民服(中衣)ノ裁縫 8 足袋ノ裁縫 9 染色

修業年限二年ノモノ

第一学年百二十八時 (毎週四時)

1 日常生活ト被服 2 平常着及附属品ノ手入ト繕ヒ方 3 平常着ノ全洗ヒ・解洗ヒ 4 洗濯一般ノ注意 5 手縫・「ミシン」縫及附属具ノ練習 6 制服ノ裁縫 7 作業服ノ裁縫 8 下着類ノ裁縫 9 婦人標準服乙型ノ裁縫 10 単長着ノ裁縫 11 帯ノ裁縫  
増課教材

三十二時乃至百二十八時

(毎週一時乃至四時)

1 作業服ノ裁縫 2 単長着ノ裁縫 3 帯ノ裁縫 4 襦袢ノ裁縫 5 袷羽織ノ裁縫 6 袷長着ノ裁縫 7 乳幼児被服ノ裁縫又ハ編

方 8 足袋類ノ裁縫又ハ編方

第二学年百二十八時 (毎週四時)

1 被服材料 2 被服生活計画 3 男女児服ノ裁縫 4 乳幼児被服ノ裁縫又ハ編方 5 袷羽織ノ裁縫 6 袷長着ノ裁縫 7 婦人標準服甲型又ハ防寒用被服ノ裁縫  
増課教材

三十二時乃至百二十八時

(毎週一時乃至四時)

1 漂白 2 汚抜 3 染色 4 男女児服ノ裁縫 5 婦人標準服甲型応用ノ裁縫 6 防寒用被服ノ裁縫 7 雨着類ノ裁縫 8 袴ノ裁縫 9 寝具類ノ手入 10 男子国民服(中衣)ノ裁縫 11 礼服ト其ノ手入保存 夜間ニ於テ授業ヲ行フモノ

第一学年百二時 (毎週三時)

1 日常生活ト被服 2 平常着及附属品ノ手入ト繕ヒ方 3 平常着ノ全洗ヒ・解洗ヒ 4 手縫・「ミシン」縫及附属具ノ練習 5 制服ノ裁縫 6 作業服ノ裁縫 7 下着類ノ裁縫 8 婦人標準服乙型ノ裁縫  
増課教材

三十四時又ハ六十八時

(毎週一時又ハ二時)

1 前掛・割烹着類ノ裁縫 2 婦人標準服乙型下着ノ裁縫 3 作業服ノ裁縫 4 幼児用下穿類ノ編方 5 靴下・足袋類ノ編方 6 「セーター」類ノ編方

第二学年九十六時 (毎週三時)

1 平常着及附属品ノ手入ト繕ヒ方 2 平常着ノ解洗ヒ 3 編物類ノ洗濯 4 洗濯一般ノ注意 5 帯ノ裁縫 6 単長着ノ裁縫 7 袷羽織ノ裁縫 8 乳幼児被服ノ裁縫又ハ編方  
増課教材

三十二時乃至九十六時

(毎週一時乃至三時)

1 帯ノ裁縫 2 単長着ノ裁縫 3 袷長着ノ裁縫 4 袷羽織ノ裁縫 5 男女児服ノ裁縫  
増課教材

第三学年九十六時 (毎週三時)

1 被服材料 2 被服ノ生活ノ計画 3 漂白・汚点抜 4 染色 5 男女児服ノ裁縫

6 婦人標準服甲型ノ裁縫 7 袷長着ノ裁縫  
増課教材

三十二時乃至九十六時  
(毎週一時乃至三時)

- 1 婦人標準服甲型応用ノ裁縫 2 防寒用被服ノ裁縫 3 雨着類ノ裁縫 4 袴ノ裁縫  
5 寝具類ノ裁縫 6 男子国民服(中衣)ノ裁縫 7 礼服ト其ノ手入保存

教授上ノ注意

- 被服ノ裁縫及編物ニ於テハ其ノ使用目的及具備スベキ条件ヲ明ニシ之ニ適切ナル材料及形態ヲ工夫シテ製作セシムルト共ニ着方ニ付テ指導シ適宜製作ニ関スル記録ヲ為サシムベシ
- 各自製作セル被服ヲ實際ニ着用セシメテ隨時其ノ経過ヲ記録セシメ物資尊重ノ念ヲ養フト共ニ後日ノ製作ノ参考タラシムベシ
- 日常ノ被服生活ヲ簡素ナラシムルニカメ適宜最小限度ノ服種及枚数等ニ付テ指導シ之ガ実践ニ導クベシ
- 日常生活ニ須要ナル基本的技能ノ修練ヲ重ンジテ其ノ徹底ヲ期シ活用自在ノ能ヲ養フベシ
- 技能ノ修練ト相俟チテ合理的經濟的ニ考察処理スルノ態度ヲ養ヒ工夫創作ノ力ヲ啓培スベシ
- 実習ニ於ケル姿勢ヲ重ンジ正シキ姿勢態度並ニ用具ノ使用整理ニ付テ訓練シ婦徳ノ涵養ニカムベシ
- 教材ノ選択ニ留意シ地方ニ於ケル国民生活ノ實際ニ適切ナラシムベシ
- 実習材料ノ節約利用ニ意ヲ用ヒ新調ヲ避ケ成ルベク有り合セノ材料ヲ使用セシムベシ

資料 7 (本文 P26)

文部省訓令第23号 青年学校教授及訓練要目  
家事及裁縫科 昭和12年5月29日  
普通科

題目	予定時数	要項
衣類の着方	2	日常衣類の着方 正しき着方の実習
下着	6	下着の特質 材料の選び方裁縫実習
幼児服	8	幼児服の特質 裁縫

衣	白木綿類の洗濯	4	実習 肌襦袢・割烹着等の洗濯 仕上実習
	大裁単長着	20	材料の選び方 綿織物の裁縫実習
	木綿類の全洗	3	単長着の全洗 仕上実習
	大裁袷長着	22	材料の選び方 綿織物の裁縫実習
	帯	6	長着との関係 材料の選び方 裁縫実習
	木綿類の解洗の補綴	8	冬着類の解洗 補綴 仕上実習
	女兒服	10	女兒服の特徴 裁縫実習
	帽子	5	服との調和 製作実習
	大裁袷羽織	18	長着との関係 材料の選び方 仕立直し物の注意 裁縫実習
	人絹類の洗濯	2	半襟の洗濯 仕上実習
服	小裁綿入長着	16	材料の選び方 綿の取扱方 裁縫実習
	財布	3	製作実習
	食		
食	主なる日常食品	4	乳(蛋白質・脂肪・炭水化物・灰分・水分・ビタミン) 米(粳・糯・玄米・白米等) 麦・豆 蔬菜・果物 卵・魚・肉
	食物の調理と清潔	2	身仕度 調理用具 食器 調理材料
物	調理実習	20	飯 味噌汁 煮メ 浸物 澄汁 飯の代用食 卵料理 煮魚 焼魚 蔬菜の即席漬和物(胡麻和) 味附飯 酢物 すし お萩 揚物

東京家政大学生活科学研究所研究報告第4集

住居	掃除	2	掃除の大切 掃除用具 身仕度 はたき 掃除 掃き掃除 拭き掃除 (湿・乾) 洗ひ掃除
	住居と保健	3	日当り 通風 防暑 防寒 防湿 下水掃除
衛生看護	健康増進	4	日光 空気 運動 休息 睡眠 身体の清潔 食物 健康の診断
	応急手当	3	切傷 擦りむき とげ 虫さされ 鼻血 打身 火傷 中毒
育児	子守の仕方	4	抱き方 背負ひ方 鼻のふき方 便の注意 着物の着せ方 襦袢の当て方 泣く児の扱ひ方 遊ばせ方 子守歌 玩具 哺乳器等の扱ひ方 睡眠 運動
	敬老	1	慰安 老人の衣食住
一家の経済	現金出納帳の付け方	4	現金出納記入の必要 現金出納帳の形式 現金出納帳の付け方 付け方練習
増課教材	衣服 (衣類整理) 繊維と織物 白木綿の漂白及仕上 麻織物の洗濯仕上 人造絹糸織物及其の交織物の洗濯仕上 絹織物の洗濯仕上 毛織物の洗濯仕上 (裁縫) 大裁単長着 (綿織物) 中・小裁単長着 大裁		

袷長着 中・小裁袷長着 速縫 (大裁単長着) 大裁袷長襦袢 半襦袢 肌襦袢 大裁袷羽織 袖無綿入羽織 半纏 合はせ帯 名古屋帯 仕事着 婦人服 (平常用) 女児服 幼児服 (男・女) 下着 エプロン 帽子 寝冷え知らず 子供用寝巻 (編物) 幼児足袋 足袋カバー 胴着  
 食物 飯 (麦飯・菜飯・いも飯・豆飯・油揚飯) 味噌汁 (呉汁・薩摩汁・けんちん汁) 煮メ うどん そば 澄汁 浸物 煮魚・焼魚 わらび・ぜんまい・其の他野生の蔬菜調理 蒸物 酢物 和物 (味噌和) 揚物 (蔬菜・魚・肉) 漬物 (塩漬) 卵焼 菓子 (小豆餠の作り方)  
 住居 塵払の作り方 暖房設備 電灯・ランプ 畳・建具の手入  
 衛生 看護 幼児の罹り易き病氣  
 育児 危険なる玩具の注意 危険なる食物の注意  
 一家の経済 帳簿の付け方 (小遣帳其の他) 消費の合理化  
 本科

	題目	予定時数	要項
衣	大裁単長着	13	材料の選び方 厚地・薄地の取扱方 裁縫実習
	衣服の手入保存	2	日常の手入 虫干と防虫 容器 蔵ひ方 適宜実習
服	冬着の解洗と補綴	7	解洗 補綴 仕上実習
	大裁袷長着	16	材料の選び方 仕立直しの注意 裁縫実習
	襦袢	8	長着との関係 材料の選び方 裁替・仕立替の注意 袷長襦袢の裁縫実習
	仕事着	10	仕事と服装 材料の選び方 裁縫実習

衣	肩掛（編物製又は布製）	5	材料の選び方 製作 実習	食	食品の取合はせ	2	栄養素 食品の成分 保健食	
	帯	5	長着との関係 材料 の選び方 裁縫実習		調理法概説	2	生物・煮る・蒸す・ 焼く・揚げる・炊く	
	冬着の解洗と補綴	4	解洗 補綴 仕上実 習		燃料	2	燃料の種類 選び方 使ひ方	
	大裁袷羽織	10	長着との関係 材料 の選び方 仕立直し の注意 裁縫実習		食物調理	30	豆の調理 小魚の調 理 糖味噌漬 酢物 煮メ 潮汁 和物 (胡麻和・味噌和)	
	婦人服（平常用）	13	婦人服（平常用）の 特質 材料の選び方 裁縫実習				川魚料理 揚物 小 魚の佃煮 菓子 蒸 物 あんかけ物 海 藻の調理 蔬菜の油 煎 味噌汁 赤飯 五目飯 茸の調理 蓬団子 蔬菜の酢物 生蔬菜 炒飯 寄せ 物 すし 漬物類 (梅干・蕪漬・菜漬 ・沢庵漬) 肉の調 理 貝の調理 井飯 弁当料理 節句料理 飲料 客用膳部(吉 ・凶) 正月料理 鍋料理	
	男児服	15	男児服の特徴 材料 の選び方 裁縫実習					
	覆類（小布細工 又は簡単なる刺 繡）	7	座蒲団覆・テーブル 掛・炬燵掛・帛紗類					
	編物・半襟の洗 濯	2	編物の全洗又は解洗 (補綴) 半襟の洗 濯 仕上実習					
	中・小裁羽織 (袷又は綿入)	12	長着との関係 材料 の選び方 綿の取扱 方 裁縫実習					
	婦人服（平常用）	16	ワンピース型の特質 材料の選び方 裁縫 実習					
	汚点抜	2	汚点抜一般の注意 泥土・墨・黒インキ ・汗・血液等の汚点 抜実習		住	住居の手入	2	障子・襖の修理 ニ ス・ペンキの塗替 屋根の小修理 垣根 の手入
	附属品の手入保 存	1	日常の手入 蔵ひ方 適宜実習					
	大裁単羽織	12	長着との関係 材料 の選び方 裁縫実習			給水と排水	2	衛生的井戸 飲料水 の改善 排水の改善
	寝具・座蒲団	12	寝具と衛生 材料の 選び方 綿の取扱方 寝具又は座蒲団の裁 縫実習		居	住宅の改善	4	室の使ひ方 台所 風呂 便所 宅地の 利用 防暑・防寒の 設備改善 附属舎の 改善
	大裁コート	14	コートの特質 材料 の選び方 裁縫実習					
手提袋又はハン ドバック（小布 細工・簡単なる 刺繡又は編物）	5	製作実習		住居に関する災 害予防	1	耐震 耐風 防火 戸締り		
服装	2	礼服 平常服 仕事 服 附属品 適宜着 方実習	衛生看護	医師を招くまで	1	招くまでの心得 体温 脈拍 病床 病室		
				薬用及手当	3	薬用		

衛生 看護	病人の食物	2	家庭常備薬 容態表 吸入 罨法 灌腸 繙帯用法 応急手当 病人の食物 飲食物 の与へ方 病人食実 習	女子と家事 衣服 (衣類整理) 増課教材 簡易なる家庭染色及色揚(染色は衣服材料の 廃物利用を主としたる染色・色揚に止むること) 寝具の手入実習 各種洗濯仕上実習 ソフト カラー・ワイシャツ等の洗濯及仕上 板張仕 上・しんし張仕上・湯伸仕上 洗濯劑 (裁 縫) 大裁単長着 中・小裁単長着 大裁裕長着 中・小裁裕長着 中・小裁綿入長着 大裁綿 入長着 丹前又は褌袍 大裁裕長繙袴 大裁 単長繙袴 大裁裕羽織 大裁単羽織 大裁綿 入羽織 子守半纏 合はせ帯 改良帯(名古 屋帯・組合はせ帯等) 丸帯 袴 コート 仕事着 重ね 寝具・座蒲団 速縫(大裁裕 長着・大裁裕羽織) 婦人服(平常服) 女 児服 男児服 幼児服 下着 子供用外套類 (編 物) 子供帽子 足袋カバー 靴下 肩掛 ケープ セーター又はシャツ 下穿 (刺 繡) 手提又はハンドバッグ テーブル掛 座蒲団 覆 帯 半襟 (袋 物) ハンドバッグ 紙入 鏡掛 (染 色) 絞染(風呂敷・帯止・鏡掛等) 蠟染(テー ブル掛・鏡掛・手提等)	1	女子と家事 生活の 合理化 家庭生活と 人生 家庭と国家
	婦人衛生 伝染病	1 2	婦人衛生 主なる伝染病 伝染 病の予防 伝染病に 罹りたる時の心得			
育 児	新生児及乳児の 哺育	2	発育 母乳哺育 人 口哺育 離乳 歯			
	幼児の保育	2	睡眠 運動玩具 お 話 絵本 遊ばせ方			
	幼児の養育	2	躰け方 食物 間食 衣服 運動 睡眠			
	乳幼児の食物調 理 幼児の罹り易き 病氣	2 2	乳幼児の食物 調理 実習 消化不良・感冒・肺 炎・百日咳・デフテ リヤ・疫痢・麻疹・ 天然痘			
敬老	敬老	2	敬老・慰安・娯楽・ 衣服・食物・居室・ 運動・休息・按摩・ マッサージ			
一 家 の 経 済	一家の収入と支 出	1	婦人と一家の経済 収入の種類 収入の 安定 支出の種類			
	買物の仕方・消 費の合理化	2	其の地方に於ける買 物の仕方及其の改善 消費組合 消費の合 理化 消費の進歩と 婦人の責務			
	予算生活	1	一家の生活標準 予 算の組み方 予算の 実行と決算			
	家計簿記	4	家計簿記の目的 帳 簿 記入練習 決算			
貯蓄・保険	2	貯蓄の必要 貯蓄の 種類 保険の必要 保険の種類				
				食 物 地方に即したる栄養研究 豆類の調理(大豆 ・いんげん豆・ささげ・うづら豆・そら豆・ 豌豆) 海藻の調理(ひじき・昆布・あらめ・ わかめ) 田菜(豆腐・里いも・魚) なす しぎ焼 串焼魚(塩焼・照焼・つけ焼) カレ ーライス 味噌汁(納豆汁・粕汁) のっぺい 汁 蒸麴麩 酢物 和物(白和・くるみ和・ 落花生和・枝豆和) 汁粉(ぜんざい) 潮汁		

(貝類・魚)菓子(かりんとう・磯松風・葛饅頭・きんつば・ドーナツ・薩摩いも菓子) 寄せ物(寒天・ゼラチン寄せ物) 蒸物(茶碗むし・其の他) 揚物(からあげ・フライ・コロッケ・カツレツ) あんかけ物(酢あん・味噌あん) 飯料(甘酒・梅酒・果汁) 川魚料理(鯉・鰻・鮒・鱈) 飯(肉飯・筍飯・きのこ飯・栗飯・貝飯) 澄汁 肉の調理(鳥肉の煮方・焼方) 貝の調理(酢物・煮方) 佃煮 ジャム わらび・ぜんまい・其の他野生の野菜調理 鳥の作り方 刺身(刺身・あらひ) 煮込(シチュー・おでん) サンドウィッチ漬物(からし漬・麴漬・粕漬・味噌漬) 餅(餅・豆餅・蓬餅・かき餅・大福餅)

#### 住居

硝子障子と紙障子 引き戸と開き戸 蠅除け・蚊燻し・防鼠・駆虫 室内の明るさ・良さ 照明法 椅子・腰掛 住宅の耐久施設 地方に即したる住宅改善研究

#### 衛生・看護

地方特有の病気 家庭常備薬 繻帯用法 応急手当 病人食調理実習

#### 育児

小児の悪癖 目・鼻・耳・口腔の衛生 乳幼児及小児の入浴 健康相談 託児所 乳幼児の食物調理実習

#### 敬老

按摩・マッサージ

#### 一家の経済

家計簿記 住宅組合 浪費排除(冠婚葬祭等) 負債・公設質屋 産業組合 無尽 郵便貯金 銀行予金 生命保険 簡易生命保険 郵便年金 健康保険 火災保険

#### 資料 9 (本文 p.28)

昭和二十二年

学習指導要領 職業指導編(試案)

(昭和二十二年度～二十五年度)

まえがき、中学校の職業科について

人が社会の一員としてその社会の発展のために力を合わせることは、まことに欠くことのできないところである。

このような社会の発展への協力を具体的に考えると、職業生活は実に大切な意味をもっている。人は職業の社会生活における意義と貴さを自覚し、これに必要な知識や技術を身につけ、そうしてそこに自らのあらん限りの力をつくして忠実にこれを営むことにより、りっぱな職業人となり、社会の発展に協力することができる。であるから、これからこのようなよき社会の一員となるべき青少年に対して、労働の精神を養い、職業の意義と貴さを自覚するようにし、又職業を営むために必要な基礎的な知識や技術を身につけるようにするとは、教育の大きい目標とならなければならない。

このようにして、職業についての教育はきわめて大切であるが、ただこのような教育が効果をあげるためには、青少年が職業についてある程度の経験をもち、又これについて理解し習得する能力の発達がある程度とげられていることを条件とする。このような点から、職業科を中学校で始めて課せられることになったのであるが、なお、中学校の生徒は義務教育の終了によって、社会に出て職業に就くべき時を間近にひかえていることも、この教育が中学校でなされる一つの理由なのである。

しかし一方からいうと、中学校の生徒でも、その将来の職業として何を志ぶかという志望は、一部分を除いてはなお定っていないのが普通であるから、ここで定まった職業についての、特殊の教育をすることは適当ではない。そこで中学校の職業科は、まず生徒に労働の態度を堅実にすることを第一のたてまえとし、さらに職業生活の意義と貴さを理解させ、将来の職業を定めることについて、自分で考えることのできるような能力を養うことを主眼とし、そうして将来の職業がある程度定まっている者や、特にある仕事を希望する者に対しては、この上に、やや専門的な知識や技術を学ばせるようにすべきであろう。必修科目としての職業科は主としてこの前の趣旨により、選択教科としての職業科はおおむねこの後の趣旨によって、設けられたのである。

中学校の職業科はこのような目標をもっているのであるから、ただある種の観念や知識を与えるのでは不適である。どこまでもじみちな仕事を通して生

徒の経験の基礎を固め、どうしたら仕事がかまくいくか、どういう態度が必要か、どういう考え方が大切かといったことをつかませることが最も肝要である。そうしてその上に広く職業についての理解をもつように導く要があるのである。

さて、かようにして、中学校の職業科は、生徒がその地域で、職業についてどういう経験をもっているかを考え合わせて、農・工・商・水産の中の一科、時としては数科を選んで、これを試行課程として労働の態度を養い、職業についての理解を与え、その上にいわゆる職業指導によって、職業についての広い展望を与えるように考えられたのである。この点については、新しい職業科の一科として加えられた家庭科も同じように考えられるべきである。これは女子のみが修めるべきであるとも、又女子にのみ必要だとも考える要はないのである。

これら農・工・商・水産・家庭の諸教科と職業指導とをどのような関連で課すかについては次のような場合が考えられる。

(1) 農・工・商・水産・家庭の諸教科と、職業指導とを適当に融合して指導する場合

(2) 農・工・商・水産・家庭の諸教科と職業指導とをそれぞれ別課程にして、一定の時間をこれに配当して指導する場合

(3) 職業生活に関する社会科の単元を指導するに当って、職業指導の学習指導要領を参照し、これを補って指導し、農・工・商・水産・家庭の諸教科はこの指導と関連を保ちながら、別にこれを指導する場合。

これらは、その地域の事情に即し、生徒の実情に即し、学校の実情によって、どういう関連で指導するかを、校長の裁量によって決定してもらいたい。

以上述べたのは、主として必修教科としての職業科の指導についてである。選択教科としての職業科においては、上述の指導をさらにおし進めると共に、将来の志望がある程度決定した生徒がその方面の事がらを選択したり、まだきまっていない生徒が特に必要や興味を感じた事がらを選択したりして、多少とも専門的な知識や技術を学ぶようにしたい。この場合には、実習を中心として、いつも身をもってこれを学んでいくようにすることが大切である。教師は以上のような職業科の一般目的をよく理解し、他の教科との関係とそれぞれの指導要領の趣旨とをよく考えて、この教科を設けた目的を達するように努

められたい。

## I 総論の中

### 5. 職業指導の時間の運営の方針

職業科の必修時間は毎週四時間であることは、学習指導要領の一般篇で示してある。この四時間をどういう内容に充当するかを考えてみよう。職業科の内容は職業指導と農・工・商・水産・家庭などのうち、一種又は数種が学校又は生徒に選択されることになるのである。こうした職業的訓練には、将来実務に就くため、ならびに生徒の適否を確かめるためとの、二重の性格がある。職業的訓練の試行課程としての性格に副うて継続的に行われる指導が、職業指導の任務の一つである。したがって、農・工・商・水産・家庭のいずれを学習させる場合においても、職業指導はつねにこれと平行して必修されなければならない。しかし、この原則はつねに確守されなければならないが、上級学校へ進学しない生徒、即ち中学校を卒業して直ちに実務に従事する生徒にとっては、職業科の農・工・商・水産・家庭は実務訓練としての性格を強くもつことになるであろう。即ちこのような生徒に対しては、選択科目の時間をさらに追加して、実務訓練を課する必要が生じてくるのである。これは進学の有無の立場から考慮して述べたのであるが、学校の設備、生徒の個性、土地の状況などを広く考慮した場合には、どのような実務訓練を、どの程度の時間だけ追加して学習されるべきであるかは、おのずから決定されるであろう。

ここで注意しなければならないことは、職業指導の内容が農・工・商・水産・家庭と分離して学習すべきものでないことである。農・工・商・水産・家庭と職業指導とはつねに平行し、あるいは組み合さって学習されるべきものである。職業指導の内容は主として職業科の内容であるが、一元社会科の単元とも十分関連して取り扱われなければならない。

### 資料 10 (本文 p. 30)

昭和二十六年  
中学校学習指導要領

職業・家庭科編（試案）

（昭和二十六年～三十一年度発行）

第一章 職業・家庭科の性格と目標

第一節 職業・家庭科の性格

一、中学校における職業・家庭科は実生活に役だつ仕事を中心として、家庭生活・職業生活に対する理解を深め、実生活の充実発展を旨として学習するものである。

この教科は次の節にあげたような諸目標をおもに家庭生活・職業生活に役だつ仕事の学習を通じて達成しようとするものである。これまでの教育においては、このような教育はとかく軽んぜられたり曲げられたりしていたのであるが、新しい中学校の性格から考えるときはきわめて重要な意義をもつものである。

「実生活に役だつ仕事を中心として」ということは、中学校の教育課程におけるこの教科の位置や範囲を決める上の目安となるであろう。しかし、これはただ手足を動かして働くということではない。仕事をするこの個人的意義や社会的な意義をじゅうぶんに自覚して仕事に向かい、しかも、それを、いっそうよく、いっそう能率的、協力的になし遂げようとしてくふうしたり、また、興味ある問題に直面した場合には、それを深く研究しながら仕事にいそしむのでなくてはこの教科の諸目標を達成することはできない。このような学習をするためには、技能や、技術に関する知識・理解はいうまでもなく、家庭生活・職業生活に関する社会的、経済的な知識・理解、たとえば家族関係や、産業・職業の知識などで、この教科において学習したほうが望ましいものはこの教科の教育内容として取り上げなければならない。

二、職業・家庭科の仕事は啓発的経験の意義をもつとともに、実生活に役だつ知識・技能を養うものである。

中学校の生徒の進路や将来の職業はまだ決まっていない場合が多く、学年の進むとともにだんだん具体的に考えられるようになる程度であろう。また、いったん決まったように思っても、いつ変わるかわからないし、またさらに、今日の社会においては、自分で進みたいと思うところへだれもが行きうるとは限らない。したがって、ある特定の職業を決めて、そ

れに必要なことだけを学習するようなことは適当ではない。いろいろな分野の仕事を経験して、それに関連する職業や仕事に対する理解を深めるとともに、自分の能力や環境について考えてみる機会を与える必要がある。この意味においてこの教科の仕事は啓発的経験の意味をもつものである。しかし、このことは知識・技能を養うということと別のことではない。前の項で述べたような学習によって、知識・技能を身につけてみてはじめてその方面の仕事とか職業に対する理解が深まり、みづからを正しく評価する機会も得られるのである。したがって、ある種の技能にある程度まで熟練するということも啓発的経験の範囲外ではない。選択教科としての職業・家庭科の時間に学習する内容は、生徒の必要や能力によって相当深く学習するようなこともあるであろうが、これもまた、啓発的経験の意味をじゅうぶんにもっている。ここにおいて、職業や仕事を選ぶ能力と家庭生活や職業生活に必要な知識・技能とは一体として得られるのである。

三、職業・家庭科の教育内容は、地域社会の必要と学校や生徒の事情によって特色をもつものである。

これは都市・農村というような地域の違い、また、その都市や農村の課題の違い、性別・個性・環境・進路というような生徒の事情、大きい学校、小さい学校、施設のよい学校、悪い学校というような学校の事情に応じて、選ばれる・教育内容が違ふということである。すなわち、同じく機械について学ぶ場合でも、都市では工作機械が使われ、農村では農業機械が使われ、女子は裁縫機械によって機械の構造や能率を理解するのが最も自然である。また、都市においては、農村と同じような栽培や飼育をこの教科の内容として取り入れることはできないし、また、その必要もない。反対に農村においては、栽培や飼育の仕事が多くなり、工事や記帳・計算などを都市と同じように取り入れるわけにはいかない。そうして、一般に、女子については裁縫・調理や衛生保育などが多くなり、その他の部分が少なくなるのである。

このような地域差、個人差などの教科についてもいえるのであるが、この教科は特に教育内容を生活の実際から組み立て、それを実践させるところをねらっているので、他の教科とは比較にならないほど

その違いが著しいのである。

## 第二節 職業・家庭科の目標

職業・家庭科の目標は、家庭および社会の一員として、その家庭や社会の発展のために力を合わせることの意義を自覚し、それに必要な知識・技能・態度を身につけ、みずからの能力に応じた分野を受けもって、その力をじゅうぶんに発揮するようになることにあるが、これをさらに細かく分けると次のようになる。

- 一、実生活に役だつ仕事をすることの重要性を理解する。
- 二、実生活に役だつ仕事についての基礎的な知識・技能を養う。
- 三、協力的な明るい家庭生活・職業生活のあり方を理解する。
- 四、家庭生活・職業生活についての社会的、経済的な知識・理解を養う。
- 五、家庭生活・職業生活の充実・向上を図ろうとする態度を養う。
- 六、勤労を重んじ、楽しく働く態度を養う。
- 七、仕事を科学的、能率的に、かつ安全に進める能力を養う。
- 八、職業の業態および性能についての理解を深め、個性や環境に応じて将来の進路を選択する能力を養う。

## 資料 11 (本文 p. 31)

昭和三十一年

中等学校学習指導要領 職業・家庭科編  
(昭和三十二年～三十六年度)

### 第1章 職業・家庭科の性格と目標

#### 第一、性格

1. 職業・家庭科は、われわれの生活における経済的な面、技術的な面ならびに社会的な面に関する知識・技能・態度を、主として実践的活動を通して学習するものである。
2. 職業・家庭科の教育は、将来いかなる進路をとる者にとっても必要な一般教養を与えるものであるから、共通に学習すべき面をもつもので

ある。しかし具体的な指導計画においては、性別や環境などにより特色をもつものである。

3. 職業・家庭科における産業ならびに職業生活・家庭生活についての社会的、経済的な意義の理解や、基礎的な技術の習得、基本的な生活活動の経験は、職業指導における情報ならびに啓発的経験に役だつものである。

#### 第二、目標

職業・家庭科の目標は、われわれの生活に必要な知識・技能・態度を身につけ、家庭および社会の一員として、その家庭や社会の発展のために力を合わせることの意義を自覚し、みずからの能力に応じた分野を受け持って、その力をじゅうぶんに発揮し、職業生活・家庭生活の改善向上を図るようにさせることにある。これを具体的に示せば、次のようになる。

1. 基礎的な技術を習得させ、基本的な生活活動を経験させる。
2. 産業ならびに職業生活・家庭生活についての社会的、経済的な知識・理解を得させる。
3. 科学的、能率的に実践する態度・習慣およびくふう創造の能力を養う。
4. 勤労と責任を重んじる態度を養う。
5. 将来の進路を選択する能力を養う。

## 資料 12 (本文 p. 32)

昭和三十三年

中学校学習指導要領  
(昭和三十七年度～四十六年度)

### 第2章 各教科

#### 第8節 技術・家庭

##### 第1 目標

- 1 生活に必要な基礎的な技術を習得させ、創造し生産する喜びを味わわせ、近代技術に関する理解を与え、生活に処する基本的な態度を養う。
- 2 設計・製作などの学習経験を通して、表現・創造の能力を養い、ものごとを合理的に処理する態度を養う。
- 3 製作・操作などの学習経験を通して、技術と生

活との密接な関連を理解させ、生活の向上と技術の発展に努める態度を養う。

- 4 生活に必要な基礎的技術についての学習経験を通して、近代技術に対する自信を与え、協同と責任と安全を重んじる実践的な態度を養う。

以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として技術・家庭科の目標をなすものである。1は、基礎的技術について主として実践的活動を通して学習させ、必要な知識、技能、態度を身につけさせるという技術・家庭科の総括的目標であり、2、3、または4のいずれかにかかわる指導においても、常に1が根底にならなければならない。

## 第2 各学年の目標および内容

生徒の現在および将来の生活が男女によって異なる点のあることを考慮して、「各学年の目標および内容」を男子を対象とするものと女子を対象とするものとに分ける。

### B 女子向き

〔第一学年〕

#### 1 目標

- (1) 調理、被服製作、設計・製図・家庭機械・家庭工作に関する基礎的技術を習得させ、考案設計の能力を養うとともに、技術と生活との関係を理解させ、ものごとを合理的に処理する態度を養う。
- (2) 調理では、日常食の調理に関する基礎的技術を習得させ、青少年期の日常食の献立作成の能力を養うとともに、食生活を合理的に営む態度を養う。
- (3) 被服製作では、日常着の製作、被服の整理および簡単な編物に関する基礎的技術を習得させ、衣生活を合理的に営む態度を養う。
- (4) 設計・製図では、簡単な図面を正しく読んだり描いたりするために必要な基礎的技術を習得させ、ものごとを計画的に進め、精密、確実に処理する態度を養う。
- (5) 家庭機械・家庭工学では、調理、被服の製作と整理に用いられる機械の正しい取扱および簡単な木材加工に関する基礎的技術を習得させ、生活を合理的に営む態度を養う。

〔第2学年〕

#### 1 目標

- (1) 調理、被服製作、家庭製作・家庭工作に関する基礎的技術を習得させ、考案設計の能力を高める

とともに、技術と家庭生活との関係を理解させ、生活の向上と技術の発展に努める態度を養う。

- (2) 調理では、第一学年の「調理」の学習を進展させるとともに、日常食および常備食の調理に関する基礎的技術を習得させ、家族の日常食の献立作成の能力を得させ、生活を明るく営む態度を養う。
- (3) 被服製作では、第一学年の「被服製作」の学習を進展させるとともに、休養着の製作および簡単なしゅうに関する基礎的技術を習得させ、生活を快適に営む態度を養う。
- (4) 家庭機械・家庭工作では、第一学年の「家庭機械・家庭工作」の学習を進展させるとともに、家庭機械の整備や家具の修理に関する基礎的技術を習得させ、それらを活用する能力および生活を能率的に営む態度を養う。

〔第三学年〕

#### 1 目標

- (1) 調理、被服製作、保育、家庭機械・家庭工作に関する基礎的技術を習得させ、近代技術を活用する能力を養うとともに、近代技術と生活との関係を理解させ、生活に処する基本的な態度を養う。
- (2) 調理では、第二学年の「調理」の学習を進展させるとともに、老人・病人などの食物の調理、客ぜん調理および行事食の調理に関する基礎的技術を習得させ、食生活を改善する態度を養う。
- (3) 被服製作では、第二学年の「被服製作」の学習を進展させるとともに、日常着の製作、被服整理および簡単な染色に関する基礎的技術を習得させ、衣生活を改善する態度を養う。
- (4) 保育では、幼児の衣食住に関する技術を総合的に習得させ、こどもを愛育する態度を養う。
- (5) 家庭機械・家庭工作では、一般に使われている家庭用電気器具の取扱および室内整備に必要な家具の修理に関する基礎的技術を習得させ、それらを活用する能力および生活を能率的に営む態度を養う。

資料 13 (本文 p. 33)

昭和四十四年

中学校学習指導要領

(昭和四十七年度～五十五年度)

[第三学年]

## 第2章 各教科

### 第8節 技術・家庭

#### 第1 目標

1 生活に必要な技術を習得させ、それを通して生活を明るく豊かにするためのくふう創造の能力および実践的な態度を養う。

このため

- 1 計画、製作、整備などに関する基礎的な技術を習得させ、その科学的な根拠を理解させるとともに技術を実際に活用する能力を養う。
- 2 家庭や社会における技術と生活との密接な関連を理解させ、生活を技術的な面からくふう改善し、明るく豊かにする能力と態度を養う。
- 3 仕事を合理的、創造的に進める能力や協同責任および安全を重んじる態度を養う。

#### 第2 各学年の目標および内容(女子向き)

[第1学年]

##### 1 目標

- (1) 活動的な日常着の製作を通して、被服構成の基本について理解させ、活動に適した被服を製作し、着用する能力を養う。
- (2) 青少年向きの献立の作成およびその日常食の調理を通して、青少年の栄養および食品について理解させ、青少年にふさわしい食事をととのえる能力を養う。
- (3) 住空間の計画および住生活に関係のある木製品の設計と製作を通して、住空間と家具と関係について理解させ、家具を活用する能力を養う。

[第2学年]

##### 1 目標

- (1) 休養着の製作、被服の整理および手芸品の製作を通して、休養と被服との関係および被服材料の性能について理解させ、休養に適した被服および目的に応じた手芸品を製作し、繊維製品の取り扱いをくふうする能力を養う。
- (2) 成人向きの献立の作成およびその日常食の調理を通して、成人の栄養および加工食品について理解させ、食事をくふうして計画的にととのえる能力を養う。
- (3) 家庭機械の整備を通して、機械のしくみについて理解させ、機械を適切に使用する能力を養う。

##### 1 目標

- (1) 日常の外出着の製作を通して、被服構成とデザインについて理解させ、目的に応じた被服を製作し、着装するくふうと能力を養う。
- (2) 幼児向きと老人向きの献立の作成およびそれらの日常食の調理ならびに行事食の献立の作成およびその調理を通して、幼児と老人の栄養、消化しやすい食物および行事食について理解させ、目的に応じた食事をくふうして適切にととのえる能力を養う。
- (3) 幼児の遊び、被服および食物に関する学習を通して、その心身の発達に応じた生活について理解させ、幼児に対する関心を高める。
- (4) 家庭用電気機器の取り扱いを通して、電気機器のしくみについて理解させ、電気機器を安全に、しかも適切に使用する能力を養う。

#### 資料 14 (本文 p. 35)

昭和五十二年

中学校学習指導要領

(昭和五十六年度～)

## 第2章 各教科

### 第8節 技術・家庭

#### 第1 目標

生活に必要な技術を習得させ、それを通して家庭や社会における生活と技術との関係を理解させるとともに、工夫し創造する能力及び実践的な態度を育てる。

#### 第2 各領域の目標及び内容

##### A 木材加工

###### 1 目標

- (1) 簡単な木製品の設計と製作を通して、木材の特徴と加工法との関係について理解させ、製作意図に従って製作品をまとめる能力を養う。
- (2) 木製品の設計と製作を通して、荷重と材料及び構造との関係について理解させ、使用目的や使用条件に即して製作品をまとめる能力を伸ばす。

##### B 金属加工

## 1 目標

- (1) 簡単な金属製品の設計と製作を通して、金属材料の特徴と加工法との関係について理解させ、製作意図に従って製作品をまとめる能力を養う。
- (2) 金属製品の設計を通して、金属材料の性質と構造との関係について理解させ、使用目的や使用条件に即して製品をまとめる能力を伸ばす。

## C 機械

### 1 目標

- (1) 機械の整備や模型の製作を通して、機械の仕組みについて理解させ、機械を適切に使用する能力を養う。
- (2) 内燃機関の整備を通して、エネルギーの変換と利用について理解させ、機械を適切に活用する能力を伸ばす。

## D 電気

### 1 目標

- (1) 電気機器の取扱いや電気器具の製作を通して、電気回路の構成について理解させ、電気機器を安全しかも適切に使用する能力を養う。
- (2) 増幅回路を用いた装置の設計と製作を通して、電子のはたらきと利用について理解させ、電気機器を適切に活用する能力を伸ばす。

## E 栽培

### 1 目標

作物の栽培を通して、作物の生育条件と栽培技術との関係について理解させ、作物を計画的に育成する能力を養う。

## F 被服

### 1 目標

- (1) 作業者の製作を通して、作業と被服との関係について理解させ、作業に適した被服を製作し、活用する能力を養う。
- (2) 日常着の製作及び被服整理を通して、活動と被服との関係及び被服材料の性能について理解させ、活動に適した被服の製作及び繊維製品の取扱いを工夫する能力を養う。
- (3) 休養着の製作及び手芸品の製作を通して、休養と被服との関係及び手芸の特徴について理解させ、休養に適した被服及び目的に応じた手芸品を製作し、衣生活を快適にする能力を養う。

## G 食物

### 1 目標

- (1) 簡単な日常食の調理を通して、青少年に必要な栄養及び食品の性質について理解させ、青少年の食事を整える能力を養う。
- (2) 青少年向きの献立作成及びその日常食の調理を通して、食品の選択について理解させ、青少年にふさわしい食事を計画的に整える能力を養う。

## H 住居

### 1 目標

住空間の計画及び室内環境と設備に関する学習を通して、快適な住まい方について理解させ、住空間を適切に活用する能力を養う。

## I 保育

### 1 目標

幼児の遊び、被服や食物に関する学習を通して、その心身の発達に応じた生活について理解させ、幼児に対する関心を高める。

## 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする、

- (1) 第2に示しているAからIまでの17の領域のそれぞれに充てる授業時数は、20単位時間から35単位時間までを標準とすること。

- (2) 学校においては、地域や学校の実態及び生徒の必要並びに男女相互の理解と協力を図ることを十分考慮して、第2に示しているAからIまでの17の領域の中から男女いずれも、7以上の領域を選択して履修させるものとする。この場合、原則として、男子にはAからEまでの領域の中から5領域、FからIまでの領域の中から1領域、女子にはFからIまでの領域の中から5領域、AからEまでの領域の中から1領域を含めて履修させるように計画すること。

- (3) 学習活動は、実習を中心として、内容に示す事項が有機的な関連をもち、総合的に展開するように計画すること。

2 実習の指導においては、次の事項に配慮する。

- (1) 用具の手入れと保管、材料の購入と配分などの管理に関する能力を十分養うようにすること。
- (2) 服装と学習環境の整備、安全規則の励行などの安全の保持に十分留意すること。

3 第2に示している各領域の指導に当たっては、知識や技能の単なる習得に終わることなく、習得した知識や技能を積極的に活用する能力を伸ばす

るようにするとともに、仕事の楽しさや完成の喜びを体得させることを通して、勤労観の育成や家庭生活に関する理解を深めるように配慮する。

- 4 第三学年における選択教科としての「技術・家庭」においては、生徒の特性等に応じて、仕事の楽しさや完成の喜びを一層深く味わわせるため、地域や学校の実態を考慮して、各領域の内容に示したもののうち適切なものを選び、これを一層深めて取り扱うほか、例えば飼育、植林、和裁などのうち適切なものを取り扱う。

#### 資料 15 (本文 p. 38)

昭和24年学習指導要領 家庭科編 高等学校用  
(試案) (昭和24年度～30年度)

##### 第一章 家庭科の指導目標

家庭科の教育の全過程を通じ、次の目的を達成することを期する。

- 1 家庭において(家族関係によって)自己を成長させ、また家庭および社会の活動に対し、自分の受け持つ責任のあることを理解すること。
- 2 家庭生活を幸福にし、その充実向上をはかると行く常識と技能とを身につけること。
- 3 家庭人としての生活上の能率と教養とを高めて、いっそう広い活動や奉仕の機会を得るようにすること。

##### 被服の総目標

- 1 被服生活の計画を立て、これを実行する能力
- 2 家族関係と被服の必要の決定
- 3 衣料や衣類をじょうずに選ぶ能力
- 4 被服を保健や生活活動の目的にそうようにしかも経済的に調製する能力
- 5 個性にふさわしく、また環境にかなった被服を創造し、着装をする能力
- 6 怠らず手落ちなく、手入れをし、誤りなく保存する能力
- 7 被服に関する進歩的な生活を求める態度
- 8 家庭生活、社会生活における被服の意義の理解
- 9 消費者が被服材料の生産を左右することの理解と責任
- 10 被服の原料の生産、輸出入事情の理解

##### 家庭経済の総目標

- 1 正しい生活基準をまもり、家庭経済の安定と向上をはかると行くために、必要な知識と能力とを身につけること。
- 2 経済生活を良心的に営む信念と態度とを持つようになること。
- 3 経済社会を繁栄させて物価を安定にし、また社会の幸福を増すことに、消費者の立場から寄与する精神と実践的態度とを養うこと。

##### 家庭管理の総目標

社会と家庭との有機的な関係を、生活によって理解し、よい市民となる態度、奉仕を楽しむ心がまえの養成。

住む地方において力強い生活改善の指導者となる準備。

この学習による評価は次のことによって明らかであろう。すなわち生徒自身家族に対し、つねにあたたかい、やさしい心と態度を持ち、親切な行為を惜しまないであろう。そして学校の実験室においても、家庭においても、効果的な仕事をするのできるようになり、何事も設計なしには着手しない人となるであろう。そのような生活科学化の実行により、時と力の余剰がつくり出されるため、関係すべき多くの仕事が、生徒の周囲に展開され、学校・家庭・社会に寄与するところが大きくなるであろう。このようにして生徒は将来に営む自己の家庭建設に対して、堅実な基礎のある夢と希望を描くであろう。

##### 家庭生活におけるいろいろな面の価値の認識

生活に興味を持ち、事務的な練習による能率増進の知識と技術の養成。

清潔で美しく秩序ある家庭生活の快さを感じ、これまであまり深く取りあげられなかった生活を楽しむ態度の養成。

家族の構成員として、よい家庭生活の維持発展をはかろうとする意欲。

##### 家庭に必要な装備を選択する知識。

家庭生活をよりよくするために必要なすべての設備について、じょうずに買う能力。計画を立て予算を立てる能力。

##### 食物の総目標

- 1 食物は量から質の問題に移りつつある。国民全体の努力によって、よりよい食糧構成の実現を見ることが、遠くはないようである。食物教育は、

この努力への道しるべでありたい。

- 2 国民栄養の良否の原因は、いろいろ考えられるが、そのなかで食物知識の有無によるものが少なくない。この点は食物教育指導者の負うところである。更にその知識を忠実に実行する態度を身につけさせることはいっそう必要である。
- 3 食生活の改善は、生活全体の向上に影響するところが大きい。関係者の熱心なくふう、ゆるみない努力が望ましい。
- 4 学校教育としての調理はただ調理法をくり返して覚えることではない。調理の要点を見いだして、更に高い調理の技術を、なるべく短期間に身につけ、家族の食卓を豊かにし、ひいては家庭生活をいっそう明るいものにした。
- 5 調理の実験・実習はもちろん、その他の単元においてもできるだけ実物により、身をもって体験させ、読書や討議だけでは得がたい力を持たせたい。

#### 衛生の総目標

- 1 健康は生活力の根元をなすものであり、家庭生活の幸福にとって最もたいせつなものであることを理解し、健康な家庭生活を営む能力とその実践力を養成する。
- 2 病気は健康な家庭生活を破壊するものであるから、病気の予防、その適当な看護および手当の重要性を認識し、その処置法を習得する。

#### 育児の総目標

- 1 人の一生のうちで最も発育の盛んな乳幼児の時代に、身体・精神ともに健康に育つように導き、一生の基礎をつくってやることのできる知識と能力を養う。

このためには、次のことが必要である。

- 1 子供の心身の発達過程を正しく理解し、人格を尊重し、不変の愛をもって理知的に導くことのできる能力を養うこと。すなわち乳幼児の特徴、身体の発育、精神の発達、栄養の変化に伴う運動・遊び・睡眠および清潔等は育児の基礎となるべきもので、その基礎の上に乳幼児一日の正しい養護が築かれるからである。
- 2 妊娠と出産について正しく批判する能力を養うことは、本人のためであるばかりでなく、やがてその子供のためにもたいせつなことである。
- 3 乳幼児は人として全く未完成であって、おとな、

あるいは国家の保護なしには成育しない、弱いものに強いものが救いの手をさしのべることは、人類としての特権であり、義務であることの理解

- 4 従って、どの家庭の乳幼児も健康に育つよう、個人も国家も乳幼児を正しく導くように努力する態度。
- 5 病気は日常の予防に重点を置くべきであることをまず理解させ、個々の病気についてはその性質をよく知って、早く手当をする態度。

#### 住居の総目標

- 1 家庭生活の根拠として住居がどんなに重要であるかということの認識。
- 2 家庭生活の環境として住居をどんな考えで選ばなければならないかの理解と能力。
- 3 家族数に従っての住居の大きさの理解
- 4 今日の住居はいっそう能率的に、いっそう休息に適し、安全であるべきことの理解。
- 5 家族に社会性を養うため、住居のととのえ方についての理解。
- 6 住まいを美しく、たのしくする能力。
- 7 一般家具の知識と、よい買い物およびそれを配置する能力。
- 8 住居の改造・修理のために家族が興味を持ち、かつそれを実行することのできる能力。
- 9 住居一般に対する衛生知識（換気・日当たり・採光・給水・排水・防暑・防寒・防火、虫やねずみなどの防除・消毒等）。
- 10 家具および器物の手入れに関する知識とその実施の能力。
- 11 生活を快適にし、かつ食品を生産する菜園および庭の観賞。
- 12 住宅に関する公共施設の利用と、今後更に公共施設を増強するために、研究の方向を定めることの認識。
- 13 住宅改善に対する現今の住宅問題とその運動の理解。
- 14 家族の健康・能率・教養を高めるために社会共同生活における住宅は、どうなければならないかについて、社会への関心を発達させる。

資料 16 (本文 p. 39)

昭和31年高等学校学習指導要領 家庭科編  
(昭和31年度～37年度)

第一章 家庭科の目標

高等学校の家庭科は、高等学校教育の目的目標の達成をめざし、家庭生活や家庭経営に関する知識・理解およびこれらに関する技能を一般的教養として、また専門的知識・技能として習得する教科であって、次のようなことを目標とする。

- 1 家族の一員としてまた家庭を経営する者として、家族の衣食住その他の家庭生活に関する要求を適正に満たし、家族各員の向上をはかることを理解し、これを実践する態度と技術を身につける。
- 2 家庭消費の意義を知り、消費者としての立場と責任とを自覚し、国民経済に貢献する態度を養う。
- 3 家庭生活に関する知識・理解を深め、地域の家庭生活の実態を知って、その改善につとめ国民生活の向上をはかる能力と態度を養う。
- 4 生徒の進路や特性に応じてさらに深く学ぶ者は、基礎的な「家庭一般」の教養の上に、家庭生活全般に関する高度の教養あるいは専門的な知識・技能を身につけるようにする。

1 家庭一般

目標

「家庭一般」は家庭における生活のしかたや家庭生活に必要な技術の基礎を身につけるとともに、家庭生活についての知識・理解を深め、実践的態度を養い、進んで家庭生活の改善向上をはかる資質を育成することを目標とする。

また「家庭一般」においては、中学校における学習を基礎とし、日常生活に緊密な関係をもつ内容を精選して、その知識・技能を高めることとする。そうして、「家庭一般」の内容を被服、家庭経営、食物、保育、家族として、それぞれまとまりあるものとし、家庭生活全領域を総合的にはあくするのがこの科目の特色である。

したがってこの科目は家庭科のその他の科目の基礎となるものである。

教育課程の編成

1 各課程における家庭科について

- (1) 各課程における家庭科については、それぞれの

教育目標に応じて教育課程を編成する。家庭人としての資質の育成を主目的とする場合は「家庭一般、被服、食物、保育・家族、家庭・経営」に重点をおき、職業人としての育成を主目的とする場合は、各課程の特色に応じて、被服材料以下専門的に学習する科目に重点をおいて教育課程を編成する。

- (2) 技術に関する学習は、継続的に行うことが効果が大きいものであるから、この点に注意して教育課程を編成する。

2 「家庭に関する課程」における教育課程の編成

- (1) 「家庭一般」はすべての課程で履修させる。
- (2) 家庭科の科目と普通科目との関連を密にし教育目標の達成をはかる。
- (3) 「家庭に関する課程」において、卒業に必要な「家庭」に関する科目の単位数は、30単位以上、教科、科目の単位数の計は85単位以上とする。
- (4) 「家庭課程」においては、家庭、農業、工業、商業、水産の専門科目を選択して履修するばかりでなく、必修として30単位以上のうち3～5単位を履修してもよい。
- (5) 「家庭に関する課程」における実習の指導時間数は、全指導時間数の40%以上とする

資料 17 (本文 p. 42)

昭和35年高等学校学習指導要領  
(昭和38年度～47年度)

第8節 家庭

第1款 目標

- 1 衣食住保育その他の家庭生活に関する知識と技術を習得させる。
- 2 家庭消費の意義を知り、消費者としての立場と責任を理解し、国民経済に貢献する態度を養う。
- 3 家庭を経営する者としての立場から家庭生活の改善向上を図り、進んで地域の家庭生活の改善を図る能力や態度を養う。

第2款 各科目

第1 家庭一般

1 目標

- (1) 家庭経営の立場から家庭生活全領域にわたる知

識理解を深め、食物、被服、住居ならびに保育などの基礎的技術を総合的に習得させ、特に食生活に重点を置いて家庭生活の改善向上を図る実践的態度を養う。

- (2) 家庭生活の重要性を認識し、家庭の幸福と健康の維持増進を図る能力と態度を養う。
  - (3) 衣食住その他の家庭生活を科学的、能率的、経済的に運営する能力と態度を養う。
  - (4) 保育における家庭環境と生活指導の重要性を理解し、乳幼児保育についての知識と技術を習得させるとともに、それらを基礎として正しい児童観を養う。
- 指導計画作成および指導上の留意事項
- (1) 家庭生活の実態と地域の実情に即して実践的に指導する。
  - (2) 食生活の経営においては、献立作成の能力を養うとともに調理実習に重点をおくが、手法のみにとられず調理理論を理解させる。
  - (3) 衣生活の経営においては被服計画に重点をおき、被服製作の内容は地域の実情や家庭環境を考慮して選択させる。
  - (4) 住生活の経営においては、能率的で快適な住居のくふうを図るように指導する。
  - (5) 乳幼児の保育においては、心身の発達は乳児に重点をおき、生活指導は幼児を中心とし実習、観察、見学などの方法を取り入れて指導する。
  - (6) ホームプロジェクトおよび学校家庭クラブの意義を理解させ、その活動について基礎的な指導を行ない、学習効果をあげるようにする。

#### 資料 18 (本文 p. 43)

昭和45年高等学校学習指導要領

(昭和48年度～56年度)

### 第8節 家庭

#### 第1款 目標

- 1 被服、食物、住居、保育、家庭経営などに関する知識と技術を習得させ、これらに関する仕事を適切に行なう能力と態度を養う。

- 2 家庭生活を明るく合理的に営み、その充実向上を図るとともに、進んで地域の家庭生活の改善を図る能力と態度を養う。

- 3 消費者としての立場と責任を理解させ、家庭経済の安定向上を図り、国民経済に貢献する態度を養う。

#### 第2款 各科目

##### 第1 家庭一般

##### 1 目標

- (1) 家庭生活に必要な衣食住保育などに関する知識と技術を家庭経営の立場から総合的に習得させ、各自の家庭生活や地域の家庭生活の充実向上を図る能力と実践的態度を養う。
- (2) 家庭生活の重要性を認識させ、家族の幸福と健康の保持増進を図る能力と態度を養う。
- (3) 衣食住その他の家庭生活を合理的に営む能力と態度を養う。
- (4) 保育における家庭環境と生活指導の重要性を理解させ、正しい児童観を養うとともに、こどもの健全な成長に果たす親の役割について理解を深める。

○ 指導計画の作成と内容の取り扱い

- (1) この科目は、家庭に関する科目を履修させる最初の学年において履修させるものとする。
- (2) この科目を二個学年に分割して履修させる場合には、継続して履修させる必要がある。
- (3) 内容の(1)のウについては、内容の(1)から(7)からまでの指導において取り扱うものとし、ホームプロジェクトや学校家庭クラブの活動を活用して学習効果をあげるようにする。
- (4) 内容の(4)のエの(ア)については、(4)のウとの関連を考慮して取り扱うものとする。
- (5) 内容の(5)については、和服に関しても取り扱うように配慮するものとする。

資料 19 (本文 p. 44)

昭和53年高等学校学習指導要領案

(昭和57年度～)

第二章 各教科

第8節 家庭

第一款 目標

被服, 食物, 住居, 保育, 家庭経営などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ, 家庭生活の意義を理解させるとともに, 家庭生活及びこれらに関する職業に必要な能力と実践的態度を育てる。

第二款 各科目

第1 家庭一般

1 目標

衣食住及び保育などに関する基礎的な知識と技術を家庭経営の立場から体験的・総合的に習得させ, 家庭生活を合理的に営み, その充実向上を図る能力と実践的態度を育てる。

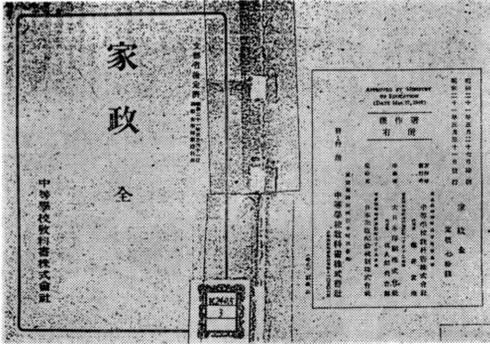
第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 家庭に関する科目に充てる総授業時数の10分の5以上を実験・実習に充てるものとする。
- 2 実験・実習を行うに当たっては, 施設・設備の管理に配慮し, 学習環境を整えるとともに, 火気, 用具, 材料などの取扱いに注意して, 事故防止の指導を徹底し, 安全と衛生に十分配慮するものとする。
- 3 「家庭一般」については次のように取り扱うものとする。
  - (1) 家庭に関する科目を履修させる最初の学年において履修させるものとする。
  - (2) 二個学生に分割して履修させる場合には継続して履修させる必要がある。
  - (3) 男子が選択して履修する場合には, 第1章第7款の4に定める内容選択について特に配慮し, 適切な指導するものとする。
- 4 「家庭経営・住居」の指導に当たっては, 衣食住などの実践活動を通して具体的に理解させるように配慮するものとする。なお, 宿泊して実習を行うことが望ましい。
- 5 「調理」の内容のうち集団給食の指導に当たっては, 校内実習及び工場, 病院などにおける現場

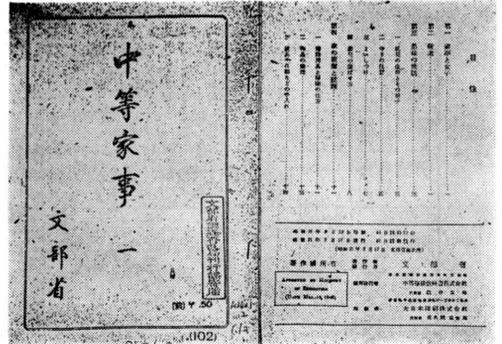
実習を行うことが望ましい。

- 6 「保育原理・技術」の指導に当たっては, 実習に十分な時間を配当し, 特に保育関係の施設において現場実習を行うことが望ましい。
- 7 普通科において家庭に関する科目を履修させる場合は, 地域や学校の実態, 生徒の進路適性や興味・関心等を考慮し, 「被服」, 「食物」, 「保育」, 「家庭経営・住居」等の科目のうちから適切なものを履修させることが望ましい。
- 8 看護に関する学科においては, 「看護基礎医学」又は「母子看護」を履修することにより, 「家庭一般」の単位数の一部の履修に替えることができる。

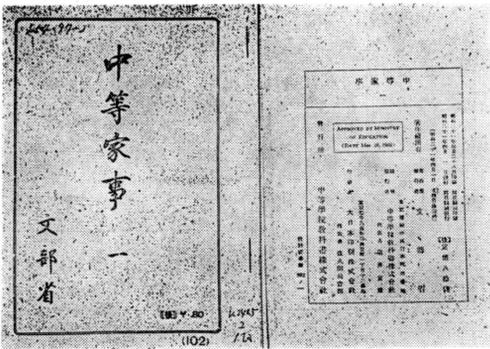
資料 8 (本文 p. 26) 昭和21年当時の暫定教科書



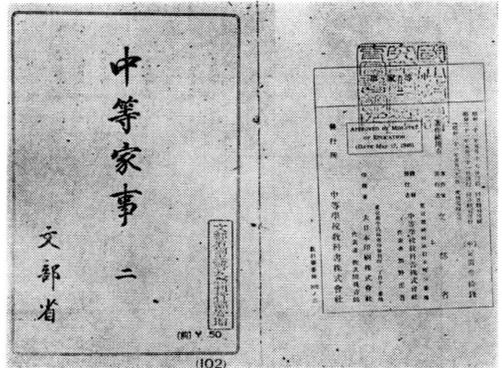
家政 全



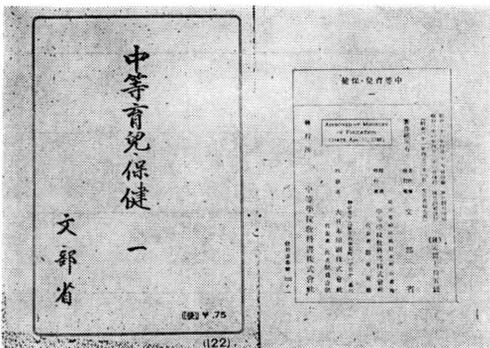
中等家事一(前)



中等家事一(後)



中等家事二(前)



中等育児・保健一(前)



中等育児・保健一(後)

東京家政大学生活科学研究所研究報告第4集

資料20 中等教育における家庭科教育制度一覧（本文 p. 22, 23, 28, 30, 32, 34, 35, 36, 38, 39, 40, 42, 43, 44）

年代	学校及法令	学科名	毎週教授時数						備考	
			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年		
明治3年	英語塾	毛糸編物 西洋刺繍							英語を主とし他に毛糸編物、西洋刺繍などを課した。	
明治5年5月	女紅場	手芸							女子の手芸の教授施設として開校。明治15年、女紅場の名称を廃止す。	
明治5年11月		手芸		○	○	○	○	○	6年制 体裁は尋常小学に英語を加えた。小学科の学科目は図法、英学、手芸、雑工。外に予科2年を設け国語を課した。	
明治8年	東京女学校	手芸 裁縫							6年制 学齢を14～17歳とする。小学校卒業者を入学させる。学科目は読物(地理書・歴史・物理・修身学・養生書・経済書・化学・法律書・雑書)、数学、記簿法、習字、作文、英学、手芸、唱学。	
明治16年	東京高第女学校		下等科			上等科			5年制 入学資格は小学校6箇年を終えたもの 修業年限5箇年	
		裁縫	4	4	4	4	5	5		5
		礼節	1	1	1	2	2	2		2
		家政					2	4	4	
明治28年	高等女学校規程	家事 裁縫						1	1	6年制 技芸専修科を置くことが出来た。(修身・国語・裁縫以外の科目を1科目又は数科目を欠いて技芸に属する科目を加え技術教育への方向を持たせた。)専攻科を置くことが出来た。(科目中1又は数科目)
明治32年	高等女学校令	家事 裁縫			2	2				4年制 入学資格は満12年。修業年限は4年。1年伸縮することが出来る。手芸は随意科目でこれを加える場合は裁縫を減らす。高等女学校の基礎が築かれた。
明治34年	高等女学校 施行規則	家事 裁縫					2	4		5年制 手芸は随意科目。技芸専修科(技芸に関する学科目の他、修身・国語・数学・理科・図画・家事・裁縫・音楽・体操)専攻科の修業年限2～3年
		家事 裁縫	4	4	4	4	4	4		
		家事 裁縫				3				3年制
明治43年	実科高等女学校	甲 理科及家事 裁縫	2	2	3	3			4年制	
		乙 理科及家事 裁縫	2	2	3				3年制	
		丙 家事 裁縫	3	3					2年制	
大正4年	高等女学校	甲 家事 裁縫				3	5		5年制	
		乙 家事 裁縫	4	4	4	6	6		4年制	
大正4年	実科高等女学校	甲 理科及家事 裁縫	2	2	3	3			4年制	
		乙 理科及家事 裁縫	2	3	3				3年制	
		丙 家事 裁縫	3	3					2年制	
			14	14						

藤本・宇高・宮崎：人間的観点からの家政学・家庭科の分析

年 代	学校及法令	学 科 目	毎 週 教 授 時 数						備 考		
			第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年	第5 学年	第6 学年			
大正9年	高等女学校	甲	家事				2	4	5年制	入学資格、尋常小学校を卒業したもの。高等女子校に高等科、専攻科又は補習科を置くことが出来た。(修業年限は2~3箇年)	
			裁縫	4	4	4	4	4			
		乙	家事			2	4			4年制	入学資格、5年制と同じ
			裁縫	4	4	4	4				
		丙	家事		2	4				3年制	入学資格、高等小学校を卒業したもの
			裁縫	4	4	4					
大正9年	実科高等女学校	甲	理科及家事	3	3	3	4		4年制		
			裁縫	8	8	8	8				
		乙	理科及家事	3	4	4				3年制	
			裁縫	8	8	10					
		丙	家事	4	5					2年制	
			裁縫	10	10						
昭和10年	青年学校	職業科	80	80				普通科			
		家事及裁縫科									
		職業科	110	110	110			本科			
昭和12年	青年学校	職業科	20	20				普通科			
		家事及裁縫科	60	60							
		職業科	20	20	20				本科		
		家事及裁縫科	90	90	90						
昭和14年	青年学校	職業科	80	80				普通科			
		家庭科									
		職業科	110	110	110			本科			
昭和18年	中等学校令 高等女子校規程	家政科	家政				第1・2 学期 1 第3学期 2	基本 教科	4年制	中等学校令。高等女学校規程が新しく制定された。	
			育児			第3 学期 2	1 育児 実習 (凡60分)				
			保健			第1・2 学期 4 第3学期 2	第1・2 学期 2 第3学期 1				
		被服科	被服	4	4	4	4				
			保健			1-2	1-2			増 課 教 科	
			被服	1-3	1-3	1-3	1-3				

東京家政大学生活科学研究所研究報告第4集

年代	学校及法令	学科目	毎週教授時数						備考	
			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年		
昭和18年	中等学校令 高等女子校規程	家政科	家政	第1学期 2	第1-2学期 1 第3学期 2				基本教科 2年制	
			育児		第1-2学期 1 第3学期 2					
			保健	第1学期 2 第2・3学期 4	第1-2学期 2					
			被服	4	4					
			保健	1-2	1-2					
			被服	1-4	1-4					
		家政科	家政	第1学期 2		第2・3学期 2			基本教科 3年制 夜の授業	
			育児		第3学期 1	1				
			保健	第2・3学期 2	第1-2学期 3 第3学期 2	第1学期 2				
			被服	3	3	3				
			保健		1-2	1-2				
			被服	1-2	1-3	1-3				
昭和22年	中学校 学校教育法		中学校			高等学校			各学年1年間105~140時間必修 各学年1年間105~140時間選択	
			1	2	3	1	2	3		
		職業(農商I・水・家)	4	4	4					
昭和24年	中学校 学校教育法	{職業 家庭}	3-4	3-4	3-4			各学年1年間140時間必修 各学年1年間35~140時間選択		
			3-4	3-4	3-4					
昭和24年	高等学校 学校教育法	家庭科				7 <sup>又ハ</sup> 7		一般家庭(食物、被服、家族、家庭経理、衛生、住居、保育)。職業科としての「家庭技芸」を新教科として設定。		
						7 <sup>又ハ</sup> 7				
昭和26年	中学校 学校教育法	職業・家庭	3-4	3-4	3-4			各学年1年間105~140時間必修 各学年1年間105~140時間必修 「学習指導要領職業・家庭科編(試案)」 昭和26~31年度		
			3-4	3-4	3-4					
昭和31年	中学校 高等学校	職業・家庭科						中学校学習指導要領。職業・家庭科編(昭和32~36年度) 高等学校学習指導要領(昭和31~37年度)家庭一般		
						4				
昭和33年	中学校	技術・家庭科	3	3	3			中学校学習指導要領(昭和37~46年度)第8節 技術家庭科		
			2	2	2					
昭和35年	高等学校	家庭				4		高等学校学習指導要領(昭和38~47年度)家庭一般、被服(6科目)食物(8科目)保育関係(6科目)家庭経営、手芸である。		
昭和44年	中学校	技術・家庭	3	3	3			中学校学習指導要領(昭和47~55年度) 技術・家庭		

藤本・宇高・宮崎：人間的観点からの家政学・家庭科の分析

学 年	学校及法令	学科目	毎 週 教 授 時 数						備 考
			中 学 校			高 等 学 校			
			1	2	3	1	2	3	
昭和45年	高 等 学 校	家 庭				4			高等学校学習指導要領(昭和48～56年度)女子必修、家族と家庭経営、家族の生活時間と労働、家庭の経済生活、食生活の経営、衣生活の経営、住生活の経営、乳幼児の保育である。
昭和52年	中 学 校	技 術・ 家 庭	3	3	3				中学校学習指導要領(昭和56年～)
昭和53年	高 等 学 校	家 庭				4			高等学校学習指導要領(昭和57年度～)家庭一般、被服、食物、保育、家庭経営、服飾デザイン、手芸、調理、栄養、食品、食品衛生、公衆衛生、保育原理、技術、小児保健、児童心理、児童福祉等の教科である。

本稿の執筆について、ご指導いただき終始激励してくださいました本学生活科学研究所周長津郷友吉博士、資料の収集・撮影および整理にあたって、ご協力いただいた書記の本村千鶴氏に、心より御礼を申し上げます。

引用文献

- 1) 大滝ミドリ・藤本やす・白鳥つや子：人間的観点からの家政学・家庭科の分析・東京家政大学生生活科学研究所報告，第1集・1978，p. 28
- 2) 文部省：学制百年史資料編・ぎょせうい・1976，p. 130
- 3) 教育史編纂会編集：明治以降，教育制度発達史・第3巻・p. 216・龍吟社・1938
- 4) 教育史編纂会編集：「前掲書」p. 218
- 5) 教育史編纂会編集：「前掲書」p. 220
- 6) 教育史編纂会編集：「前掲書」p. 220
- 7) 文部省：「前掲書」p. 134
- 8) 文部省：「前掲書」p. 134
- 9) 教育史編纂会編集：「前掲書」第4巻 p. 280
- 10) 教育史編纂会編集：「前掲書」第4巻 p. 281
- 11) 教育史編纂会編集：「前掲書」第4巻 p. 287
- 12) 教育史編纂会編集：「前掲書」第4巻 p. 287
- 13) 教育史編纂会編集：「前掲書」第4巻 p. 288
- 14) 内田紘・森隆文編集・仲新監修 学校の歴史 3巻 中学校・高等学校の歴史 p. 95 第一法規出版株式会社 1979
- 15) 教育史編纂会編集：「前掲書」第5巻 p. 276
- 16) 教育史編纂会編集：「前掲書」第5巻 p. 283
- 17) 教育史編纂会編集：「前掲書」第5巻 p. 352
- 18) 教育史編纂会編集：「前掲書」第5巻 p. 352
- 19) 教育史編纂会編集：「前掲書」第5巻 p. 360

- 20) 教育史編纂会編集：「前掲書」第7巻 p. 344
- 21) 教育史編纂会編集：「前掲書」第7巻 p. 345
- 22) 代表石川謙：近代日本教育制度史料 第3巻 p. 45 講談社 1979
- 23) 文部省編：終戦と教育事務処理提要
- 24) 島田喜知治：「家庭科と職業科」家庭科教育11月 p. 9 1949
- 25) 下中弥三郎編：「職業家庭科」教育学事典第3巻 p. 320. 平凡社 1955
- 26) 安藤堯雄：家庭科教育の性格・家庭科教育・第25巻 p. 12 1951
- 27) 浦谷吉雄：中学校職業・家庭科の改訂について。産業教育，第6巻12号 p. 1 1956
- 28) 高木葉子：高等学校「家庭一般」必修化の過程と問題点・年報家庭科教育研究・第2集，p. 109, 110 1956

参考文献

- 1) 大滝ミドリ・藤本やす・白鳥つや子：人間的観点からの家政学・家庭科の分析・東京家政大学生生活科学研究所報告・第1集，1978.
- 2) 藤本やす・宮崎照子・宇高京子：人間的観点からの家政学・家庭科の分析・東京家政大学生生活科学研究所研究報告・第2集 1979.
- 3) 宮崎照子：藤本やす・宇高京子：人間的観点からの家政学・家庭科の分析・東京家政大学生生活科学研究所研究報告，第3集 1980.
- 4) 岡村喜美：家庭科教育史の歴史的展望・東京学芸大学紀要・第8集・1956
- 5) 近代日本教育制度史料編纂会編纂：近代日本教育制度史料・第4巻・1976
- 6) 近代日本教育制度史料編纂会編纂：近代日本教

東京家政大学生活科学研究所研究報告第4集

- 育制度史料・第6巻・1976
- 7) 常見育男著：家庭科教育史・光生館・1976
- 8) 山本キク：戦後における家庭科育の歩み・産  
業教育・第15巻2号・1965
- 9) 文部省：学制百年史資料編・ぎょうせい・1676
- 10) 山本松代：家庭科誕生の経緯「戦後家庭科教育  
課程の変遷」・家庭科教育臨時増刊号・52巻9号  
・家政教育社・1978